

(2)(3) 勅令とは昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正勅令(同年一〇月一日より施行)第一九條ノ二であつて同條に一月以上に互るものの意義を規定してゐる、即

第十九ノ二 恩給法第四十條ノ二ニ規定スル期間一月以上ニ互ルトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合(イ)ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月(ハ)在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

(a)(b) 恩給法上の在職年計算では第二八條(1)で述べた如く在職一ヶ月は必ずしも三〇日でなく、一日職にあつても在職一ヶ月といふことになるのであるから本條の如き規定を設けたのであつて結局

イ、某月の一日から末日迄現實職務を要しなかつた場合(職務不要が「某月一日」から初つたとき及「某月」の前の或月の或日初つたときを含む)

ロ、某月の一日から其の月の中途(一日でもよし)迄現實職務を要せずして其の儘退職した場合

が(a)の場合であり右に所謂某月は在職二分の一月として計算するのであり(休職を命ぜられた日から休職で其の日は職務しない日であり、復職を命ぜられた日は休職でなく其の日は職務した日である)

イ、現實職務不要の期間が月の二日以降に初つてゐる月

ロ、現實職務不要の期間が現實に職務を要することになつた爲(例へば復職等の爲)終了した月

ハ、現實職務不要の期間が退職で終つた(前述(イ)ロの場合)月でも再就職した月

は(b)の月であつて右の月は在職一ヶ月として計算するのである。

具體的に例を挙げると四月三〇日に休職になり六月一日に退職すると五月と六月だけは何れも在職二分の一月として計算される。

「一月以上ニ互ル」を三〇日以上に及ぶことに規定しなかつたのは例へば四月三〇日に休職になつた者翌月二八日に退職すると半減されぬに反し二九日に退職すると半減されることになり在職の長い方が却て不利となり不合理であるからである(第三八條(2)例説八参照)。

準教育職員のみ俸、手当等は何れも俸給と認められ(四二條——六頁)其の勤続年月数の二分の一に相當する年月数は在職年月数と解すべきであるから本條の規定は準教育職員の休職期間に付ても適用される。

〔例説〕 待命中の外交官と雖外交官及領事官々制第一〇條第三項に依り臨時外務省の事務に従事した期間は現實に職務を執るを要した期間と解すべく本條を適用しない。

(4) 右昭和八年法律第五〇號施行後退職する者は同法施行前の事實に對しても本條の適用を受ける理であるがかかる不利益な規定を遡及適用するのは不妥當と思はれるので恰も恩給法第九〇條第一項但書の場合の「加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外」と同様に右法律第五〇號附則第五條に

第五條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ規定ニ依ル

と規定した。

第四十一條 (在職年の除算)

左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス

- 一 普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合のニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年
- 二 第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年
- 三 在職中^{六年未滿}二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合のニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルの月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者⁽¹⁾ニ付テハ此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數

- 四 公務員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數⁽²⁾
- 五 公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數⁽³⁾
- 六 宮内職員トシテノ在職年月數ニシテ宮内官ノ恩給規程のニ依リ除算セラルヘキモノ⁽⁴⁾

(1) 普通恩給權及増加恩給權消滅原因は第九條及第五條の場合である。右の外有期増加恩給に付ては第五〇條の五

年の期間を經過した時に消滅するが此の場合には専ら症狀の輕快が原因であるから併給の普通恩給の基礎在職年は除算すべきでない。一時恩給權に付ては除算の規定がないから時効に罹つてもその基礎在職年は普通恩給の基礎と爲ることを得る、第二八條(2)にも述べた通りである。再任改定請求權の時効に依る消滅の場合に付第五四條の參照。

(2) 第五一條第一項第二號規定の通り「在職中……其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ」は其の引續いた在職年は無効になり此の無効になつた在職年の除算は前號に規定する所であつて第三號はその禁錮以上の刑に處せられた後の在職年の除算を規定しようといふのである、所が通常の公務員に在つては左掲刑法施行法第三六條、第三七條及舊刑法第三三條の規定に依り六年未滿の懲役又は禁錮に處せられた時は當然官吏たる身分を失ひ退職となるのであるから其の後のことを規定する必要がない。

刑法施行法第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑

法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑

罰法第三十一條 剝奪公權ハ左ノ權ヲ剝奪ス

- 一 國民ノ特權
 - 二 官吏ト爲ルハ權
 - 三 勳章年金位記賞號恩給ヲ有スルノ權(四號以下略)
- 第三十三條 禁錮ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス現任ノ官職ヲ失ヒ其刑期間公權ヲ行フコトヲ停止ス

そこで本號は此の通常の場合に屬しない特別の場合即二年以下の懲役又は禁錮に處せられても當然に身分を失ふことなく猶在職することになつてゐる者についての規定といふことになる、これは即左に掲げる場合である。

陸軍軍人服役令(明治四四年勅二八五號)

第十二條 下士上等兵又ハ之ト同等階級ノ兵卒ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ其ノ官又ハ等級ヲ失フ

前項ノ規定ハ陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ適用セス

第十三條 下士上等兵又ハ之ト同等階級ノ兵卒ニシテ前條ノ規定又ハ陸軍懲罰令(註、明治四四年軍令陸四號、改正大正八、一八號二

二號、大正一〇、八號)ニ依リ其ノ官又ハ等級ヲ失ヒ又ハ免セラレタル者ハ歩騎砲工航空輜重兵科、經理部及衛生部ノ下士(計手ヲ

兵卒ニ在リテハ當該兵科部ノ一等又ハ之ト同等階級ノ兵卒ト爲シ其ノ他ノ者ニ在リテハ前兵科ノ前兵科ナキハ一等卒ト爲ス

海軍下士官服役令(明治四三年勅二五〇號)

第十二條ノ二 下士官六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ官ヲ失ヒ別ニ命ナクシテ當該兵種ノ一等兵ト爲ルモノ

トス

前項ノ規定ハ海軍刑法又ハ陸軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ適用セス

六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられると兵役に服し得ぬことは左の通り

徴兵令第八條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

海軍下士官服役令第十二條 死刑、無刑又ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ス

本號は昭和八年法律第五〇號に依り「二年以下」に改正したもので其の前は「六年未滿」であつた、之は同法で第九條の失權原因「六年以上」を「二年ヲ超ユル」に改正した結果形式的に體裁を合せて改正したものであるが前述の如

く下士官兵は六年未滿の處刑を受けても在職してゐるのであるから二年を超え六年未滿の處刑者は刑重きに拘らず除算されずに却て二年以下の者より有利になり不合理であるから従前通り六年未滿の者は全部本號の適用を受くべきことに勿論解釋をするのを妥當とする。

(3) 執行ヲ受クルコトナキニ至ルとは刑の執行の終了前に恩赦があつたり刑の言渡確定後の刑の時効の完成(刑法第三一條第三二條)などの場合をいふ。

(4) 執行猶豫を取消することなくして猶豫の期間を経過すれば刑の言渡に伴ひ既に發生した事項を恢復若くは變更し得ざるの外は刑の言渡を爲さざりしと同様の状態になる(刑法第二七條)が故に取消されざりし執行猶豫者を除外したのである。

(5) 本號は昭和八年の恩給法改正で新設された第九條第二項の規定に對應する規定で失權した後更に就職して退職し普通恩給の基礎たる在職年數を計算する場合の計算規定である。第九條第二項は第五一條の失格規定との權衡上設けられた規定であるから除算の範圍を第五一條第一項の失格在職の範圍と同様にした。要するに職務犯罪の場合には退職に依り普通恩給權を生じたときは新設の第九條第二項に依り權利を失ひ其の失權の範圍は第四一條第四號で決するのである。犯罪の時とは犯罪が始つてから終了する迄の期間。

(6) (例説) 海軍軍人が上陸中精神錯亂等の爲行方不明となり豫備役に入つた場合(下士官は下士官服役令第二四條第一項第三號に依る)でも行方不明となつた時から豫備役編入迄の期間は恩給法上に於ける在職年の解釋上より推考し本號に該當するものとして除算するの外なしと思はれる。

(7) 大正一二年(同年一〇月一日より施行)皇室令第一六號宮内省恩給令である。

(8) 宮内省恩給令(抄)

第二十七條 左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス

- 一 普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年
 - 二 第三十五條ノ規定ニ依リ宮内職員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年
 - 三 在職中二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數
 - 四 宮内職員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數
 - 五 宮内職員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數
 - 六 公務員又ハ公務員ニ準スヘキ者トシテノ在職年月數ニシテ恩給法ニ依リ除算セラレヘキモノ
- 第九條 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス
- 一 死亡シタルトキ
 - 二 死刑又ハ無期若ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ
 - 三 國籍ヲ失ヒタルトキ
- 第三十五條 宮内職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ
- 一 懲戒處分ニ因リ退職シタルトキ

二 在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第五十六條 遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

- 一 其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ宮内職員ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 二 妻、子、孫又ハ夫婚姻シタルトキ
 - 三 不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ
- 届出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ入りタリト認メラルル遺族ニ付テハ宮内大臣ハ宮内省恩給審査會ニ諮問ノ上其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

第四十二條 (宮内職員及準公務員在職年の通算)

左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス⁽¹⁾

- 一 宮内官ノ恩給規程⁽²⁾ニ依リ宮内官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮内職員トシテノ在職年月數⁽³⁾
- 二 準軍人ノ在職年月數⁽⁴⁾

三 高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ⁽⁵⁾ノ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤績年月數ノ二分ノ一

四 準教育職員引續キ⁽⁶⁾ノ教育職員ト爲リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤績年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

第二十八條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ準⁽⁷⁾ニ、第三十條ノ規定ハ前項第一號第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス⁽⁸⁾用ス此ノ場合ニ於テハ準軍人又ハ皇宮警手トシテノ在職年ハ夫々之ヲ軍人又ハ警察監獄職員トシテノ在職年ト看

做ス⁽⁹⁾

(1) 以上各條の在職年の計算等に關する規定は皆公務員に關するもので準公務員には關しない從て特に規定せぬ限り準公務員即準文官、準軍人及準教育職員(第一九條第二項)の在職年は恩給法上顧みられぬことになる筈であるが本條は即此の特別の規定であつて此等準公務員の中の或者(準軍人)の在職年(但し準軍人の在職は第二七條第三項の特別の場合に限られる)は條件なしに又或者(高等文官試補、判任官見習、準教育職員)の在職年は一定の條件(引續いて公務員又は教育職員となること及勤績年月數の二分の一を算入すること)の下に公務員の在職年と同視して在職年に通算することにしたものである、通算の意義に付ては第三二條(3)参照。

(2) 大正一二年(同年一〇月一日より施行)皇皇令第十六號宮内省恩給令。

(3) 宮内省恩給令(抄)

第一條 宮内職員タリシ者及其ノ遺族ハ本令ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十七條 本令ニ於テ宮内職員トハ宮内官並皇宮警手及勅裁ヲ經テ宮内大臣ノ指定スル其ノ他ノ待遇職員ヲ謂フ但シ俸給ヲ受ケサル

官職ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

女官ノ恩給ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條 本令ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 宮内官ニ在リテハ任命
- 二 待遇職員ニ在リテハ任命

俸給ヲ受ケサル官職ニ在ル者俸給ヲ受ケル宮内職員ト爲リタルトキハ之ヲ就職ト看做ス本令ノ適用ヲ受ケサル職員ヨリ宮内職員ト爲リタルトキ亦同シ

第十九條 本令ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 宮内官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官
- 二 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

宮内職員俸給ヲ受ケサル職員又ハ本令ノ適用ヲ受ケサル職員ト爲リタルトキハ之ヲ退職ト看做ス皇宮警手他ノ宮内職員ト爲リ又ハ

他ノ宮内職員皇宮警手ト爲リタルトキ亦同シ

第二十條 在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第五十八條ニ規定スル一時扶助料ノ基礎ト爲ル

ヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ當該月ニ付テハ恩給ノ計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

第二十一條 宮内職員二以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

前項ノ規定ハ宮内職員公務員タル官職ヲ併有スル場合ニ於ケル年數計算ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 皇宮警手ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ十二年ニ達スル迄ハ他ノ宮内職員トシテノ在職年ハ其ノ十分

ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第二十三條 宮内職員其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

一 戰地ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ從軍期間ノ一月ニ付三月

二 戰地外ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半

前項ノ規定ハ宮内職員其ノ職務ヲ以テ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ職務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス

戰爭ノ期間及地域、職務ノ範圍並戰爭ニ準スヘキ事變ハ勅裁ヲ經テ宮内大臣之ヲ定ム

第二十四條 宮内職員戰地又ハ外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ戰地又ハ外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ經テ宮内大臣之ヲ定ム

第二十五條 宮内職員戒嚴地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ内國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

第二十六條 前三條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付勅裁ヲ經テ宮内大臣ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル

二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

第二十六條ノ二 休職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ互ルモノハ勅裁ヲ經テ宮内大臣ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ付之ヲ半減ス

第二十八條 恩給法ニ依リ公務員ノ恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ公務員及公務員ニ準スヘキ者トシテノ在職年月數ハ之ヲ宮内職員トシテノ在職年ニ通算ス

第三十八條 普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

一 再就職後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ

二 再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲リ退職シタルトキ

三 再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具癡疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第三十一條第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第十九條第二項後段及第二十條第三項ノ規定ノ適用ニ依リ恩給ヲ給セラルヘキ場合ニ於テハ第一項第一號ノ規定ニ拘ラス其ノ恩給ヲ改定ス

第三十九條 前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ヲ合算シ其ノ年額ヲ定メ増加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷痍又

ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具廢疾ノ程度トシ其ノ年額ヲ定ム

(4) 第二十七條第三項、第四十七條(5)參照。

(5) 引續キとは前官職から後官職に自然的に任命されてる關係である、高等文官試補を高等官とし判任官見習を判任官にするには前者を退職せしめず直に後者に任ずる例であつて前者を退職して後者に任ぜられた場合は二分の一通算をせぬ、退職のない場合でも前後官職間に聯絡がないと通算せぬ(例之司法官試補から理事試補となり理事となつた場合には司法官試補の期間を除算する)。準教育職員を教育職員にするには元來準教育職員は身分に於ては雇員の如きものであるから試補や見習を本官にする關係と同一に論ぜられぬのであつて本來ならば準教育職員を退職せしめてから教育職員に任命すべきである、發令の實際をみると準教育職員から直に教育職員に轉任の形式を採つてゐる例も甚だ多いが之も一度前者の退職があつてから後者に任命されたものと解すべきである、然るに本條第四號の立法趣旨は準教育職員より同系統の公務員に自然的に昇進した場合に公務員の前身たる準教育職員勤務期間の幾分を在職年として認めやうといふにあるから轉任の形式を採つた場合も事實上の轉任の場合即準教育職員退職の當日又は翌日教育職員に任命された場合に於ても前後の間に系統上及昇進上自然的聯絡があれば之を引續キと解して差支ないのである。仍て以上述べた所を具體的に述べると左記の三條件を兼備してゐる場合には引續キに該當するものとして準教育職員としての勤務年月數の二分の一を在職年として教育職員に在職に通算し得る次第である(準教育職員の範圍は施行令第九條(二)條—五頁)に規定されてゐる)。

第一條件 準教育職員から教育職員に轉任の形式を採り又は準教育職員を退職した當日又は翌日前後の任免間に連

絡があつて教育職員に任命せられたこと

第二條件 準教育職員は教員であるから同系統の教員たる教育職員になつたことを要する(此の結果準教育職員から教員でない教育職員たる書記、主事、倉庫、圖書館職員等になつた場合は引續キに該當せぬことになる)。

第三條件 恩給法施行令中左記各號の上記の準教育職員から下記の教育職員になつた場合でなければならぬ(中途の準教育職員を経て下記の教育職員になつても經ずしてなつても差支ない)

- (イ) 准訓導→訓導
 - (一) 助教諭心得→助教諭
 - (二) 助教諭心得→助教諭
- (ハ) 教諭心得→助教諭
 - (ニ) 大學以外の學校の助教諭心得→助教諭
- (ホ) 大學以外の學校の教授心得→助教授
 - (ヘ) 大學の助教諭心得→助教授
- (ト) 大學の教授心得→教授
 - (チ) 保母→判任官の待保母

準教育職員は、俸給に關しては小學校のものに付ては明治三〇年勅令第二號市町村立小學校教員俸給ニ關スル件に一定金額の範圍内で、地方長官が俸給額を定むべきことを規定し(加俸に付ては市町村立小學校教員加俸令に規定がある)中等學校以上のものに付ては一定の規程がなく地方長官に於ても殆ど俸給額を明定してをらず各廳區々になつてをり月俸、月手當、年手當、報酬等の名義で給與することが多いが恩給法施行令第九條に於て專任教員たるを要するとの制限を設けてをることでありその受ける右各種の給與は何れも職務に對する反對給付であつて且つ其の地位に相當する生活を維持する費用たるの性質を有するものと認められるから第四四條の恩給法上の俸給と解して差支ないのである(四七條—三頁ハ)、無給期間は除算すべきこと勿論である。準教育職員の勤務年月數の二分

の一に相當する年月數を在職年に通算する以上其の二分の一に相當する年月數は結局在職年月であるから準教育職員の休職期間に付ても第四〇條ノ二の半減規定の適用があるのである（四〇條ノ二三頁）

前述したやうに準教育職員から引續き教育職員になつたときは兩者の身分關係上前者を退職した後後者に就職したものと解されるから後者の在職一年未滿にして改正恩給法施行後退職し教育職員在職中年功加俸を給せられた場合には本俸加俸共に第九九條ノ二第四項を適用される（五九條ノ二—四頁）（因に公立學校職員年功加俸令第七條に依れば市町村立小學校の准調導が公立學校職員に轉ずると前者の勤続年數は後者の勤続年數に通算することになつてゐる。小學校の調導になつた場合に付ては規定がないが文部省の通達に依り同様の扱をしてゐる）。

本條第四號は昭和八年一〇月一日の恩給法中改正法律施行迄は同法律施行に依り廢止された第九九條第二項の爲事實上適用がなかつたのであつて右改正に依り初めて適用されることになり而かも右改正法律施行前の準教育職員勤続年月數も一定要件を充たしてゐる場合には遡て通算し得るのである、此の點に付ては附則第一九條の説明を詳讀せられ度い。

(6) 第二項の改正は第三一條を第三〇條に合併したから第三一條を削り又第三〇條に依り在職年換算の際準軍人は軍人として、皇宮警手は恩給年限等の同じ點（宮内省恩給令第四五條第一項 皇宮警手は在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス）から警察監獄職員として扱ひ其の在職年を換算減少せざるを妥當としたものである。

〔例説〕 皇宮警手として一三年以上勤続した者巡查となり昭和八年の恩給法改正後に退職した場合、皇宮警手より巡查に轉じ兩者合して勤続十三年以上に及び同じく恩給法改正後に退職した場合、上記何れの場合に於ても恩給法第六三條第三項に該當せざるものと解し同項の勤続加給をなし得ぬ。

第四十三條（準公務員在職年計算方法）

第三十二條乃至第四十條ノ規定ハ準軍人ノ在職年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十條ノ二及第四十一條ノ規定ハ前條第一項ノ規定ニ依り在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第二項中第四十條ノ二を加へたのは昭和八年の恩給法改正で同條が加へられ休職歸休等の期間の在職年を半減計算することになつたが之は矢張り準用するのが妥當であるから第一項第二號乃至第四號を第一項として其の第一號をも含ましめることにしたのは宮内職員の在職年月數を通算する場合にも之を準用するのが公平であると考へられるからである。ただ右昭和八年の恩給法中改正法律公布後同年九月一九日に至り皇室令第一號を以て宮内省恩給令中改正ノ件を公布せられ

第二十六條ノ二 休職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ互ルモノハ勤裁ヲ經テ宮内大臣ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ付之ヲ半減ス

と規定せられた爲既に右恩給令で半減された在職年を更に恩給法で半減する理由がないから實際上前條第一項第一號の場合に準用することがなくなつた。

第四十四條 (俸給、本俸、準本俸、俸給額の合算)

本法ニ於テ俸給トハ本俸^(イ)及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

本俸ニ準スヘキモノハ勅令^(ロ)ヲ以テ之ヲ定ム

公務員ニ以上ノ官職ヲ併有^(ハ)シ各官職ニ付俸給ヲ給セラルル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ者ノ俸給額トス

(1) 本俸とは加俸及職務俸に對するもので俸給令に基き普通に俸給(月俸年俸)給料等の名を以て公務員の勤務に對する公務員使用者の反對給付として官職に當然附著せしめた公務員の生活資料たる現實の金額である、故に月手當年手當の如きは俸給でない(特別の例外に付第二四條(イ)例説一及二参照)、又恩給額算出の基礎たるべき俸給は退職前一年内の俸給の意なること第五九條ノ二、第六〇條以下の恩給額算出規定を見れば解るであらう、俸給は六〇條乃至七〇條に規定する如く軍人を除いては恩給額算出の基礎となるものであるから俸給の何物なるか及俸給の有無は常に注意するを要する、俸給は恩給額算出に付て在職年と並んでその基礎をなすものであるから此の二つの基礎の上に立つて居る所の恩給を受けるには何時退職しても恩給を受け得る状態即俸給を受けてゐるといふことを常に必要とするのである、換言すれば現實に俸給を受けた在職期間のみが顧みられるのである從て兼任の期間等は俸給を受けぬから顧みられぬ、又元來俸給を給し得べき官職でも實際に俸給を給せぬ場合には(イ)其の全在職期間無給であつたら其の全期間を

恩給法上無價值なものとし(ロ)初め無給で退職前有給になつたら其の有給期間のみを顧みることとし(ハ)初め有給で退職前無給になつたときは有給の期間を在職年とし無給から有給に移つた際から前に數へて一年間の俸給額を基礎俸給として算出するのである。第四二條第三、四號の準公務員でも無給では二分の一通算をせぬ(補遺参照)。

〔例〕 小學校教員にして恩給法改正前懲戒に依る減俸期間中退職した者の恩給年額算出に付ては減俸せぬ俸給額を基礎として恩給年額を算出する。

(註、恩給法改正後(昭和八年一〇月一日以後)は恩給法施行令第二四條ノ九第三號に右と同一旨の規定を設けた)

(2) 恩給法施行令第二〇條に定むるものである、之を列挙しつつ説明すること左の通り。此の列挙以外のものは加俸等の名を用ひても恩給法上顧みぬのである。

一年功ニ依ル加俸

之に屬するは

市町村立小學校教員加俸令(明治三十三年勅令第一三三號)(抄)

第三條 小學校教員ニシテ五年以上同一府縣内ノ市町村立小學校ニ勤続シ地方長官ニ於テ成績佳良ナリト認メタル者ニハ年功加俸ヲ給ス

年功加俸ハ本科正教員ニ在リテハ年額二十四圓乃至六十圓トシ専科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至二十四圓トス但シ年功加俸ヲ受ケタル後勤続五年ヲ加フル毎ニ本科正教員ニ在リテハ年額十八圓乃至三十圓(昭和六年七月一日の減俸前は十八圓乃至三十六圓)専科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至十五圓(昭和六年七月一日前は十二圓乃至十八圓)ヲ加フルコトヲ得

公立學校職員年功加俸令(大正九年勅令第五一九號)(抄)

第一條 師範學校並公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長、教諭、助教諭、舎監、訓導及保母ニシテ五年以上勤續スル者ニハ年功加俸ヲ給ス

前項各職間ノ轉職ハ之ヲ勤續ト看做ス學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日內ニ前項ニ掲ケル職ニ就キタルトキ亦同シ

第二條 年功加俸ノ年額ハ別表ニ依ル(別表ハ八九三頁にあり)

師範學校長勤續加俸令(大正九年勅令第五二〇號)(抄)

第一條 師範學校長ニシテ五年以上勤續スル者ニハ勤續加俸ヲ給スルコトヲ得

第二條 勤續加俸ノ年額ハ別表ニ依ル(別表ハ八九四頁にあり)

此の外公立大學職員俸給令(大八、勅三七八)第三條、公立學校職員俸給令(明三六、勅六六)第六條、高等官官等俸給令第九條第一項、第一九條第一項附則第二項、造幣局及專賣官等給俸給令第四條、奏任及列任待遇監獄職員給與令(大一一、勅四三八)第二條、臺灣總督府警察官等給與令(大一一、勅一一九)第三條、公立圖書館職員令(大一一〇、勅三三六)第七條、朝鮮總督府鐵道局鐵道醫及鐵道藥劑師ニ關スル件(大一一五、勅二二三)第七條、内閣印刷局醫及内閣印刷局藥劑師官制(昭八、勅二二三)第七條等の加俸又は加給がある。

二 府縣知事ノ指定地加俸

大正九年勅令第二六三號府縣知事加俸ニ關スル件に依る加俸を指す

三 官立又ハ公立ノ大學ノ教授又ハ助教ノ職務俸

帝國大學高等官等俸給令(明治三〇年勅令第二二二號)(抄)

第三條 教授ニシテ學部長醫院院長航空研究所長金屬材料研究所長ニ補セラレタル者ニハ職務俸千五百圓(昭和六年六月一日減俸)

前千二百圓)以内天文臺長傳染病研究所長演習林長ニ補セラレタル者ニハ職務俸八百圓(同上九百圓)以内教授助教ニシテ學生監臨海實験所長植物園長農場長分院長藥局長又ハ圖書館長ニ補セラレタル者ニハ職務俸五百三十圓(同上六百圓)以内ヲ給スルコトヲ得

第四條 各講座ニ職務俸ヲ附ス

各講座ニ對スル職務俸ハ學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ年額五百圓以上千六百圓以下(昭和六年六月一日減俸前六百圓以上千八百圓以下)トシ文部大臣之ヲ定ム但シ各講座ニ對スル職務俸ハ本俸ト合シテ五千五百圓(同上五千七百圓)ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 教授ハ其ノ擔任スル所ノ講座ニ對スル職務俸ヲ受ク

助教ニシテ講座ヲ擔任スル者ハ其ノ講座ニ對スル職務俸ノ半額ヲ受ク

官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件(大正二年勅令第三九二號)

官立大學ノ教授及助教ニハ本俸ノ外學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ俸給トシテ職務俸ヲ給スルコトヲ得
教授ノ職務俸ハ年額千九百五十圓(昭和六年六月一日減俸前二千二百圓)以下、助教ノ職務俸ハ年額千二百五十圓(同上千四百圓)以下トス但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ五千三百五十圓(同上六千圓)ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ五千九百五十圓(同上六千七百圓)ヲ超ユルコトヲ得ス

公立大學職員俸給令(大正八年勅令第三七八號)

第四條 教授及助教ニハ學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ職務俸ヲ給スルコトヲ得

教授ノ職務俸ハ年額千九百五十圓(昭和六年六月一日減俸前二千二百圓)以下、助教ノ職務俸ハ年額千二百五十圓(同上千四百圓)以下トス但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ五千三百五十圓(同上六千圓)ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ五千九百五十圓(同上六千七百圓)ヲ超ユルコトヲ得ス

此の外京城帝國大學高等官俸給令(昭六、勅一〇八) 第二條第三條第二項第五條第七條第八條、臺北帝國大學高等官俸給令(昭三、勅三六) 第二條第三條第五條第七條第八條、旅順工科大学教官職務俸令(昭二、勅三七〇) 第二項の職務俸がある。

四 第一號ニ掲クルモノヲ除クノ外市町村立小學校教員加俸令ニ依ル加俸

同令は第一號に掲げた明治三三年勅令第一三三號で同年四月一日より施行

第七條 市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ單級學校ニ勤務スル者ニハ年額六十圓以下ノ特別加俸ヲ給ス

市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ多級學校ノ一學年ヨリ四學年、五學年又ハ六學年ニ至ル兒童ヲ以テ編制シタル學級ヲ擔任スル者ニハ年額四十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得、僻地ノ市町村立尋常小學校ニ勤務スル本科正教員ニハ年額三十六圓以下ノ特別加俸及准教員ニハ年額十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得但シ前二項ニ依リ特別加俸ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス

同一府縣内ニ於テ僻地ノ市町村立尋常小學校ニ五年以上勤続スル者ニハ前三項ニ依ル特別加俸ノ外本科正教員ニ在リテハ年額三十六圓以下ノ特別加俸及准教員ニ在リテハ年額十八圓以下ヲ加給ス

五 警察監獄職員ノ精勤加俸及功勞加俸

巡査給與令(明治三九年勅令第二五九號)

第四條ノ二 功勞記章ヲ付與セラレタル巡査ニハ一箇月二十圓以内ノ功勞加俸ヲ給ス

第四條ノ三 同一廳府縣ニ於テ五年以上勤続シ行狀方正勤務勉勵事務熟達ノ巡査ニシテ廳府縣長官ニ於テ其ノ精勤ヲ表彰シタル者ニハ一箇月十圓以内ノ精勤加俸ヲ給スルコトヲ得

精勤加俸ヲ受クル者ニシテ他ノ廳府縣ニ轉勤シタルモノニ付亦前項ニ同シ

警部補ノ俸給及給與ニ關スル件(明治四三年勅令第一七號)

(警部補ノ月俸ハ十五圓乃至三十圓トス)

前項ノ外警部補ノ給與ニ關シテハ巡査給與令ヲ準用ス但シ第一條乃至第四條、第十三條、第十四條ノ規定及休職給ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

看守(及女監取締)に付テモ大正一一年勅令第四三八號委任及判任待遇監獄職員給與令第二條、第三條ノ二、第四條に於て右巡査の場合と同様の規定がある、陸海軍看守に付ては略する。

(3) 官職併有は兼官兼職と異る、俸給額では一方の官職で多額を受け他の官職では少く例へば一月一圓二圓等の名義上の俸給額でもよい(又之が普通である)が兎に角辭令面上では二以上の官職を本副の關係なく有することである、併有の場合には各官職に付俸給を給せられ兼官兼職の場合には其の兼ねる方の官職に付ては俸給を給せられぬ例である

あつて俸給なき官職としての在職は(1)で説明した通り恩給法上無價値とするのである。本法に於ては各種公務員は皆相互に通算性あるものとしてあるから本條では公務員の種類を問はず一般的の規定をしてゐるが固と俸給が恩給額算出の基礎になるのは其の俸給を受けた在職年が除算されぬのを前提とすること勿論であるから第九九條第二項の關係で在職年の通算されぬ官職を退職時に併有した場合には本項の適用なく從て俸給を合算せぬのである。

尙注意すべきは本條第三項は併任の場合には一人前の俸給を二以上の複数の俸給に分散せしめてあるのであつて之を合して始めて一人前の俸給になるものであると看做し從て之を合算して始めて所謂退職前の俸給と考へてよいといふ理由に基くのであるから本條適用の爲には兩俸給が同一時期に於て基礎となるやうな關係になければならぬ、換言すれば併有各官職を同時に退職したといふことを前提とするのである、であるから單に或る時期に於て官職を併有した

といふだけで各官職につき退職時期が異るときは第三項の適用はないことである、併有の官職を共に同日に退職すれば同時の退職であるが一日でも違ふと同時とは謂へぬ。

右に述べた所を詳言すれば左の如くなる、

甲乙兩官職（三以上の官職の場合も同様）を併有する場合に甲官職として恩給を請求しても乙の俸給を合算するとの恩給法第四四條第三項は同一人が甲乙兩官職併有の場合には甲乙兩俸給を合して一人前の俸給になるものであると看做し俸給に關しては恰も甲乙兩官職を一官職の如く見て作られたものであるが恩給法第五九條ノ二、第六〇條乃至第六四條、第六七條、第六八條、第七〇條等に依れば恩給の基礎たる俸給の計算は退職を要件としてゐる、換言すれば俸給は請求せんとする公務員としての退職の時を標準とし退職に依て始めて恩給の基礎になるのであるから甲乙兩俸給を合算するのは兩俸給が同時に恩給の基礎になる場合即兩官職を同時に即同日に退職した場合に限るのである。在職は通算しても俸給は必しも常に合算するとは限らぬのである。

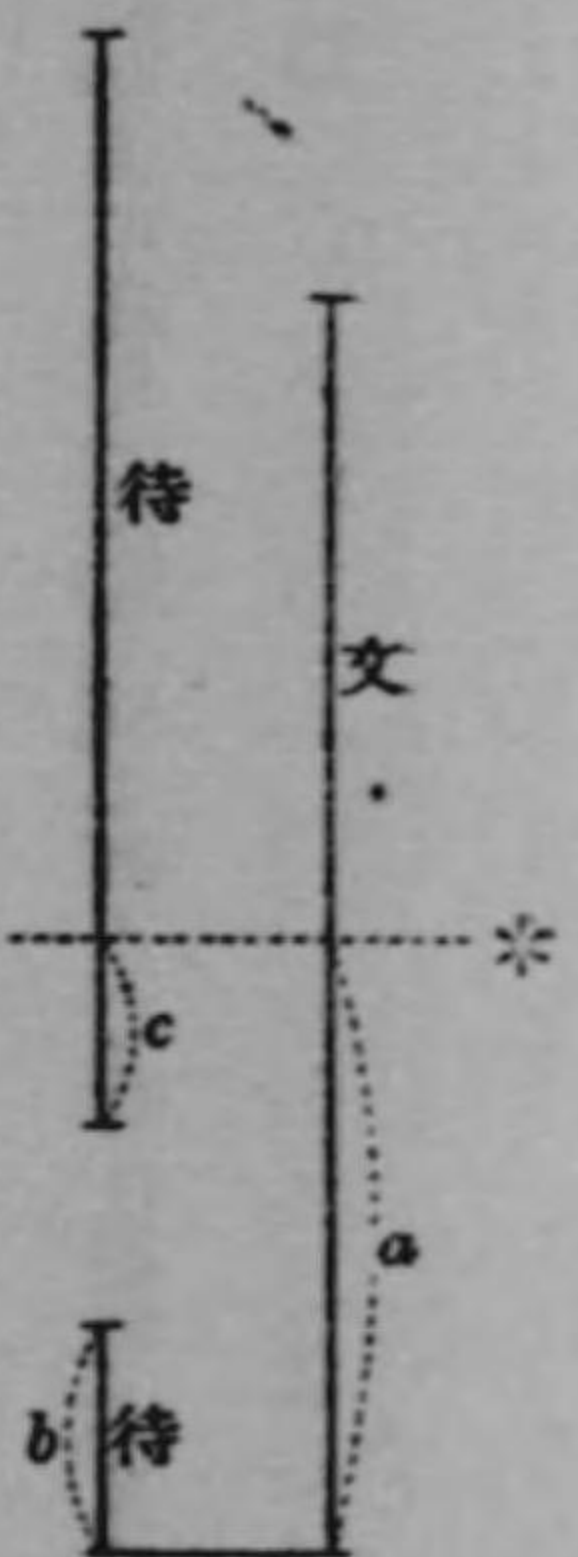
〔例一〕



（* 退職前一年の線）

右の場合に文官としての恩給の基礎俸給を計算する場合には文官退職の日を標準とせねばならぬが此の日には待遇職員としての恩給を請求した場合でも待遇職員としての恩給の基礎にならぬから其の以前のb俸給を基礎とすることを得ず又待遇職員としての恩給の基礎俸給を計算する場合には待遇職員退職の日を標準とせねばならぬが此の日には文官の退職がないからa俸給もa俸給も此の日を標準とする恩給の基礎として合算することを得ぬ。

又〔例二〕



（* 退職前一年の線）

右の場合には文官退職と第二次待遇職員退職とは同日であるから其の日の退職に依て基礎となつたa b兩俸給は文官としての恩給を請求した場合でも待遇職員としての恩給を請求した場合でも合算するのであるが第一次待遇職員退職の日は文官及第二次待遇職員退職の日と同日でないから其のc俸給は文官として又は第二次待遇職員としての恩給の基礎にならぬのである、第一次待遇職員としての恩給を請求した場合にはa b何れの俸給も其の基礎たる俸給にならぬこと勿論である。

要するに昭和八年の恩給法改正後も改正前と同様併有官職を同日に退職した場合に限り併給俸給を合算するのである。

一六年一〇ヶ月在職の後三ヶ月を経て再就職し三ヶ月在職して退職したやうな場合に第五九條ノ二第四項が最終の三ヶ月間のみの俸給を基礎とすることに規定してゐるのは右〔例二〕の場合に第二次待遇職員として恩給を請求しても、俸給を基礎とせぬとの解釋の正當なことを裏書する次第である、併し例二の場合には在職は第二次待遇職員と文官と兩在職を通算して一年以上に達するから第五九條第四項の適用はないのであつてb俸給は一年分に換算せず其の儘a俸給と合算して之を退職前一年内の俸給總額とするのである（五九條ノ二―八頁例説一、二参照）。

〔説例一〕 恩給法第九九條の規定の適用期間中は教育職員と待遇職員併任の者同時に兩職員を退職しても各別の在職年數及基礎俸

給に依る恩給を併給すべきである。

〔例説二〕 教育職員から教育文官に轉じ待遇職員に併任し教育文官と待遇職員とを改正恩給法施行前に同日に退職した場合には教育職員教育文官兩在職年を通算した教育職員恩給と教育文官、待遇職員兩在職年を通算した待遇職員恩給との選擇であり、何れを選択しても教育文官及待遇職員の退職前の俸給を合算したものを基礎俸給として差支ない、此の場合には教育職員在職年と待遇職員在職年とは通算性がないが（退職が改正恩給法施行（昭和八年一〇月一日）以後であると通算性あること附則第一九條説明の通り）退職當時の兩在職年（即教育文官待遇職員兩在職年）相互間に通算性があるから選擇とせざるを得ぬのである。恩給法施行前又は後に教育職員を退職し退職料又は普通恩給を受けた後恩給法施行後改正恩給法施行前（施行後であると教育職員在職年は待遇職員在職年で改定通算されること附則第一八條説明の通り）教育文官に就職し待遇職員に併任し教育文官と待遇職員とを改正恩給法施行前又は後の同日に退職した場合でも同様である。

又本條俸給の合算は恩給額算出の方法として行ふのであつて之が爲に恩給負擔や納金に付て迄合算額を標準とするのでない、併任の場合の負擔に付ては第一七條例説一参照のこと。

其の他俸給額計算方法に關しては第五九條ノ二特に説明(3)及其の施行勅令参照のこと。

第四十五條（普通恩給、一時恩給給與の要件たる在職年數）

公務員所定ノ年數の在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハの一時恩給ヲ給ス

- (1) 恩給は在職年と在職最終の俸給年額とを基礎として算出すべきこと第六〇條乃至第七〇條の定むる通りである、前條は其の俸給を規定し本條は在職年を規定したものである、「所定年數」は公務員に依り一定せぬ、第六〇條乃至第七一條に規定する。
- (2) 退職と謂つても失格原因なき退職でなければ恩給を給せぬ、第五一條に該當する退職は失格原因ある退職である。
- (3) 「又ハ」とある、故に一の退職を原因として普通恩給と一時恩給とを併給せぬことが解るであらう、一在職年に付一時恩給を得た後第二次以下の在職の結果前後合算して普通恩給を給せられる場合（第二八條第二項）には前の在職年は一時恩給と普通恩給の兩者に共通な基礎在職年となるがこれは本條に接觸するものでない、蓋し前の在職年を退職したことを原因として一時恩給と普通恩給とが生じたのでなく此の退職は單に一時恩給の原因となつたに止まり普通恩給の原因は後の退職であるからである。

準公務員に付ては一般的規定がないから準公務員は公務員の在職を有せず準公務員としての在職年だけでは普通恩給も一時恩給も給せられぬ原則であるが準軍人に付てのみは例外が生じ準軍人としてのみ一三年以上在職しても普通恩

給を給する、蓋し第四二條第一項第二號は準軍人は引續き一定の公務員となるといふことを條件とせず單に準軍人としての在職年だけでも在職年と見る旨規定し而して第六一條第二項及第六一條ノ二第二項は準軍人としてのみの在職年一三年又は一二年以上にして退職しても普通恩給を給する旨規定してゐるからである。

第四十六條 (増加恩給給與の要件)

公務員公務ノ爲の傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具瘵疾(のト爲リ)失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及③増加恩給ヲ給ス(の)

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之力爲不具瘵疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内(の)ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及増加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル増加恩給ヲ不具瘵疾ノ程度ニ相應スル増加恩給ニ改定ス(の)

前項ノ期間ヲ經過シタルトキ(のト雖)裁定官廳ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認め且恩給審査會ニ於テ不具瘵疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ(の)之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス(の)

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具瘵疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス

(1)(2) 法文を解剖すると

公務ノ爲傷疾ヲ受ケ不具瘵疾ト爲リ 又は
公務ノ爲疾病ニ罹リ不具瘵疾ト爲リ となる

不具癱疾の程度は恩給法施行令第二四條の規定する所で第四九條の説明に譲る、不具癱疾の程度に達せぬときは増加恩給は給せられぬのであつて此の場合には傷病年金（次條）又は傷病賜金（第六六條、下士以下の軍人のみに給す）を給せらるることあるべきに過ぎぬ。

増加恩給の年額は第六五條に規定せらる。

公務の爲といふのは公務と傷病又は疾病の間に民法學上所謂相當因果關係（又は適當條件關係）あることを解すとすることを妥當と考へる。即特定の場合に公務と認められるabc等の原因條件が存してKなる傷病の結果が生じた場合に一般的場合にもabc等の條件があればKなる傷病が生ずることを客觀的に豫見し得るものであるときはabc等とKとの間に因果關係ありとし而してabc等が公務と認められるか否かは命令の有無、法令服務規律等の趣旨より義務ありや又は適當なりや否や等の關係により決定すべきであらう。公務の種類には二ある、(一)戰闘公務又は準戰闘公務(二)普通公務である、之に付ては第四九條の説明で述べる。

公務の爲といふことを具體的に述べるゝと傷病が次の條件の下に起つたことになるであらう。

- (一) 執務時間中
 - (二) 執務の場所に於て
 - (三) 執務中
 - (四) 執務が當該公務員の職務として認め得るものであること
 - (五) 職務の性質上其の傷病が一般的に豫見し得べきものであること
 - (六) 重大なる過失なきこと（第四六條第四項）
- 尤も(一)(二)は役所で出勤時間から退廳時間迄の間といふやうなのが典型的であるが此の場合に限らず宅調とか夜動とか旅行先に於ける執務とかいふやうな其の延長と見得る場合をも包含せしめて然るべきである。

〔例説一〕 大學の助手として細菌學主任教授の指揮下に恙蟲病病原體研究に従事中恙蟲病毒に感染し之が爲死亡し

た場合には普通公務死亡と認定すべきである。

〔例説二〕 夏季休暇中監督官廳の許可の下に催されたる學校生徒の旅行や海水浴に際し學校長の命に依り附添監督指導の任に當つた教諭が旅行中又は海水浴中に過つて河中に墜落し又は海水中にて身體に故障を生じ溺れんとする生徒を身を挺して水中に飛び込み救助せんとして及ばず溺死したといふやうな例が多いが斯の如き場合は普通公務に因る死亡と解して差支ないと思ふ。

〔例説三〕 物理學擔任の學校教授が平素の研究科目たる航空力學の實地研究の爲特に飛行機に乗ることを學校より命ぜられ航空隊の許可を得て飛行機に搭乗したるに飛行中機體の故障を生じ操縦者と共に墜落負傷したといふ如き事例に於ては其の負傷は普通公務負傷と認定すべきであらう。

〔例説四〕 第四九條説明(2)(a)例説三參照。

〔例説五〕 本屬長官の認許したる武道の仕合中や稽古中に軍人や警察官が負傷した如き場合には普通公務に因る負傷と認むべきであらう。

〔例説六〕 公務に因る旅行中に自動車、汽車、汽船等の交通機關の故障の爲傷病を受けたやうな場合は甚だむづかしい問題であるが是等の交通機關が必ずしも完全に安全なものでなく之に乗ることは殊に長途の不慣れの地への旅行の場合に於ては多少の危険性を豫見し得られるとも思はれ而して公務旅行を命ぜられることは自己の任意に乗る場合と異り公務執行の爲の必然の道程として此の僅かながら危険性へ向ふことを多少強制されるやうな分子を含んでゐる場合もあるとも考へられるから是等交通機關の故障に因る傷病を公務傷病と認めるのを妥當とする場合もあらうと思

ふ。又是等交通機關の危険性を多少共豫見し得るならば其の乗務員たる公務員は職務執行上豫見し得べき危険性ある職務に携つてゐる者と謂つてもよいのであらう。

〔例説七〕 落雷、地震等自然現象に因る傷病は通常の場合には公務執行上當然豫見し得べきことでないから役所の机で公務執行中に落雷があつて感電死亡したからとて公務死とは謂へない。乍併此の自然現象の危険が眼前に迫つてゐるに拘らず特に公務執行の爲其の危険に近づかねばならぬ場合乃至其の危険を通常ならば避け得るに拘らず公務の爲避け得なかつた場合等例之大雷雨中の戦闘や演習の爲危険を冒して工兵が電線工事に従事したり、地震中に命令に依て震源地の調査を強行したり、旅行先で地震の際公務旅行の疲労で旅行先の宿舎で發病臥床中且つ不慣れの爲戸外に避難し損ねたり、火災中廳舎内の重要書類を搬出せんが爲戸内に飛込んだりした場合等の地震、落雷、火事に因る傷病、死亡は恰も公務の爲風雨に曝露して有害感動を受け肺病になつた場合等と同様に公務に因るものと認めねばならぬ場合もあると思はれる。

(3) 即増加恩給を給する場合には普通恩給と併給する原則(予置は稀有の例外を認めること第四七號説明(6)の通り)である、普通恩給は一定年限即普通恩給最短期限以上在職した場合に與ふるの原則である(第六〇條乃至第六四條)が不具瘵疾になつた場合には所定年限に達せずとも與へられることになる、即不具瘵疾になつた場合には經濟上の獲得能力等は普通恩給最短期限在職した場合に減損したと同様の減損を來したものと看做して普通恩給を給し傷痍の特別の苦痛、治療に對する代償として増加恩給を普通恩給の外に給するものと解して大過なからう。普通恩給は在職年が普通恩給最短期限に達せぬ場合は右の如く普通恩給最短期限在職した者に給する恩給額と同額とし(第六〇條第六項、第六

一條第七項、第六一條ノ二第四項、第六二條第六項、第六三條第四項、第六四條第三項)最短期限を起ゆる者には能力減損を見計ふ迄もなく年數に應じ明瞭であるから其の年數に應ずる普通恩給を給する。増加恩給を給せらるる前から既に普通恩給を受くるの権利のあつた者には増加恩給のみを新に給することになるのであつて普通恩給を二以上併給することは(第九九條の場合の外)許さぬ原則である(第五四條)。

第四六條ノ二や第六六條の如く「之カ爲」退職でないから必ずしも不具瘵疾の理由を以て退職せぬ場合でも増加恩給は給し得るのである、但し失格原因で退職しては給せぬ、失格原因は第五一條に規定せられてゐる。

本項の普通恩給及増加恩給は第三條に依り退職の月の翌月から給せられる。

恩給法施行前に傷痍を受け又は疾病に罹つた場合でも恩給法施行後に退職すれば給與事由が恩給施行後に完成したものであるから第八五條第一項の反對解釋に依り恩給法従て本項の適用を受ける。施行前に退職したのでは第九七條の如き規定がないから恩給法を適用出来ぬ、施行前に退職しても後に症狀が増悪すれば第九七條に依り本條を適用する。

(4) 其ノ期間内とは退職後五年内を意味する、退職前に不具瘵疾になつた場合には第一項の通常の場合であるから給與要件の完成した時即退職のときから七年内(第五條)に請求すればよいが本項の如く退職後五年内に不具瘵疾になつた場合は特別の場合であつて法律は此の特別の場合に付ては特別の規定を爲し七年の時効期間を適用せず退職後五年内に請求した場合に普通恩給及増加恩給を給することとしたのである、理論上は不具瘵疾になつた時即給與事由の完成した時から七年内に請求すればよいと思はれるがそれでは退職と請求の間に頗る長年月を経過することもあり又退職後の傷病は退職前公務員たる身分に在つた時の傷病とは生活状態や官廳との接近の度も異なることであり傷病進

展の状を明かにするに於て困難もあるので退職後五年内に不具瘵疾に進んだこと及其の五年内に請求することを條件としたものと解する、であるから此の五年を経過した後でも恩給審査會の議決に依ては恩給を給し又は改定することとした第三項の場合に於ては五年の場合よりも一層認定に困難であるから公務に起因したことに付て「顯著」なることを條件にした。

(5) 「新ニ普通恩給及増加恩給ヲ給」する場合は「退職シタル後五年内ニ之カ爲不具瘵疾ト爲リ……其ノ期間内ニ請求シタルトキ」であつて之は退職前又は後に傷病賜金(第六六條)傷病年金(第四六條ノ二第一項又は第二項)を受けた者退職後五年内に傷病の程度が増進して不具瘵疾になつた場合をも含むのである。増加恩給を受ける前から在職年數に基く普通恩給を受けてゐた者には別に普通恩給を併給するの趣旨でないことは(3)に述べた通りである。

「増加恩給ヲ不具瘵疾ノ程度ニ相應スル増加恩給ニ改定ス」るのは「退職シタル後五年内ニ……其ノ程度増進シタル場合」である、「其ノ程度」とは不具瘵疾の程度である、退職に依り第六項症の増加恩給を受けた者の傷病が退職後五年内に第三項症程度に増進した場合の如きである。

退職後不具瘵疾になつたり其の程度が増進した場合は其の症状が固定して不具瘵疾になつたり増進が固定した時が恩給給與事由の完成した時であるから第三條の給與始期の原則に従ひ裁定廳に於て不具瘵疾が固定した又は増進が固定したと認定した月の翌月から新恩給又は改定恩給を給することになる、而して症状固定の時期が何日であるか明確でない場合には實際問題としては其の症状を記載した診斷書作成の日附を症状固定の日と看做す場合が多い。

(6) 法文に前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖とあるので五年を超えて何年經過した後でも請求し得るやうに見える

が第二項の退職後五年内に不具瘵疾になつた場合には七年の時効期間(第五條)の原則に對し特則として五年内に請求するやう規定した次第であるから第三項の規定に依り此の五年の特別期間の制限は無くなるが之が爲に請求期間が無制限になると解すべきでもないから原則に復して恩給給與事由の完成した時即恩給審査會の議決の基礎になつた恩給診斷書、事實證明書等に依り認定される不具瘵疾になつた時から七年内に請求したことを要するものと解する、從て其の時から請求の時迄に七年を経過してゐる場合には議決があつても恩給の給與又は改定をせぬと解する、併し事實問題としては(5)で述べた如く診斷書の日附の日を症状固定の時と看做すことになるから請求前七年内の診斷書を添附すれば請求時効の問題は事實上問題にならぬことにならう。

(7) 本項の末段に「相當ノ恩給ヲ云々」とあり之は不具瘵疾の程度に相應する増加恩給及普通恩給を給するとの意であるから症状が苟も不具瘵疾の程度に達せざる場合には如何に恩給審査會の公務起因顯著の決議があつても(恩給審査會は不具瘵疾の程度を認定する権能を有せぬ)恩給を給し得ぬのである、從て裁定廳が症状が不具瘵疾の程度に達し公務關係も公務に起因せぬことが明確でないといふ認め恩給を給する爲に恩給審査會に付議するのが相當であると認められた場合に付議せしむることとしたのである、實は症状の程度如何に拘らず退職後五年の期間を経過した後の請求は總て恩給審査會に付議せねば不可ぬといふ説(行政裁判所昭和四年第四四〇號事件、同五年五月二日宣告)もあつたので昭和八年法律第五〇號で「裁定官廳ニ於テ恩給……認め且」の句を挿入改正したのである。

(8) 昭和八年法律第五〇號施行前は「……議決シタルトキハ決議後之ニ相當ノ……」とあつたのを同號で改正したのである、本條第二項の場合には通常の給與原則(第三條)に従ひ給與事由の完成した月即症状固定の月の翌月から給

すること(5)の通りであるが第三項の場合には決議後とあつたので之に右原則を加味し決議のあつた月の翌月から恩給を給し又は改定してゐたのであるが、第三項の場合にも症状固定の月の翌月からの分を決議後に至つて給するの意であると誤解する受給者も多いので右法律第五〇號で改正した次第である、成程症状固定の時が給與事由發生の時であるといふのが理論であらうが第三項は特別に給與する規定であるから恰も第一〇三條第一項の場合の如く給與の始る月を後に延ばしたものであらう。

恩給審査會の議決は恩給給與の爲には是非必要な條件であつて(7)で述べた如く症状が不具癱疾の程度に達せぬ場合には如何に恩給審査會の公務起因の決議があつても恩給を給し得ぬと共に又如何に不具癱疾の程度に達してゐても審査會の決議がなくては恩給を給し得ぬのである。併し恩給審査會は行政官廳でないから自ら恩給を給するの處分は爲し得ぬのであつて恩給給與の行政處分は究極は裁定廳で爲すのである、從て又恩給審査會の議決は行政處分でないから之に對して第一三條の具申訴願又は訴訟を爲し得ぬと解するのである、之に對し不服のある場合には其の議決に基く裁定廳の行政處分(裁定)に對して具申訴願又は訴訟を爲すべきであつて行政處分が取消されても又新に恩給審査會の公務起因顯著の議決がなくては當然には裁定廳は恩給を給し得ぬ。恩給審査會官制に付ては第一五條(2)参照。

「顯著」たることを要する理由は(4)に述べた。

「之ニ」は輕く「公務員に」を意味し「之ヲ」は「恩給を」の意味である。

地方の裁定廳が恩給請求を恩給審査會に付議するには内閣内恩給審査會會長宛に一件書類を添へ審査を申請すればよ

す。

(9) 本條第一項又は第二項に依る請求後裁定前に請求者が死亡したり、裁定後に至つて裁定前に死亡してゐたことが判明した場合には第一〇條に依り遺族又は相続人に請求せしめる(同條(1)(b)参照)、併し本條第三項の恩給審査會に付議すべき増加恩給に付ては恩給は決議後に給することになつてゐて第一〇條の「生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケザリシモノ」は無いのであるから同條に依ることは出来ぬのであつて此の場合には遺族に増加恩給に併給の普通恩給より生ずる扶助料の請求を爲さしめる爲之に増加恩給を請求する場合と同様の書類を添附せしめ公務員が生きてゐて増加恩給を請求してゐたとしたら給すべきものであつたかどうかを付議するの扱例である、之は具申者死亡の場合に遺族に恩給の利害關係人として代つて具申せしめる扱と似た扱と謂ふべきであらう。

昭和八年法律第五〇號施行前に退職し且つ症状の固定した者には同法律施行後に決議があつても同法律施行前の恩給法に依る恩給を給する、蓋し給與事由の發生完了が施行前であるから同法附則第二條に據るのである。

第四十六條ノ二（傷病年金）

公務員公務ノ爲永續性⁽¹⁾ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ノ程度ニ至ラサルモ勅令⁽²⁾ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ之カ爲其ノ職ニ堪ヘスシテ一年内ニ退職シタルトキ⁽³⁾又ハ其ノ公務員カ下士官以下ノ軍人ニシテ⁽⁴⁾退職後一年内ニ之カ爲一種以上ノ兵役⁽⁵⁾ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病年金⁽⁶⁾ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件（傷病ノ程度ヲ除ク）⁽⁷⁾ノヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病ノ程度カ前項ノ勅令ニ定ムル程度ニ達セザリシモノ⁽⁸⁾ノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス⁽⁹⁾

前條第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス⁽¹⁰⁾

(1)(6) 第四十六條ノ二は昭和八年法律第五〇號で追加された條文で從來の傷病賜金中第一款乃至第四款を(2)の勅令を以て傷病年金に改めたのである。傷病年金は増加恩給と傷病賜金との中間の程度の傷病者に與へる傷病恩給で傷病賜金が一時金であり且つ下士官以下の軍人のみに給するに對し年金であり且つ一般公務員に給することは増加恩給と同類であるが當然には普通恩給を併給せぬ點は増加恩給と異なる。抑、昭和四年一月から昭和六年四月迄陸軍省内に存した兵役義務者及廢兵待遇審議會で「増加恩給受給者の待遇は數度の恩給法改正に依り逐次向上せられたるに比し一時賜金廢兵の待遇之に伴はざるの嫌あるに鑑み兩者待遇上の差等を漸階的ならしむる爲現症再審の上(一)症狀重き者

に對しては増加恩給を(二)症狀之に亞ぐ者に對しては普通恩給を併給せざる特殊の年金を(三)症狀輕き者に對しては一時金を支給すること」の答申を爲したのであるが政府では之に鑑み先づ昭和七年勅令第二〇五號(同年八月一日より施行)傷病軍人特別扶助令及同年陸海軍省令第一號傷病軍人特別扶助令施行規則を以て舊軍人恩給法賑恤金第一款甲乃至第二款乙(傷病賜金第一款乃至第四款相當)を受けた者に毎年度特別扶助金を、第三款甲以下の賑恤金を受けた者に一時限り特別扶助金を給することにしたが昭和八年の恩給法改正の機に第四十六條ノ二を設けて昭和九年四月から(恩給法中改正法律附則第一條)傷病賜金第一款乃至第四款を傷病年金第一款乃至第四款に直して一般公務員に適用し又舊賑恤金第一款甲乃至第二款乙を受けた者等にも此の年金を給することにした(同上附則第七條)次第である。從て特別扶助金は昭和九年度からは給せぬことになつた。

永續性といふのは永久的、不治的といふ意でなく短日月で治癒するものとは思はれぬことである、病氣なら慢性的なことである、必ずしも永久的でないことは第五〇條第三項に依り五年間傷病年金を給する場合があるのに觀ても判るであらう。増加恩給の場合でも永續性を要すること勿論であるが茲に特に永續性を表示したのは例之公務の爲一時的に強度の神經衰弱になつた場合でも之を理由にして直に退職した場合には「之カ爲其ノ職ニ堪ヘスシテ一年内ニ退職シタルトキ」に該當するものとして傷病年金を給せねばならぬ處があるから注意的に書いたものと解して置き度い。

(2) 此の勅令とは恩給法施行令第二四條ノ二であつて之は恩給法第四九條第二項に關聯して規定されてゐるから同條参照のこと。

(3) 「之カ爲」とあるから公務に因る傷疾疾病の爲に職に堪へなくなつて其の理由で一年内に退職した場合に限り

給するのである、増加恩給の場合よりも症状が軽いのであるから給與の條件が増加恩給の場合よりも嚴格になつてゐるのである。一年内とは症状固定のときから一年内と解すべきである。

(4)(5) 前述(3)の場合は公務員一般(従て下士官以下を含む)の場合の條件であるが下士官以下の軍人の場合には傷病の経過が確定せぬ内に現役満期になつてしまふことが多いのであつて斯くして一應退職となつた後に症状固定し傷病を理由として豫備役を、又は豫備役及後備役を、又は永久服役に堪へぬときは全兵役を免ぜられることがあるのであつて、此の場合も殊に義務兵及其の延長たる下士官に付ては公務員一般の(3)の場合に準じて考ふべきであるから此の場合にも給することにしたのである。

(7) 次の(8)に規定する如く本項は退職當時の傷病の程度が傷病年金の程度に達せぬ場合のことであるから「(傷病ノ程度ヲ除ク)」と規定した次第である。

(8) 故に退職當時に傷病賜金程度に達してゐた場合でも差支ない。

(9) 準用の結果を法文的に表すと次の如くならう。

公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ勅令ノ定ムル程度ニ達セス失格原因ナクシテ之カ爲其ノ職ニ堪ヘスシテ一年内ニ退職シタル後五年内ニ之カ爲勅令ノ定ムル程度ニ達シタル場合又ハ其ノ公務員下士官以下ノ軍人ニシテ退職後一年内ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル後五年内ニ之カ爲勅令ノ定ムル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ傷病年金ヲ給ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定官廳ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審査會ニ於テ勅令ニ定ムル程度ノ傷病疾病カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相當ノ傷病年金ヲ給ス

傷病が退職前に勅令の定むる傷病年金の程度に達し退職後に其の程度が増進した場合でも其の期間内に請求したときは高度の傷病年金に改定し得るものと解し度い、蓋し傷病年金程度に達しなかつた者の爾後重症を認めるのに其の程度に達した者に付ては認めぬといふのでは權衡を失する次第であり又第四六條第二項は退職前に傷病年金又は増加恩給の程度に達した者の爾後重症に依る改定を認めてゐるのに觀ても之を禁止する法意は全然認められず寧ろ改定を認めてこそ完全に爾後重症を認めた趣旨に合致するものと考へられるからである。

尙改正恩給法施行(傷病年金に付ては昭和九年四月一日、附則第一條)前に増加恩給の程度に達せぬ傷病疾病の爲一年内に退職した下士以下の軍人でない他の公務員(即准士官以上の軍人及軍人以外の公務員)が同法施行後に症状増進を理由として傷病年金を請求した場合には昭和八年の恩給法中改正法律中には恩給法施行當時の増加恩給に付ての第九七條の如き規定も存せず同法律附則第七條本文の規定もあることであるから假令増進して傷病年金の程度に達してゐても之を給するを得ぬ。又下士以下の軍人で右改正法律施行前に傷病賜金を受くべき退職以外の要件が存し只施行後に退職した者には従前の規定上の期待權に重きを置き之に先づ傷病賜金を給し後に附則第七條で傷病年金を給すべきである。

(10) 之は同一の退職又は同一の傷病を理由として併給し得べきものと然らざるものとを規定したもので第八條第一項に所謂「特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合」に該當する。従て別個の退職や傷病を理由とする場合には傷病年金と傷病賜金(傷病賜金を前に受ける場合。之を後に受けることは第五條ノ二があるから出來ぬ)とを併せ給することも出來る、但し別個の理由の場合でも傷病年金と増加恩給、傷病年金と傷病年金とは第五條ノ二の規定に依り併せ給することを得ぬ。

第四十七條 (準公務員に増加恩給又は傷病年金を給與する要件)

前二條ノ規定ハ準文官の、陸軍ノ見習士官海軍ノ候補生以外のノ準軍人の又ハ準教育職員ノニシテ在職中の公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス。

- (1) 其の普通恩給の年額は第六〇條末項、増加恩給の年額は第六五條第二項、傷病年金の年額は第六五條ノ二第二項に依る。
- (2) 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生の意義は第二一條の説明参照、「以外」といふのは見習士官及候補生に付ては本條後段に於て別に規定したからである、その區別したのは在職中なるを要すると要しないとの點に依てである。
- (3) 其の普通恩給年額は第六一條第七項、増加恩給年額は第六五條第二項、傷病年金は第六五條ノ二第二項に依る。
- (4) 其の普通恩給年額は第六二號末項、増加恩給年額は第六五條第二項、傷病年金は第六五條ノ二第二項に依る。
- (5) 在職中といふ文字を用ひたのは右に述べた通り後段の陸軍の見習士官又は海軍の候補生に付ては此の在職中の文字を用ひず從て此等の者に付ては公務傷病が必ずしも在職中に起つたことを要せぬことにする爲である、之は準軍人は第二七條第三項規定の通り恩給法上の在職としては職務、戒嚴地境内の勤務又は外國の鎮戍に服する期間に限られてゐるが見習士官や候補生に在つては此等の勤務服務の外に公務を執る場合がよくあるのでそんな公務の爲傷病になつた場合には見習士官や候補生には前條各項の規定を準用するのを適當と認められたからである。在職中といふのは在

職年として通算され得る期間を指す場合が最も普通であるが之に限らぬ、恩給法第二五條乃至第二七條に規定する就職と退職との間の期間ならよいと解する、故に例へば高等文官の試補が引續き公務員にならぬ内に即第四二條第一項第三號の在職年に通算される條件を充さぬうちに公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹つた場合にも右第二七條第一項に依る就職後の在職中であるとして本條の適用を受ける。

(6) 前二條及本條に依り給する増加恩給及傷病年金は負傷し又は疾病に罹りたる際の階等に從ふのではなく退職當時の階等(第六五條及第六五條ノ二参照)に從ふのであるから問題は無いが増加恩給と併給する普通恩給は退職前の俸給に依り算出する(第六〇條以下)の原則であるが準公務員中には給せらるべき俸給の無いものや又何かを給せらるるものを俸給として取扱ふべきや否や疑はしいものがあり從て普通恩給を併給すべきや否やに付困難な問題を生ずることがある、以下之に付少しく研究するの要がある。

- (イ) 準文官には俸給を給する者又は給し得るもの(高等文官試補、判任官見習の如し)と無給のもの(體育研究所無給技手、傳染病研究所無給技手の如し)とあり無給の者は普通恩給算出の基礎がないわけである(第四四條(1)参照)から斯かる者には増加恩給のみを給すべく普通恩給は併給せざるものと解する。
- 三等郵便局長の年手當は俸給と認めざるを妥當と解する。

(ロ) 準軍人は俸給を給せられるもの(海軍の候補生)、月手當を受けるもの(陸軍の見習士官、士官候補生等)、日當を受けるもの(兵學校生徒の如し)、何等の給與を受けぬもの(幼年學校生徒の如し)等種々複雑であるが元來準軍人の普通恩給は退職當時の階等に依つて定める(第五九條ノ二、第六一條第三項)のであり而して準軍人の公務傷病等の規定の適用に付ての階等は恩給法施行令第二六條に規定してあるから之に依て増加恩給の外普通恩給をも併給し得るのである。

(ハ) 準教育職員中小學校の準教員に付ては勅令(明治三〇年勅令第二號市町村立小學校教員俸給ニ關スル件第二、四條)で俸給に關し規定して居る、中等學校以上のものに付ては一定の規程がないやうであるが恩給法上準教育職員たる利益を享けるには恩給法施行令第九條に於て専任教員たるを要すとの制限を設けて居ることでありその受ける給與は職務に對する反對給付であつて且つ其の地位に相當する生活を維持する費用たるの性質を有するものと認められるから大體に於て恩給法第四條に於て説明した俸給の意義に叶つて居るものと認められる、結局準教育職員には増加恩給の外に其の受ける給與を基礎として普通恩給を併せ給すべきものである。普通恩給は退職前の俸給に依り算出するのが原則であること前述の通りであるから無給の準公務員として負傷しても公務員(有給)となつて退職した場合には普通恩給を給し得るものと解する。

準軍人にして職務、戒嚴地境内の勤務又は外國鎮戍に服し恩給法第二七條第三項前段に依り在職年を有する者が引続き軍人に爲つたときは同項後段及第四十六條第一項を準用する第四七條の規定に依り軍人になると同時に準軍人は退職となり増加恩給及普通恩給を給すべきかのやうに思はれるが普通恩給に付ては右第三項後段及第四七條に拘らず第六一條第二項及第六一條ノ二第二項が退職の外決定的に恩給法上の受給資格者たる地位を退いた意味に於て準軍人たる身分を免ぜられたこと即他の公務員の退職に相當する事實のあつたことを給與の條件としてをることに鑑みるときは増加恩給も右の趣旨に於て其の身分を免ぜられたことを給與の條件とすべく而して準軍人引続き軍人となつたのは其の身分を免ぜられずして公務員たる地位に在ることとなるから軍人になると同時に増加恩給及普通恩給を給すべきでなく軍人を退職した時に給すべきである、又從て右の場合の準軍人としての在職年は之を軍人としての普通恩給は勿論第二八條第二項但書の規定に拘らず一時恩給、一時扶助料の基礎在職年に通算し得べく尙準軍人としての傷病當時の階等に拘らず軍人としての退職當時の階等に依り増加恩給を給すべきである。

第四十八條 (公務傷病と看做さるる場合)

公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做スノ

- 一 勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在動中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ
 - 二 戦地ニ於テ又ハ公務旅行中ノ流行病ニ罹リタルトキ
 - 三 公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ
- 前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ノヲ以テ之ヲ定ム
前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

(1) 看做スとあるから各號の一に該當することさへ證明すればよいのであつて一般の場合の如く果して傷病が公務の爲なりや否やの立證を要せぬことになる。

(2) 指定の地域及流行病は恩給法施行令第二一條の規定する所である、即

第二十一條 恩給法第四十八條第一項第一號ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號表ニ依ル

第三號表

地 域	流 行 病
八 重 山 列 島	マラリア(黒水熱ヲ含ム以下同シ)、赤痢
鹿兒島縣大島郡、沖繩縣	Dengue熱
朝 鮮	猩紅熱、痘瘡、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、赤痢、肺チストマ病
臺 灣	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、Dengue熱
南 洋 諸 島	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、黃熱
滿 洲 州	ベスト、猩紅熱、痘瘡、腸チフス、バラチフス、赤痢
支 那	マラリア、猩紅熱、痘瘡、コレラ、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、赤痢、カラアザール
(滿洲ヲ除キ香港ヲ含ム)	
露 領 西 伯 利 亞	發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、回歸熱、赤痢
(薩 哈 連 州 ヲ 含 ム)	
比 律 賓 諸 島	マラリア、コレラ、腸チフス、バラチフス、赤痢
蘭 領 東 印 度 諸 島	マラリア、コレラ、ベスト、赤痢
佛 領 印 度、暹 羅、	マラリア、コレラ、發疹チフス、ベスト、赤痢
緬 甸、馬 來 半 島	マラリア、コレラ、ベスト、赤痢、カラアザール
英 領 印 度	マラリア、コレラ、ベスト、赤痢、カラアザール
ペ ル シ ア	マラリア、猩紅熱、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、回歸熱、赤痢
中 央 亞 米 利 加	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、黃熱
南 亞 米 利 加	マラリア、發疹チフス、黃熱
墨 西 哥	マラリア、ベスト、回歸熱、赤痢、トリパノゾーム病、黃熱
亞 非 利 加	マラリア、ベスト、回歸熱、赤痢、トリパノゾーム病、黃熱

流行病は必ずしも法定傳染病(明治三〇年法律第三六號傳染病豫防法に規定するコレラ、赤痢、腸チフス、バラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、チフテリア、流行性腦脊髄膜炎及ベストの一〇病)でない、流行病といふ語は醫學上の語でない。

(3) 戦地は第三二條末項の説明の通り勅裁で定める。

(4) 恩給法施行令第三二條である、即

第二十二條 恩給法第四十八條第一項第二號ノ流行病ノ種類左ノ如シ

- 一 マラリア(黒水熱ヲ含ム)
- 二 猩紅熱
- 三 コレラ
- 四 脚氣(戦地ニ限ル)
- 五 發疹チフス
- 六 腸チフス
- 七 バラチフス
- 八 ベスト
- 九 回歸熱
- 十 赤痢

- 十一 流行性腦脊髄膜炎
- 十二 流行性感冒
- 十三 肺チストマ病
- 十四 トリパノゾーム病
- 十五 ワイルス氏病
- 十六 カラアザール
- 十七 黄熱

(5) (例説) 海軍艦船乗員たる公務員にして公務旅行中流行病に罹りたるものと看做さるべき場合は通常次の如くであらう。

- 一、艦船に乗り定票地を離れた後流行地域に上陸した場合
- 二、寄港地附近海面が流行病病毒に依り汚染せられたものと認めらるべき場合

(6) 不慮の災厄は公務執務の性質上豫見し得ぬ傷病でなくてはならぬ、豫見し得るもの即公務と相当因果關係あるものならば第四六條の公務傷病になる。本號は公務との間に相當因果關係はないが而も其の不慮の災厄が本人が一般人としてでなく特に公務員たる身分を保有してをるといふ特別の關係あるが爲に蒙らされたものであるならば公務傷病として扱ふといふ趣旨である。

恩給法施行前の事件であるが内閣總理大臣原敬氏の暗殺された事件の如きは本號の好適例であつて恩給法施行後に於ては濱口首相、犬養首相の遺族が之に該當するであらう、本人が其の傷病で死亡すれば遺族は公務扶助料を給せられることになる。

刑事被告人に其の事件に關與した検事が通勤の途中電車内で傷害せられたり、名刑事が附狙はれてスリ犯人に突然殺害せられたりしたとすれば之も本號の適用があるであらう。

恩給審査會官制に付ては第一五條(2)参照。

第四十九條 (公務傷病の原因、不具瘵疾の程度、傷病年金の程度、公務傷病に關する規定適用上の階等)

公務傷病ノ原因ヲ分ツテ戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務ト普通公務トス⁽¹⁾

戰闘ニ準スヘキ公務ノ範圍⁽²⁾及公務傷病ニ因ル不具瘵疾ノ程度⁽³⁾及傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度⁽⁴⁾並教育職員、警察監獄職員、待遇職員、準文官、準軍人及準教育職員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ勅令⁽⁵⁾ヲ以テ之ヲ定ム

(1)〔例説〕 戰闘に因り傷痍を受けたる後更に普通公務に因り傷痍を受け兩者の機能障碍を合するも増加恩給第六項症の程度に達せずして現役を離れた後各症狀増進し第六項症の程度に達した場合には單に前者のみでは第六項症に達せず後者を合して始めて増加恩給を受くべき程度に達するものであるから第五條規定の趣旨に依るも後の普通公務に依る傷痍を主因と認め別表第二號表乙號の額を給すべきである。

(2) 恩給法施行令第二三條に規定する、即

第二十三條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依ル戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 戰地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病^(a)
- 二 暴徒鎮壓又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊蕃人等討伐中ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
- 三 外國ノ交戰若ハ擾亂^(b)ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病

四 航空機^(c)ニ乗シ航空勤務中又ハ潛水艦ニ乗シ潛航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

五 職務ヲ以テ兇賊^(d)又ハ脱獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ

其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病

六 職務ヲ以テコレラ又ハベストノ防疫、診療又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病

七、急流其ノ他生命ノ危險ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潛水勤務ニ因ル傷痍疾病^(e)

(a)〔例説一〕 酷寒の地に在つて戰闘中である爲足趾等の凍冷に手當を加ふる暇なく之が爲足趾凍傷に罹り足趾を切断失するに至つた如きは準戰闘公務に因る傷痍として差支ない。

〔例説二〕 出征兵が戰地に在つて數日後の攻撃の準備作業として陣地構築中敵兵埋没の地雷が俄然爆發して負傷した如き場合は第一號に該當する。

〔例説三〕 事變に出征の備備隊員が宿舎に於て隊長の命に依り戰闘後の彈藥整理の爲(敵の遺棄したるにあらざる我軍の)手榴彈を格納庫に格納中偶々一筒の手榴彈が格納箱の外側に突出せる釘の尖端を擦過した爲炸裂し手に負傷した如き場合は普通公務に依る傷痍となすべきである。即戰地に於ける出來事であつても第一號の條件に該當せねば普通公務となるのであつて戰地の事は總て戰闘公務又は準戰闘公務に因るものであるとは謂へぬのである。

尙戰地とは必ずしも恩給法第三二條の戰爭又は戰爭に準すべき事變の場合の戰地に限らず事實上の戰闘行爲のあつた土地と解すべきこと第三號の擾亂が第三三條の勅裁に依る擾亂でなくとも足りるのと同様である。

(b) 擾亂は必ずしも恩給法第三三條の擾亂としての勅裁があつた場合に限らず事實上の擾亂であれば足りる、本

條の傷病は加算すべき危険性の問題でなく事實行為から起つた實害の問題であるからである。

〔例説〕 支那軍互に争闘中の揚子江流域の居留民保護の爲出動せる軍艦の乗組員として甲板上で作業中支那軍の流弾に中り負傷せる如きは第三號に該當するであらう。

(c) 航空機の意義は第三六條で説明の通り。

(d) 大正一四年四月七日夜ハルビン市傅家甸支那家屋に三名の不逞鮮人あるを探知翌朝未明支那官憲の應援を得て三名を逮捕せんとするに際し不逞鮮人の拳銃の爲我が巡查部長は腹部貫通銃創を受け斃された、斯くの如きは施行令第二三條第五號の兇賊逮捕の規定に該當するものとし普通恩給年額の全額の扶助料を遺族に給せられる。

(e) 工兵が急流の川で潜水器を着けて潜水して架橋する場合等のことである。本號は昭和八年勅令第二三六號で追加した。

(3) 恩給法施行令第二四條である、即

第二十四條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具癱疾ノ程度ヲ分チテ左ノ七項トス

特別項症

- 一 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 二 重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 三 身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症

- 一 複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
- 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ

- 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ癱シタルモノ
- 四 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 五 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

- 一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
- 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ癱シタルモノ
- 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 兩耳全ク聾シタルモノ
- 五 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症

- 一 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 三 兩聾丸ヲ全ク失ヒタルモノ
- 三 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

五 兩耳ノ聽力カ耳鼓ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

第四項症

- 一 泌尿器ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

- 一 鼻ヲ失ヒ其ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
- 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

- 一 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ大ニ妨アルモノ
- 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス。

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル。

(a) 矯正視力といふのは眼球の屈折機(水晶體、硝子體、角膜等)の異常を眼鏡(凹面鏡、凸面鏡、圓柱鏡等)にて矯正した場合の視力のことである。

萬國共通視力標の視標〇・一を見得る距離で測定した視力と増加恩給、傷病年金、傷病賜金の程度との關係を表示するに左の如くなる。

恩給程度	目	三	目	一目	四款	三款	二款	一款	六項
視力	0.3								
距離 m.	15.								
	14.5								
	14.								
	13.5								
	13.								
	12.5								
	12.								
	11.5								
	11.								
	10.5								
	10.								
	9.5								
	9.								
	8.5								
	8.								
	7.5								
	7.								
	6.5								
	6.								
	5.5								
	5.								
	4.5								
	4.								
	3.5								
	3.								
	2.5								
	2.								
	1.5								
	1.								
	0.5								

(b) 前項各症は謂はば程度の見本であつて實際の場合の症狀は之に該當せぬ内科的器質的傷病の場合が多く又該當しても一部が該當して全部としては其の綜合になつたりで症狀の全部が其の儘該當することは少いから前項各症に準じて査定する場合の方が多いのである。

(4) 恩給法施行令第二四條ノ二で傷病年金の程度を規定した、即

第二十四條ノ二 恩給法第四十九條第二項ニ規定スル傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四款トス

第一款症

一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

- 二 一耳聾シタルモノ
- 三 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側掌丸ヲ全ク失ヒタルモノ

第二款症

- 一 一耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ
- 二 一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症

- 一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

- 一 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 二 一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

この傷病年金の各款症の程度は改正前の傷病賜金の第一款乃至第四項の程度と全く同じである。而して此の改正規定は昭和九年四月一日からの施行である（改正恩給法施行令附則第一條）。傷病年金に付ても實際問題としては増加恩給に於けると同様各款症として代表的に掲げた各款に該當せず之に準ずる傷病が多いのである。

(5) 恩給法施行令第二五條乃至第二九條である、増加恩給は第六五條に規定する通り退職當時の階等が基礎となるのであるが第四九條第二項に掲げられた公務員や準公務員は此の階等を當嵌めるのに必ずしも明瞭でないので特に規定したのである。

第二十五條

準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 高等官ノ試補ハ判任官一等トシ判任官見習ハ同四等トス
- 二 國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ官等等級ニ依ル

第二十六條

準軍人ノ公務傷病等ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生ハ判任官一等トス
- 二 前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生、陸軍士官學校生徒、海軍兵學校生徒、海軍機關學校生徒、海軍經理學校生徒、海軍航空豫備學生及海軍豫備生徒ハ判任官三等トス
- 三 前二號ニ掲ケサル陸海軍諸生徒及海軍豫備練習生ノ階等ハ兵卒ニ準ス

第二十七條

教育職員及準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

普通公務	親・勲任及待遇		將官		第一項ノ金額ニ其ノ一〇分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス	
	奏任及待遇	列任及待遇	佐官	將官	准士官	下士官
一九二〇	一、四四〇	九六〇	八〇〇	九六〇	八六四	七九二
一九二〇	一、三〇〇	九六〇	八〇〇	七二〇	七二〇	六六〇
一九二〇	一、二八〇	九六〇	六四〇	五七六	五二八	四八〇
一九二〇	一、〇二四	七六八	五二二	四六一	四二二	三八四
一九二〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	三三〇	三〇〇
一九二〇	六四〇	四八〇	三三〇	二八八	二六四	二四〇
一九二〇	五二〇	三六〇	二四〇	二一六	一九二	一七〇
一九二〇	四〇〇	二四〇	一六〇	一四三	一三〇	一一〇
一九二〇	三〇〇	一六〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇
一九二〇	二〇〇	一〇〇	六〇	六〇	六〇	六〇
一九二〇	一〇〇	六〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一九二〇	六〇	三〇	一五	一五	一五	一五
一九二〇	三〇	一五	七	七	七	七
一九二〇	一五	七	三	三	三	三
一九二〇	七	三	一	一	一	一

第五十條 (有期の増加恩給)

裁定官廳ハ増加恩給ノ裁定ヲ爲スニ當リ將來不具廢疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス(1)
前項ノ期間満了ノ六月前迄傷疾疾病回復セサル者ハ再審査ヲ請求スルコトヲ得(2)再審査ノ結果恩給ヲ給スヘキモナルトキハ之ニ相當ノ恩給ヲ給ス(3)

前二項ノ規定ハ傷病年金ノ裁定ヲ爲ス場合ニ付之ヲ準用ス(4)

(1) 此の場合には恩給局では恩給證書の恩給年額の下に(有)期、次に

(イ) 増加恩給は

但シ恩給法第五十條第一項ノ規定ニ依リ
普通恩給及増加恩給給與終期

年 月

又は(在職年が普通恩給年限以上の場合)

但シ恩給法第五十條第一項ノ規定ニ依リ
増加恩給給與終期

年 月

(ロ) 傷病年金は

但シ恩給法第五十條第三項ノ規定ニ依リ
傷病年金給與終期

年 月

の印を捺すことになつてゐる。

五年間は給與事由發生の月の翌月から（第三條）月計算で五年間と解する。

(2) 五年の期間の満了前六月即裁定後四年六月を過ぎた後五年の期間満了の日から七年（第五條）迄の間に請求すればよす。

(3) 第四六條第二項の條件を備へて居る者は退職後五年内に同條項に依る請求を爲し得る事は本條と相互に妨げぬ尙本條に依り再審査を請求中五年の期間を経過し而も未だ裁定のない内に請求者が死亡した場合には其の遺族又は相續人に第一〇條に依り請求せしめて然るべきこと同條(2)(b)の通りである。

「相當ノ恩給ヲ給ス」とは五年の期間満期の際の固定症狀の程度に相當する増加恩給又は傷病年金を給する意味で以前と同程度の或は以前より高度の或は低度の増加恩給、傷病年金を給し或は前が傷病年金で後が増加恩給或は前が増加恩給で後が傷病年金（此の最後の場合に第四六條ノ二第一項の一年内云々の要件を要せぬことに解し度い、蓋し同項は低度の傷病を理由とする退職に因り、矢鱈に傷病年金を請求されない爲の制限要件である）になることもある、而して將來其の程度が低下することあるべしと認めるときは更に五年の有期恩給として給することが出来るし然らざるときは無期恩給を給すべきである。何れにしても前恩給の期限の切れた翌月から給すべきである。再審査の當時回復してゐる者後に至つて増悪した場合には第四六條第二項、第三項又は第四六條ノ二第二項で更に増加恩給又は傷病年金を請求し得る（増加恩給を受けてゐる者五年の期間満了の際傷病年金より低い程度に回復し後に至つて傷病年金程度に達した場合と雖前遺族内と同理由に依り第四六條ノ二第一項の條件を具備するを要せぬと解し度い）。

第五十一條（失格原因）

公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル⁽⁴⁾在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

- 一 懲戒、懲罰又ハ教員免許狀取消ノ處分ニ因リ⁽⁵⁾退職シタルトキ
- 二 在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ⁽⁶⁾

第二十六條第二號但書及第四號但書ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス⁽⁷⁾

(1) 資格を失ふ即失格である、恩給を受くるの資格は恩給を受くるの権利と異ること第一條の説明の通りである。失格しても失ふのは失格原因ある在職だけであつて其の前の在職には影響はないのであるから其の前の普通恩給給付は其のまま保有し得べく未だ普通恩給年限に達せざる在職は後に普通恩給の基礎在職年に算入し得るのである。従前の規定では失格原因のある在職のみならず之と通算性ある引續かざる在職（既に普通恩給給付の基礎となつた在職を除外することは現行法に同じ）をも無効ならしめたこと官吏恩給法第九條第六號、市町村立小學校教員退職料等ノ支給上ニ關スル在職年數算定ノ件第三條第二號等の如くである。

本條に依る失格は公務員の恩給に付ての失格であつて遺族の恩給の失格原因は第七六條の規定する所である。本條に依る失格の効果は第四一條第二號の除算となつて表れてゐる。

尙従前の規定は自己便宜退職は失格原因の一であつたが恩給法では之を廢した點に注意を要する、是は診斷書が形式的になつて眞に自己便宜なりや否やの決定の困難なることや官の都合や病氣の爲の退職ならば特に恩給を給するが勝手に退職するのでは給せぬといふが如き恩給の恩惠的色彩が薄れて一定期間忠實に在職さへすれば給せらるべきで最終の退職の事由のみで左右さるべきでないといふ權利的認識を高めたこと等が主たる原因と思はれる。

尙退職後に至つて在職中の犯罪で處刑された場合に付ては第九條第二項に規定されてゐる。
(2) 引續キといふのは本條では在職の中途に退職がないこと又は退職があつても勤績と看做される場合(恩給法施行令第三五條)である(第四二條第三號、第四號比照)。

〔例説〕 下士官の再服役は現役期間の延長と觀られ其の間退職及再就職の觀念を容れぬものと扱はれるものであるから再服役前後は引續いた在職である。

(3) 處分、因リといふのは其の處分の直接の結果としてといふことに解する。第一號に關し例説を多少掲げる。
〔例説一〕 陸軍將校分限令第七條第一項に依り現役將校にして懲戒すべき行爲あり停職となり一年を経過し就職の命なく第八條第一項第二號に依り豫備役に入つた場合には停職と離現役との間が間接であり又軍人恩給法第四條第四號は停職満期に依り退職しても退職恩給を給することにしたことに稽へて「懲戒ニ因リ退職シタル」ものと解さぬ。

〔例説二〕 再服役中の下士官兵が海軍下士官兵服役令第一九條ノ二に依り再服役の許可を取消された場合は第五一條第一項第一號に該當するものと解する。

〔例説三〕 懲戒、懲罰の免除に關する大正一三年勅令第一一號の効力は既往に遡らぬから既に懲戒、懲罰を受けて

退職した者に付ては同令の施行に依り恩給を受くるの權利を回復せぬ。

〔例説四〕 大正四年勅令第二〇六號(懲戒又ハ懲罰ノ免除ニ關スル件)に依り免職處分を免除せらるるも其の効力は既往に遡及せぬ(同勅令第三條參照)から其の在職に對し恩給を給すべきでない。

〔判例〕 行政裁判所昭和六年第三〇七號事件(昭和七年二月二日宣告)——本件は原告は文官在職一五年以上に達したるも在職中の犯罪に依り明治四五年六月大審院に於て懲役八年の刑に處せられて失官し官吏恩給法第一三條第一項の規定に依り恩給を受くるの資格を喪失した者であるが昭和三年勅令第二七一號復職令に因り恩給を受くるの權利も回復したとして普通恩給を請求したのであるが被告内閣恩給局は「原告ハ復職ニ依リ總テノ權利カ回復スルニ恩給ヲ受クルノ權利ノミ回復セストハ不可解ナリト主張スルモ恩給令ニ基ク復職令ニ依ル資格ノ回復ハ舊刑法第三十一條ニ掲ケル各種ノ「權」及其ノ他ノ法律ニ於テ規定スル人ノ資格ノ喪失シ又ハ停止セラレタルヲ回復スルコトニシテ而シテ恩給カ刑ニ關スルモノナル性質上右舊刑法第三十一條ニ掲ケル各種ノ「權」ノ回復トハ此等ノ「權」ヲ享有シ得ヘキ法律上ノ一般的能力適格ノ意ニ解スヘク從テ之ヲ恩給ニ付テ謂ヘハ復職ニ依リ回復スルハ其ノ回復シタル者カ將來更ニ特定ノ要件ヲ備フルトキハ即チ換言スレハ所定年數ノ在職ノ後瑕疵ナク退職スルトキハ恩給ヲ有スルノ權ヲ享有シ得ヘキ基礎的ノ一般的能力適格ニシテ恩給權其ノモノノ回復ニアラスト解スヘキモノナリ而シテ官吏恩給法ニ所謂資格トハ既ニ爲シタル在職ニ基キ瑕疵ナク退職スル場合ニ恩給ヲ受ケ得ヘキ既得ノ利益ヲ指稱スルモノナル力故ニ等シク資格ノ語ヲ用フルニ拘ラス恩給令ノ資格トハ全然意義ヲ異ニシ前述ノ一般的能力適格ノ外ニ必要トスル特定要件ヲ備ヘテ後甫メテ發生スル特殊ノ利益ナリ換言スレハ受恩給資格ハ恩給令ニ所謂資格即公權ヲ享有シ得ヘキ法律上ノ一般的能力適格——之ヲ恩給ニ付テ謂ヘハ將來一定ノ在職ヲ爲スコトアルトキハ恩給資格ヲ得ヘキ基礎的能力適格——ヲ有スル者ニ付テノミ發生スルノ可能性アリト雖其ノ一般的能力適格其ノモノトハ異ナレリ更ニ換言スレハ復職ニ因リ回復スルハ人ノ法律上ノ一般的能力適格ノミニ止マリ既得利益ノ性質ヲ有スル官吏恩給法上ノ受恩給資格ニ及フモノニ非サルナリ從テ復職シタリトスルモ喪失シタル受恩給資格ニ何等ノ變更ナキモノニシテ恩給法規上ノ「失格」ノ回復ナル問題ヲ生スルノ餘地ナ

シ此ノ點ニ付テハ恩赦令第十一條ノ規定ニ依ルモ亦明瞭ナリト謂フヘシ原告カ懲役八年ノ刑ニ處セラレテ失官シ恩給ヲ受クルノ資格ヲ喪ヒタルコトハ即同條ニ所謂刑ノ言渡ニ基ク既成ノ效果ハ復權ニ依リ變更セラレタルコトナキコト同條ノ規定スル所ナレハナリ」との旨答辯し裁判所は「恩赦令第十一條ニハ『刑ノ言渡ニ基ク既成ノ效果ハ復權ニ依リ變更セラレタルコトナシ』ト規定シ原告カ懲役八年ノ刑ニ處セラレ免官シタルタメ免官以前ノ在官ニ付キ恩給ヲ受クルノ權利ヲ剝奪セラレタルコトハ即刑ノ言渡ニ基ク既成ノ效果ナルヲ以テ右ノ效果ハ原告ノ恩赦令ニ基ク復權ニヨリ變更セラレルコトナキハ明瞭ナリ從テ原告ハ其ノ失ヒタル恩給ヲ受クルノ權利ヲ回復スルモノニ非ス」と判決した。

(4) 其ノ他ノ法令といふのは陸海軍刑法以外の總ての法令を指す。陸海軍刑法は一年以上の禁錮として其の他法令は一年未満でも苟も禁錮以上の刑なら失格せしめることになつてゐるのは陸海軍刑法は軍紀維持上刑が重くしてあるからである。

刑と同時に執行猶豫を言渡され猶豫を取消されずに終ると刑の言渡は其の效力を失ふ(刑法第二七條、陸軍刑法第一五條、海軍刑法第一五條等)であり、又刑を言渡されても大赦、特赦等に依り刑の言渡が將來に向つて效力を失ふことがあるが本條に是等の場合に付規定がないから苟も第二號の刑に處せられた以上執行猶豫の言渡があらうが恩赦があらうが何等の影響なく失格するのである。執行猶豫の點に關しては退職後の恩給に關し第五八條第一項第二號が執行猶豫が取消されぬ場合には停止せぬのに比して在職中は特に綱紀維持上嚴格にして執行猶豫の言渡の有無に關せず失格せしむることにしたものである。

通常の公務員に在つては禁錮以上の刑に處せられると當然失官するが(舊刑法第三三條)本號は第一號と異り退職を失

格の必要條件としてをらぬから下士等が處罰されても退職せぬ場合(第四一條(2))があるが、此の場合にも失格はするのである。舊刑法第三三條は其の發布當時は刑の執行猶豫の制度が存しなかつたため執行猶豫に伴ふ恩典を豫想出來なかつた次第であるから執行猶豫の言渡のあつた場合を包含せず現實に刑の執行を受けた者のみに適用すべきであると論ずる人もよくあるが其の解釋は誤であり假に誤に非ずとしても失官に因る退職を失格の條件としてをらぬのであるから矢張り第五一條第一項第二號で失格する次第である(具申裁決例がある)。

〔例〕 恩給法第五一條第一項第二號、若は第九條に依り恩給を受くるの資格若は權利を失つた者非常上告又は再審判決に依り原判決破毀せられ右條項に該當せざるに至つた場合には當然に恩給を受くるの資格若は權利は原狀に回復し原判決確定の時に遡つて恩給を給する。

(5) 第二六條第四號但書の規定は警部補と他の官職との間の轉任を警察監獄職員として短期の在職年即一二年の普通恩給年限で恩給を受け得るやうに特に退職と看做したのであるが退職に瑕疵があるやうな場合に迄此の特典を與へる必要はないから其のやうな場合には元來の轉任は轉任として扱ふのを適當とし本項の規定を爲した譯で從て巡查及警部補として一一年以上又は一二年未満在職し警部に轉じて失格原因に因り退職した如き場合には警部在職のみならず巡查、警部補の在職まで失格せしめるといふことになる。「第二號但書及」の六字は昭和八年法律第五〇號で准士官以上の普通恩給年限を一三年下士官以下のそれを一二年に區別して改正した結果右第四號但書と同様の趣旨で第二六條第二號に「但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス」の但書を加へたので之に應じて本項に右法律第五〇號を以て同時に加へた次第である。

第五十二條 (恩給給與始期に關する特例)

公務員ニシテ其ノ退職ノ當時の仍他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス。

公務員ニシテ退職ノ當日又ハ翌日他ノ公務員ニ就職シ之ヲ勤績ト看做サルルモノニ付テハ後ノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス。

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退職シタルモノニ付テハ其ノ轉任ヲ退職ト看做シ之ニ恩給ヲ給ス。

(1)(2) 退職した當日尙他の官職に在る者は公務員として一日も間斷なく在職して居る點に於て實質上は前官職から他の官職に轉任し勤績し居ると同様にも考へ得られるから斯の如き場合には全部の公務員を退職してしまふまでは前の退職に依る一時金たる又は年金たる恩給權を發生せしめぬといふことにしたのである、而して總ての公務員を退職した時に於て前後の各退職に依る各の一時恩給權又は普通恩給權が同時に發生するのであるから前後の在職が相互に通算性がある場合には前の退職に依る一時恩給又は普通恩給と前後在職を合算した後の退職に依る一時恩給又は普通恩給とは第八條の規定に該當し選擇的關係に立つのである。

本項は前在職が恩給法施行前から始つてゐても同法施行後に退職して其の當時他の官職に在るならば適用される。前後の在職が昭和八年の恩給法改正前の學校職員と待遇職員の如く相互に通算關係に立つ場合でも矢張り本項の適用ありとせられ實例も悉く然りである。

退職ノ當時云々といふのは本來は退職の前日以前から他の官職に在る場合即官職併有の場合を指すのが最自然的且通常であるが退職の當日他の官職に就職した場合も前後在職に間隙が無いから第一項の趣旨目的からして同様に同項を準用的に適用してゐる次第である。即左圖の a b は選擇である。



從て巡查警部補一二年にして警部に轉じ(此の轉任は第二六條第四號但書で退職と看做される)五年(又は四年)にして退職した場合には警察監獄職員普通恩給と文官普通恩給(又は文官一時恩給)との選擇である(第八條一三頁)但し文官を失格原因に因て退職すると此の場合に限り特に第五一條第二項の規定があるから警察監獄職員恩給資格も失格するに至る。又待遇職員七年にして退職し其の當日文官に就職し文官在職九年にして退職した場合には七年の待遇職員一時恩給と一六年の文官一時恩給との選擇である、此の場合或は第二八條第二項の一時恩給一在職主義を楯にして選擇にならぬと論ずる者もあるかも知れぬが同項は「前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス」といふのであるが第五二條第一項の場合には前後退職に依る兩恩給は實は同時に發生する即給與事由の發生は同時である(即最後の退職が給與事由である)のであるから右設例に於ける待遇職員在職は第二八條第二項に所謂「前在職」即給與事由が前に發生したる在職に該當せぬものと解する。

退職の當日就職した場合を「當時」に包含せしめるとは謂へ退職當日就職した官職を就職の同月内に退職すると第二八條第三項に依り後の在職を認められぬから第五二條第一項の問題は起らぬ。退職の前日以前に就職した場合には就職の同月内に退職しても第二八條第三項に該當せぬから官職併有として第五二條第一項の適用を受ける、加之前官職退職の當日退職すると第四四條第三項に依り俸給の合算額を基礎俸給とする。

(3) 勤続とは在職が前後全く同一官職であり又は同一官職でなくとも其の連りが轉任であつて何れにしても在職の中途に退職のないものを指稱するのである、従て勤続と看做すとは在職が退職で中断したに拘らず退職がなかつたこととして扱ふことである、而して退職は恩給給與事由の最普通なものであるから退職のあるのを無いことに看做すのは非常に重大なことである、仍で勤続と看做す場合は元來は或る在職が轉任の形式を以て次の在職に續く筈の所を前の在職に係る官職が廢せられた爲轉任の形式を採り得なくなつたやうな實質上勤続と看するのを眞に妥當とする場合にのみ限るべきであつて勤続と看做す場合を規定した恩給法施行令第三五條は全く斯の如き妥當な場合のみを勤続と看做すことに規定してゐるのである。従て形式上は施行令第三五條に合致してゐても前後の官職間に元來轉任の許さるべき場合でなければ勤続と看做し得ぬものと解するのである(例説一参照)。

恩給法施行令第三十五條 廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラレタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤続ト看做ス勤続と看做す規定は此の外にもある、即

明治三二年勅令第四五六號官立公立學校又ハ圖書館職員ト教官其他教育事務ニ従事スル文官相互間轉任ニ關スル件

第一條 委任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル官立公立ノ學校又ハ圖書館ノ職員ヲ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ任用シ又ハ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ヲ委任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル官立公立ノ學校又ハ圖書館ノ職員ニ任用スル場合ハ轉任ト看做シ其ノ手續ハ轉任ノ例ニ依ル

第二條 前條ノ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ノ種類ニ關シテハ明治三十二年勅令第二百一號第二條(イ)ノ規定ヲ準用ス但レ同條中官立トアルハ官立公立トス

(ロ) 第二條中從前ノ規定の部公立學校職員退隱料等ニ關スル法律説明(8)参照。

明治二六年勅令第一九八號官立ノ勤続ニ關スル件

廢官廢廳若クハ官名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在ル者即日他官ニ任セラレタルトキハ勤続者トス

第二五條の就職を轉任と看做さるる場合も第五二條第二項の勤続と看做さるるもの一種である。

勤続と看做すことは退職を認めぬことになること前述の如くであるから看做された結果は本項の規定を俟つ迄もなく當然後の公務員を退職せねば恩給給與事由は發生せぬ理論である、則ち本項は注意的規定位に解すべきであらう。尙繼續は第九〇條で説明する如く退職で切れた或る在職の次に其の退職の當日又は翌日を再就職の日とする次の在職が續くことであるから勤続の觀念と混同すべきでない。

〔例説一〕 郡書記廢官の即日又は翌日待遇職員又は巡查看守等本來文官との間に轉任關係の認められぬ官職に就職するも恩給法施行令第三五條を適用せぬ。

〔例説二〕 社會局官制及地方官官制改正(大一四勅六六、勅一七二)の結果社會局書記官及地方事務官にして文官分限令第三條第一項第三號に依り本官を免ぜられ即日他官に任ぜられた者に付ては從前も斯かる場合には文官退官賜金令に依る賜金を給與せざる扱で

あつた次第でもあるから恩給法施行令第三五條を類推適用し恩給法第五二條第二項の規定に該當するものと解する。

〔例説三〕 大正五年三月任郡書記同一五年六月三〇日郡役所廢止に因り廢官退職の翌七月一日任警部補の者は文官廢官翌日任警部補の關係は恩給法施行令第三五條に該當する如く見えるが轉任の場合でさへ退職ありと看做す恩給法第二六條第四號但書の規定が存するから警部補在職中と雖郡書記一時恩給を給して差支ない、廢官即日任警部補の場合には本條第一項の準用あり在職中給するを得ぬ。

外國政府に聘用中の官吏又は官吏待遇者が聘用契約満期になつた場合には終身官の場合を除き廢官廢職になるものと解せられてゐる、故に満期になつた即日又は翌日他の官職に任ぜられると勤続と看做されることになる。

〔參考〕 聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件 (大正九年九月八日勅令第三六七號) (改正 大正九年勅令第四八一號)

第一條 在職ノ官吏又ハ官吏待遇者許可ヲ受ケ外國政府ニ聘用セラレタルトキハ其ノ聘用中ニ限り臨時其ノ官職ヲ増置セラレタルモノトス

前項ノ官吏及官吏待遇者ニ對シ必要アルトキハ特ニ在職者ニ關スル規定ヲ適用スルコトヲ得

第二條 在職ノ現役軍人又ハ判事檢察事若ハ之ニ準スヘキ者許可ヲ受ケ外國政府ニ聘用セラレタルトキハ聘用中及聘用ノ終リタル後同員ナキ間之ヲ定員外ト爲シ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

第三條 前二條ノ場合ニ於テ外國政府聘用中ハ俸給ハ之ヲ停止シ其ノ他ノ給與ハ之ヲ給セス〔註〕

第四條 前三條ノ規定ハ在職ノ官吏又ハ官吏待遇者ニシテ許可ヲ受ケ獨逸國トノ平和條約ニ依ル常設國際聯盟事務局、國際労働事務局其ノ他ノ國際機關ノ職員ニ任命セラレタル者ニ付之ヲ準用ス

第五條 陸軍現役將校若ハ同相當官又ハ海軍現役士官ニシテ帝國大學、神戸高等商船學校、逓信省所管商船學校、朝鮮總督府所管

醫院平壤鐵業所道慈惠醫院若ハ關東廳醫院ノ職員又ハ臺灣總督府蕃務警視ニ任命セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

第六條 第三條及前條ノ規定ハ陸軍現役衛生部將校相當官又ハ海軍軍醫科士官ニシテ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長又ハ副院長ニ任命セラレタル者ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢ス

明治三十七年勅令第九十五號

明治三十七年勅令第二百三十七號

明治三十九年勅令第二百八十一號

明治四十年勅令第九十四號

明治四十一年勅令第二百七十七號

明治四十三年勅令第二百六十二號

明治四十三年勅令第三百八十一號

大正九年勅令第六號

大正九年勅令第二百二十號

在職ノ官吏又ハ官吏待遇者ニシテ本法施行ノ際舊令ニ依リ現ニ外國政府ニ聘用中ノ者又ハ國際機關ノ職員タル者ニ付テハ本令ニ依リタルモノト看做ス

〔註〕 俸給を停止すとは俸給として何級俸を給すといふ辭令は出てゐても其の金錢の給付を爲さぬのである、故に聘用中と雖俸給辭令だけの昇給はあり得る。

(4) 文官から體育研究所等の無給技手に轉じたり、地方商工主事補から臺灣の産業主事にして市費を以て置いたもの（恩給法施行令第一〇條參照）に轉じたりした場合のことであつて、恩給の給與は後の官職退職の翌月から初め、恩給の請求時効は後の官職退職の日から進行する。恩給ヲ給セサル官職とは通常の場合の恩給即普通恩給を給せぬ官職の意で特定の場合（第四七條）に恩給を給する官職であつても差支ないと解する。

〔例説〕 大正一二年三月公立學校教諭となり昭和五年一〇月八日體育運動主事（昭和七年四月一六日勅令第六〇號に依り待遇職員となる）に轉任昭和八年八月一五日に退職、同日文官に就職した場合には文官を退職せねば教育職員一時恩給も待遇職員一時恩給も發生せぬ（本條第一項及第三項の適用例）。

第五十三條（退職當時宮内職員在職者に恩給不給）

公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ在職スルモノニ付テハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

宮内省恩給令に依り宮内官恩給權の基礎と爲るべき宮内職員としての在職年月數と恩給法上の公務員の在職とは宮内省恩給令第二八條（第四二條說明③參照）及恩給法第四二條第一項第一號に依り相互に通算されるから前條第一項の如き本條の規定を必要としたのである。唯前條の形式の如く宮内官を退職するに非ざれば本法に依る恩給を給せず等と規定しなかつたのは宮内省恩給令第二八條に依り公務員の在職年を通算して宮内官恩給を給する場合には恩給法に依る恩給を給するの要がないからである。

第五十四條 (普通恩給の再任改定)

普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

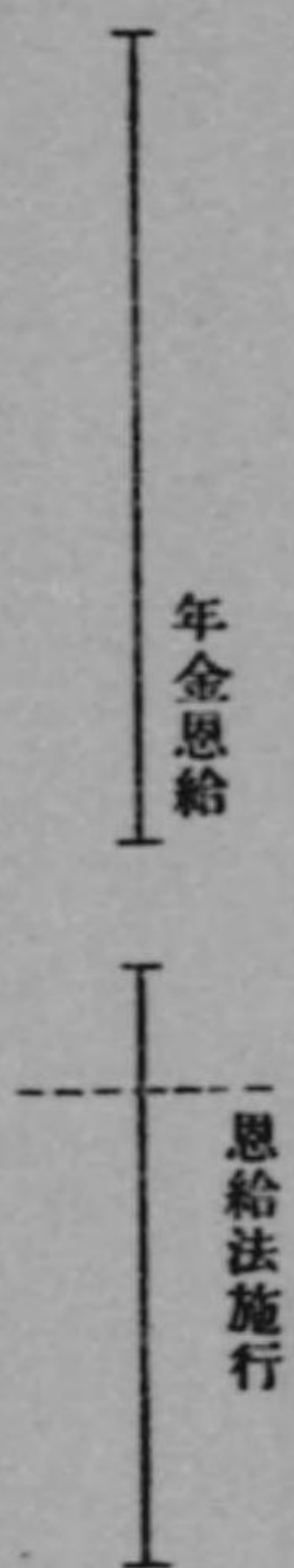
- 一 再就職の後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ
 - 二 再就職後公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具瘵疾ト爲リ退職シタルトキ
 - 三 再就職後公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具瘵疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ
- 前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

(1) 本條は普通恩給を受くる公務員の種類及再就職に係る公務員の種類を限定せず一般的に兎に角普通恩給を受けて居る者が一年以上兎に角公務員になれば改定するといふのであるから第二十八條第二項と相俟つて恩給法では各公務員の在職年は皆相互に通算するといふ原則を示すものである(削除された第九九條の適用される場合は例外)。

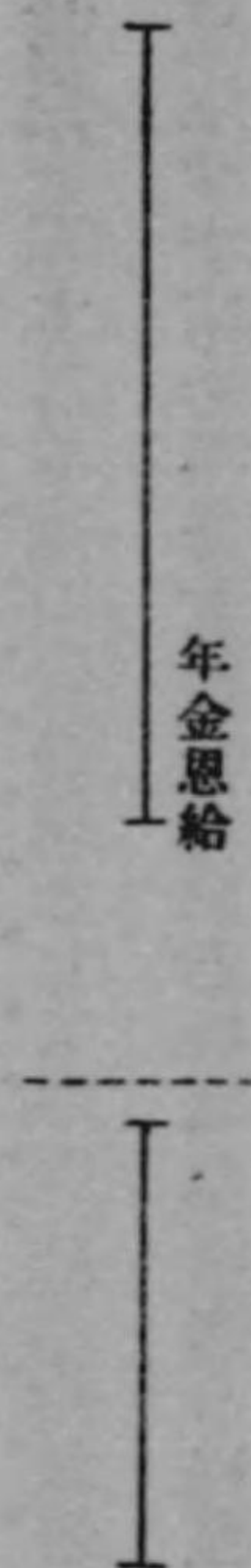
尙本條は第四六條、第四六條ノ二の如く公務員云々と規定せず單に「普通恩給ヲ受クル者云々」と規定してゐるから準公務員をも包含するものであつて從て第四六條、第四六條ノ二に對する第四七條の如き規定を要しないのである、此のことは本條及次條を準用した第五五條ノ二に付ても同様である。

(2) 再就職とは第二回目就職のみを指すものでなく第二回目以後總ての就職を指稱すること第六條にて説明した

通り普通恩給法を受くる者再就職し云々と規定せられて居り而して普通恩給は恩給法施行後のみ存在する(施行前の退隱料等も施行の日から恩給法に依り受けた普通恩給と看做すこと第八五條第二項以下規定の如し)のであるから從て再就職も恩給法施行後の就職でなければ本條の適用はない。即



此のやうな場合には再就職の時に普通恩給を受けて居らぬから「普通恩給ヲ受クル者再就職シ」に該當せぬのであつて第九〇條第一項本文で律せられる、即前後在職年が従前の規定に依り相互に通算性があれば通算して改定し通算性がなければ改定せぬ。併し



此の場合には恩給法施行前の年金たる恩給は第八五條第二項以下で恩給法施行の日から普通恩給と看做されるから第五四條第一項第一號に該當することになり從て前後の在職年の公務員の種類如何を問はず(第九九條の場合を除く)通算し改定される、此の範圍では第九〇條第一項本文の適用範圍が縮小され本條は通算上の重要な規定となるのである、尙第九〇條の説明参照のこと。

(3) 一年といふのは實在職一年の場合に限らず加算年月數と合し一年以上となる場合をも含むこと勿論である。又

一年未満の二以上の在職を合して一年に達した場合をも含むのである。

一年は在職一年であるから總て恩給法の在職年の計算方法に従て一年なるを要するから例之昭和八年八月五日に退職し普通恩給権の生じた者八月二十九日に就職し昭和九年七月二〇日に退職したとせば第二八條第三項に依り再在職は昭和八年九月から起算するから在職一ヶ月となり一年に達せず改定出来ぬことになる。

尙再就職一年以上にして退職しても例へば軍人として在職一三年に對し普通恩給を受け文官に再就職し三年にして退職した如く前後合算するも後の公務員としての普通恩給最年限(一七年)に達せぬ場合には後の公務員(文官)として、普通恩給権生ぜず結局再任改定不可能といはねばならぬ然らば此の場合に後の公務員(文官)の三年に對し一時恩給を給するやといふに給すべき規定がないから給し得ぬのである(所謂在職年の空廻り)。但再就職に係る在職と前の普通恩給の基礎になつた在職とが削除された第九九條の適用に依り通算關係に立たぬ場合は此の限でない(第八條(1)參照)本條の適用される場合には第八條、第二九條、第九〇條等が相錯綜してゐる場合が多いから夫等の條文の説明をも參照せられ度。

〔例說一〕



右の場合には先づ軍人在職と第一次警部在職とを合した文官恩給権aが発生し之は第五四條第一項第一號に依り第二

次警部在職で再任改定され同時に巡查警部補在職及第二次警部補在職は第九〇條第一項但書で第二次警部在職年に通算され結局全在職年を通算した改定文官普通恩給権が生じ之は第五二條第一項の準用的適用に依り第二次警部退職の時に生じた巡查警部補及第二次警部補在職を合算した警部補普通恩給と選擇的關係に立つ、仍て警部補普通恩給を選擇すれば之とa恩給との併給となる、又文官恩給bを選擇した場合に其の額がaより小額なるときはaの額をb恩給の額として給する(第五六條)。

〔例說二〕



右の場合に警部としての一時期恩給を選擇しても巡查警部補一七年に對する既得恩給権を失はぬ(此のことは前例說で警部補普通恩給を選擇した場合も同様である)即再任改定權の結果たる普通恩給を選擇しなくても前の普通恩給は失權原因のない限り消滅するものでない、換言すると一時恩給(前例說では普通恩給)と後の警部補在職に依る再任改定權との選擇であると謂ひ得るのである。

〔例說三〕

第八條說明(1)參照。之は重要なことであるから是非參照のこと。

(4) 普通恩給を有する者が第四六條第一項に該當して増加恩給及普通恩給を併給せらるるやうになつたとき前の普通恩給を後の在職年月數と合し改定してやらうといふのであつて後の在職と合するも前普通恩給基礎在職年數より年數の増加せざる場合に於ても後の在職退職前の俸給に依り改定した普通恩給を給しようといふのであつて増加恩給と

普通恩給とは併給する趣旨に依り兩恩給を一枚の恩給證書に併記して給すべきである、前後兩在職を合するも年数の増加なく基礎俸給も同額以下で全く普通恩給額が増加せぬ場合又は例へば軍人として一三年の普通恩給を受け後文官に再就職し不具瘥疾となつたが年数は合して一四年餘に過ぎず改定出来ぬやうな場合でも併給の趣旨に従ひ前の證書を廢止して一枚の恩給證書に増加恩給と併記(前例一四年の場合には文官一七年の額と比較し多い額を文官普通恩給として文官増加恩給と併記す)すべきであらう。増加恩給をA裁定廳で受けたがB裁定廳で再就職して退職した場合にはB廳では改定普通恩給證書のみを發行しA廳は増加恩給證書のみを發行して然るべきであらうと思ふ。

(5) 普通恩給を有する者が第四六條第二項に該當して増加恩給及普通恩給を受け又は増加恩給及普通恩給を受けて後更に症狀増悪した場合の規定である、此の場合でも恩給證書に付ては(4)と同様に考ふべきである。本號の場合に第四六條第四項の準用さるべきことは條理上當然である。

(6) 即再就職後公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り退職後五年を経過してゐるときは恩給審査會の議決に依り相當の増加恩給を給し又は改定するのである。本項の場合にも第四六條第四項の準用さるべきことは是亦條理上當然である。

第五十五條 (普通恩給、増加恩給の再任改定の方法)

前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ノヲ合算シ其ノ年額ヲ定メ増加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具瘥疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷痍又ハ疾病力原因ヲ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

- 一 後ノ傷痍又ハ疾病力戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務ニ起因スルトキハ別表第二號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具瘥疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額ヨリ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ(不具瘥疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ増加恩給ノ年額トス但シ後ノ傷痍又ハ疾病ノミニ因ル増加恩給年額カ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル増加恩給年額ト同額ナルトキハ此ノ控除ヲ爲サス
- 二 後ノ傷痍又ハ疾病力普通公務ニ起因スルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具瘥疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額ニ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表乙號中其ノ不具瘥疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ増加恩給ノ年額トス

(1) 在職年とは第二八條の用法を見ても判る通り在職年数のみならず月数をも含んで總括的に指稱する語である。之を細別的に謂ふ場合には同條第二項の通り在職年月数といふ、從て又年数のみを指すときは在職年數、月數のみを

指すときは在職月数といふ。であるから在職年五月といつても不思議でない。爰に角本條普通恩給改定の場合には前の普通恩給の基礎となつた在職年月数と後の在職年月数とを合算するといふのである、例之前普通恩給在職年一七年九月後の在職五年七月ならば之を合算して二三年四月を新普通恩給額算出基礎在職年とする。

(2) 合算の結果後の公務員としての普通恩給を生ずるだけの年数に達せぬ場合例之前に軍人として一一年（恩給法改正前）で普通恩給を受けた者が文官として五年在職し恩給法改正後退職すると合算して一七年に達せず文官として普通恩給を受け得ぬ斯様な場合には改定不可能で改定の問題が生ぜぬ、蓋し普通恩給の改定といふのは舊普通恩給を新普通恩給に更新することであるから新に普通恩給を生ぜぬときは改定といふを得ぬからである。然らば此の場合に後の在職年に對して一時恩給を給し得るやといふに斯かる場合に之を給すべき規定がないから給せぬ、從て又此の場合には後の在職年に付ては請求時効の適用がないから後に更に再在職した場合に經過年数に關係なく合算し得る。

(3) 原因を異にするといふのは第四九條第一項から觀ても分るやうに一方が普通公務で他方が戰闘又は準戰闘公務であることである、從て本條第二項第一號は前の傷病が普通公務に起因し後の傷病が戰闘又は準戰闘公務に起因する場合であり第二號は此の反對の場合である。前後原因を同じうするときは第一項に依り單に前後の傷病を合したものを新たな不具廢疾の程度とすればよいこと勿論である。

(4) 其の不具廢疾の程度とは前の増加恩給の不具廢疾の程度の意である。第一號の場合は先づ甲號で公務員（例、尉官）の前（例、第五項症）後の傷病を合した不具廢疾の程度（例、第三項症）の恩給年額（設例では八〇〇圓）を抽出する、然るに此の年額は前の傷病も甲號の戰闘又は準戰闘公務に原因して（設例では第五項症）増加恩給を受けた者が後の甲

號の傷病と合した程度（設例第三項症）になつたものならば當然其の儘給與して差支ないが實際は前には乙號の普通公務に原因した（設例第五項症）増加恩給を受けてゐたのであるから前の傷病の程度（設例第五項症）に付て甲號乙號の差額（設例甲號の第五項症五〇〇圓から乙號の第五項症四〇〇圓を差引いた一〇〇圓）だけ少かつたのである、從て此の差額だけ控除することに規定した次第である。

念の爲右の設例を當嵌めてみると左の如くなる。

別表第一號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具廢疾ノ程度（第三項症）ニ相應スル増加恩給年額（八〇〇圓）ヨリ前ノ増加恩給年額（四〇〇圓）ト別表第二號表甲號中其ノ不具廢疾ノ程度（第五項症）ニ相應スル増加恩給年額（五〇〇圓）トノ差額（一〇〇圓）ヲ控除シタルモノ（七〇〇圓）ヲ以テ増加恩給ノ年額トス

(5) 第二號ノ場合は第一號の場合と全然反對であるから差額を控除する代りに加へればよいのである。

第五十五條ノ二 (傷病年金の再任改定)

前二條中増加恩給ノ改定ニ關スル規定ハ傷病年金ヲ受クル者再就職シ再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ増加恩給又ハ傷病年金ヲ受クヘキ場合ニ付之ヲ準用ス

昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で新に傷病年金を設けた(第四六條ノ二、第六五條ノ二)が其の性質が普通恩給を併給せざるの外増加恩給と同類のものであるので増加恩給に關する規定は出来るだけ傷病年金に準用するを至當として同改正法で本條を設けたのである。準用の結果を條文體にして示すと左の如くなるであらう。

(一) 第五四條の準用

傷病年金ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ傷病年金ヲ改定ス

- 一 再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲リ退職シタルトキ
- 二 再就職後公務ノ爲永続性ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給スヘキ程度ニ達シ之カ爲其ノ職ニ堪ヘシテ一年內ニ退職シタルトキ又ハ下士官以下ノ軍人ノ再就職後公務ノ爲永続性ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給スヘキ程度ニ達シ退職後一年內ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキ
- 三 再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年內ニ之カ爲不具癡疾ト爲リ其ノ期間內ニ請求シタルトキ
- 四 再就職後公務ノ爲永続性ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲其ノ職ニ堪ヘシテ一年內ニ退職シタル後五年內ニ之カ爲傷病年金ヲ受クヘキ傷病ノ程度増進シタル場合又ハ下士官以下ノ軍人再就職後公務ノ爲永続性ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹

リ退職シタル後一年內ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル後五年內ニ之カ爲傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間內ニ請求シタルトキ

前項第三號及第四號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

(二) 第五五條の準用

前條ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ改定スルニハ前後ノ傷病又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具癡疾ノ程度又ハ傷病年金ヲ給スヘキ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷病又ハ疾病ノ原因ヲ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

- 一 後ノ傷病又ハ疾病ノ戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務ニ起因スルトキハ別表第二號表甲號中(前條一、三號の場合)又ハ別表第三號表甲號中(前條二、四號の場合)前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癡疾ノ程度(一、三號)又ハ傷病年金ヲ給スヘキ程度(二、四號)ニ相應スル増加恩給年額(一、三號)又ハ傷病年金年額(二、四號)ヨリ前ノ傷病年金年額ト別表第三號表甲號中其ノ傷病年金ヲ給スヘキ程度ニ相應スル傷病年金年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ増加恩給(一、三號)又ハ傷病年金(二、四號)ノ年額トス但シ後ノ傷病又ハ疾病ノミニ因ル増加恩給年額(一、三號)又ハ傷病年金年額(二、四號)カ前後ノ傷病又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル増加恩給年額(一、三號)又ハ傷病年金年額(二、四號)ト同額ナルトキハ此ノ控除ヲ爲サス
- 二 後ノ傷病又ハ疾病ノ普通公務ニ起因スルトキハ別表第二號表乙號中(一、三號)又ハ別表第三號表乙號中(二、四號)前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癡疾ノ程度(一、三號)又ハ傷病年金ヲ給スヘキ程度(二、四號)ニ相應スル増加恩給年額(一、三號)又ハ傷病年金年額(二、四號)ニ前ノ傷病年金年額ト別表第三號表乙號中其ノ傷病年金ヲ給スヘキ程度ニ相應スル傷病年金年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ増加恩給(一、三號)又ハ傷病年金(二、四號)ノ年額トス

第五十六條 (増額せざる改定)

前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額従前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ従前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

即従前の恩給を其の儘給するのではなく従前の恩給年額と額は同じでも之を改定した後の公務員としての新恩給として給するのである。此の點は従前の規定例へば官吏恩給法第一一條第一號に「退官現時ノ俸給前後相同シカラサルトキハ前官年數ヲ後官ノ年數ニ通算シ後官ニ對スル恩給額ト前ノ恩給額トヲ比較シ其多キ方ヲ給ス」とあつて前の恩給の方が多額のときは前の恩給そのものを給したのと大に趣を異にすることである。従て恩給法では後の恩給が少額の場合でも後の退職のときから七年内に恩給の請求をせぬと第五條の消滅時効の規定に依り再任改定請求權を失ひ後の在職年は爾後除算されることになる、此の點は手續を煩しくする意味に於て立法論として如何かとも思はれる。前後の恩給額同額の場合でも本條と同様に解すべきである。

〔例説〕 恩給法施行前軍人恩給及巡查退隱料を併給されてゐた者同法施行後文官となり第五四條第一項第一號に依り改定する場合に於ては法文に所謂「従前ノ恩給年額」とは軍人恩給及巡查退隱料を恩給法第一〇一條に依り更正した二つの普通恩給の合算額と解すべきである。

第五十七條 (宮内職員恩給の改定)

前三條ノ規定ハ宮内官ノ恩給規程ニ依リ恩給ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

恩給法第四二條第一項第一號、宮内省恩給法令第二七、二八條は相互に公務員及宮内職員の在職年の通算を認め宮内省恩給令第四一條は公務員の普通恩給、増加恩給、傷病年金の宮内職員の普通恩給、増加恩給、傷病年金への改定を認めてゐるから恩給法に於ても前四條を準用して宮内職員の普通恩給(第五四、第五五、第五六各條)、増加恩給(第五四、第五五、第五六各條)、傷病年金(第五五ノ二、第五六各條)を夫々公務員の普通恩給、増加恩給、傷病年金又は増加恩給に改定することにしたもの即本條である。第五四條の場合に在職年の通算性のないもの(即第九九條の關係)には再任改定を認めぬのは本條の場合でも同様である。恩給法改正前は「前三條」であつたが恩給法改正のとき第五五條ノ二を加へたので本條をも之に應じて「前四條」と改めた。

(参照) 宮内省恩給令(第二七條、第二八條、第三八條、第三九條は本書第四一條一五頁及第四二條一四頁に掲げた。)

第四十條 前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額従前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ従前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

第四十一條 前三條ノ規定ハ恩給法ニ依リ恩給ヲ受クル者宮内職員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十八條 (恩給の再任停止、處刑停止、年齢停止、多額所得停止)

普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一 公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキ⁽¹⁾ハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未満⁽²⁾ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵⁽³⁾トシテ就職スルトキ⁽⁴⁾又ハ准士官以下ノ軍人若ハ准軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキ⁽⁵⁾ハ此ノ限ニ在ラス

二 二年以下⁽⁶⁾ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキ⁽⁷⁾ニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三 之ヲ受クル者三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上⁽⁸⁾四十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一⁽⁹⁾ヲ停止ス但シ増加恩給又ハ傷病年金ト併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス⁽¹⁰⁾

四 恩給⁽¹¹⁾年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得⁽¹²⁾ノ年額五千圓ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ六千圓ヲ超ユル額ノ二割ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ⁽¹³⁾

前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法並停止方法ニ關シテハ勅令⁽¹⁴⁾ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 第一項第二號ノ規定ハ増加恩給及傷病年金ニ付之ヲ準用ス

(1) 茲に恩給の停止とは基本権たる「恩給ヲ受クルノ權利」ある者に付其の基本権は存せしむるも基本権たる實體的權利に制限を加へて一時其の行使(恩給請求權の行使にあらず)を不能ならしめ此の基本権より派生する現實に恩給金の支給を受くる支分的請求權を或る期間存せざるに至らしめることであつて法令の定むる一定の停止原因が客觀的に發生すると同時に當然停止されるもので一々行政處分を以て停止するものでない(第七八條の扶助料權者行方不明中の停止は行政處分に依る停止である)、故に退職に依て苟も恩給を受くるの權利さへ生じて居れば裁定即恩給請求權の確認處分を経ざる前と雖も停止原因が發生すれば恩給は停止されたものといふことになる、「受クル者」は受くるの權利ある者の意である。

〔判例〕 右停止の觀念は恩給法施行前と雖も全然同一である。行政裁判所大正一四年第一三二號事件に於て原告は「官吏恩給法第十條第二項ノ規定ニ依リ恩給ヲ停止セラルルハ獨リ同法第十七條ノ裁定ヲ受ケタル者カ其ノ恩給ノ支給ヲ停止セラルルノミナラス恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ其ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトモ亦停止セラルルモノナリ」と解し「從テ同法第十二條第二項第一號ノ規定ニ依リ恩給ノ請求ヲ爲スヲ得サルニ至リタル場合ニ於テハ同法第十六條ノ規定ノ適用ナク恩給ヲ受クルノ權利ハ消滅セサルモノナリ」と主張したに對し「官吏恩給法第十二條第二項に所謂「恩給ヲ停止ス」トハ恩給ノ支給ヲ停止スルノ謂ニシテ恩給ノ請求ヲ停止スル意味ヲ包含スルモノニ非ス故ニ同法第十六條ノ七年ノ期間ハ同法第十二條第二項第一號ニ該當スル場合即判任以上ノ官ニ任セラレ政府ヨリ停給ヲ受クルニ至リタル場合ト雖其ノ進行ヲ停止スルコトナク若シ該期間内ニ恩給ノ請求ヲ爲ササルトキハ其ノ權利ハ消滅スルモノナリ」と判決した。

〔例説〕 従前の規定に依る恩給受給者にして恩給法施行前に再就職し従前の規定に依り（教育職員の差額給與の規定等）恩給の全部又は一部の支給を停止せられざる者は恩給法施行後と雖も引續き在職する間は第八五條第一項の規定に依り停止關係は仍従前の通りであり、従前の規定に依り恩給を受けたる者も恩給法施行後再就職するときは其の既得の恩給の停止關係は第五八條に依り律せられる。

(2) 故に準公務員例之司法官試補、准訓導等に再就職しても停止せぬ。判検事、訓導になると同時に停止される。
 (3) 恩給法では在職は月計算である（第二八條）から通常は一月が最短在職であるから茲に一月未滿といふのは曆法に依る計算上滿一ヶ月に足らぬ期間を指すのである、例之八月五日に再就職し九月四日に退職すれば一ヶ月になるが九月三日に退職すれば一月未滿である。

(4) 恩給を有する者が兵になるのは召集等の兵役上の義務、強制に依るものであり俸給も少いから停止せぬ。兵卒を兵に改めたのは昭和六年勅令第二七一號陸軍兵等級表ニ關スル件で各兵科の「卒」を「兵」に改めたに依る。

(5) 之は准士官以下の軍人は元は多く義務兵役から轉化したものであり、多くは社會的には一方に偏した軍事教育に専心したもので文事に慣れぬから恩給を停止せしめて社會に安く從て比較的容易に採用されるやうにするを妥當としたものである。就中文官に採用する場合に付ては勅令を以て規定されて居る、即明治三三年勅令第一三二號陸海軍准士官以下ノ受恩給者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支給ノ件「陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於テハ其ノ受クヘキ俸給額ヨリ恩給額ヲ控除シタル額ヲ支給スルモノトス。」
 (6) 二年以上の場合には第九條第二號に依り失權する。

普通恩給權者執行猶豫の言渡なくして禁錮以上の刑に處せられたとき及執行猶豫の言渡を取消されたときは其の宣告又は取消を爲した裁判所は速に其の旨を裁定官廳に通知することに恩給給與規則第三一條は規定してゐる。

第三十一條 年金タル恩給ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ（恩給法第九條第二項ニ規定スル犯罪以外ノ犯罪ニ付刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク）又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スベシ（傍線の部分ハ昭和八年二月一日勅令第三一一號で改正、附則で同年一〇月一日以後刑に處せられた場合に付適用した。）

(7) 第四一條の説明(3)と同義。〔例説〕 懲役一年未決拘留三六五日通算の場合には恩給停止をせぬ。

〔例説〕 年金たる恩給を受くる者二年以下（恩給法改正前六年未滿）の懲役又は禁錮の刑に處せられた以上は刑事訴訟法五四四條又は第五四六條の規定に依り刑の執行を停止せられた場合でも恩給法第五八條第一項第二號又は第七七條の規定に依り處刑判決確定の月の翌月から恩給を停止すべきものと解する（刑の執行停止なき者に比し其の刑の執行停止期間だけ恩給の停止期間が長くなり酷なりとの反對もあらうが刑の執行停止は執行猶豫の言渡と異り又執行を受くることなきに至つたのでもないから停止するのは止むを得ぬ）。
 (8) 「之ヲ」は普通恩給をの意である。「三十五歳ニ滿ツル月迄」とは滿三十五歳に達した月分の普通恩給をも停止する意であるから三五歳「以上」とは實は三五歳を超えの意である。

(9) 六分の一、八分の一は年齢の若い程停止額を多くする主義を示したもので若齡者に恩給を給することは却て生産能力を減殺するから給すべからずとの論もあるが恩給の給與は一定年限の勤務に依り經濟上の能力を減損したに對し填補するの意味をも有すと解せられてゐるから本條は兩論を調和して出來たものである。外國（米國）にも一定年齢（七〇歳）に達する迄恩給を給せぬ原則を採り其の年齢に達する前に於ては年齢に應じ一定の減率（若き程多率）で

減額した恩給を給するの規定が存する。

六分の一、八分の一額に圓位未滿を生ずる場合には其の停止額は錢位迄（一錢未滿の端数は大正五年法律第二號國庫納出金端數計算法に依り端數を切捨てる）算出すべきである、蓋し停止額を差引いた額が普通恩給額でないのであつて普通恩給額は飽迄も別にあるのであるし停止額に付ては第四條の如き圓位未滿繰上げの規定がないからである。

本號に關し改正法律附則第八條の經過的規定参照のこと。尙本號に依る停止額は内閣恩給局では恩給證書の普通恩給年額の次に「但シ恩給法第五十八條第一項第三號ニ依リ 自昭和年月 至昭和年月 年額金 圓 錢ヲ停止ス」（年齢三五歳以下の場合には年月及年額を二段に分つ）の記載をする。

(10) 身心に障碍ある場合には若齡でも恩給を給與することが給與の目的に合致するから停止せぬのである。

(11) 普通恩給の意である。一人にして二以上の普通恩給を受ける場合には其の二以上の普通恩給の合計額を「恩給年額」と解する。

又本條第一項第三號の年齢停止ある場合に於ても停止せぬ額が「恩給年額」である。

(12) 恩給外の所得は勅令即恩給法施行令中改正勅令に規定してゐるが其の第二四條ノ四第二項に依れば扶助料、増加恩給、傷病年金等は恩給外の所得から除外される。

(13) 法文に「恩給年額千圓以上」とあるが但書に支給年額千圓ヲ下ラシムルコトナクとあるから實際は年額千圓を越える場合でなくては停止額が生ぜぬ。

本號適用の例を示すと

普通恩給年額	恩給外ノ所得年額	合計	超過額の二割	停止額（額算出の理由）
五〇〇	五五〇	六〇〇	〇	恩給年額一〇〇〇圓ニ達セズ、合計六〇〇圓ヲ超エヌ
一〇〇〇	五〇〇	六〇〇	〇	恩給支給年額一〇〇〇圓ヲ下ラシメヌ、合計六〇〇圓ヲ超エヌ
一五〇〇	五五〇	七〇〇	二〇〇	二〇〇
一〇〇〇	七〇〇	八〇〇	四〇〇	恩給支給年額一〇〇〇圓ヲ下ラシメヌ
一五〇〇	六五〇	八〇〇	四〇〇	恩給年額ノ二割三〇〇圓ニ止メル
二〇〇〇	七〇〇	九〇〇	六〇〇	恩給年額ノ二割ハ四〇〇圓
三五〇〇	五五〇	九〇〇	六〇〇	六〇〇

(14) 勅令とは恩給法施行令中改正勅令第二四條ノ三乃至第二四條ノ八である、即

第二四條ノ三 恩給法第五十八條第一項第四號ニ規定スル恩給外ノ所得ハ恩給受給者カ内地、朝鮮、臺灣、樺

太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル場合ノ所得ニ限ル但シ(イ)左ニ掲クル所得ハ右地域内

ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルトキト雖之ヲ所得中ニ算入ス

一 恩給受給者ガ右地域内ニ有スル資産又ハ營業ヨリ生スル所得

二 右地域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ恩給受給者ノ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配

又ハ俸給、賞與若ハ此等(イ)ノ性質ヲ有スル給與

恩給受給者カ前項ノ地域内ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スルトキハ右地域外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ

生スル所得ト雖之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外セス

(a) 但書は所得税法第二條第一號及第三號の規定と同趣である。

(b) 此等とは「又ハ」以下の俸給、賞與を指稱する。

第二十四條ノ四 前條第一項第二號ニ掲クルモノ以外ノ恩給外ノ所得ハ所得税法ニ規定スル個人ノ第三種所得ト同範圍トス^(a)

所得税法第十八條第一號乃至第五號ニ掲クル所得ハ之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外ス^(b)

(a) 同範圍トスといふのは所得税法の個人の第三種所得其のものであるといふ意味ではなく所得税法の個人の第三種所得は勿論所得税法を假に關東州、南洋群島等所得税法の不施行地にも施行したと想定した場合に其の個人の第三種所得に編入し得るやうな所得をも包含するの意である(所得税法は大正九年法律第一一號所得税法であつて所得税令等をも含めて所得税に關する法令を總稱する意ではない)。(尙補遺を見よ)

第一項は換言すると恩給外の所得とは所得税法に規定する個人の第三種所得と同範圍の所得及前條第一項第二號に掲げる所得であるといふことになる。而して所得税法(第三條)に於ては前條第一項第二號に掲げる所得は第二種乙に屬するものであり前條第一項第一號の所得は第三種に入つて了ふものである。

(b) 所得税法

第十八條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得税ヲ課セス

一 軍人從軍中ノ俸給及手當

二 扶助料及傷疾疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三 旅費、學資金及法定扶助料

四 郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

六 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

第六號を列擧しなかつたのは日本國籍を有せざる者は恩給法第九條の規定に依り失權するから恩給に付ては第六號の場合にはあり得ないからである。

第二十四條ノ五 恩給外ノ所得ノ計算ニ關シテハ所得税法第十四條第一項及第二項^(a)並所得税法施行規則第七條及

第八條^(b)ノ規定ヲ準用ス

(a) 所得税法

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一 營業ニ非サル貸金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セサル公債、社債及預金ノ利子ハ前年中ノ收入金額

二 山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

三 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額

四 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額(無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額

五 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ收入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ

受ケタルニ非サルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額（註「其ノ年」とは「前年」の翌年即申告すべき締切月の屬する年）

六 前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ有シタルニ非サル資
産營業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額又ハ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込済金額又ハ出資金額ヲ超過ス
ルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス

第一項第一號、第二號及第四號ノ所得ニ付テハ被相続人ノ所得ハ之ヲ相続人ノ所得ト看做シ第六號ノ所得ニ付テハ相続シタル資
産又ハ營業ハ相続人カ引續キ之ヲ有シタルモノト看做シテ其ノ所得ヲ計算ス

(b) 所得税法施行規則（大正九年勅令第二二六號）

第七條 所得税法第十四條ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗蠶種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕
入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要
ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第八條 第三種ノ所得ノ申告、調査又ハ決定ハ各其ノ當時ノ現況ニ依リテ所得額ヲ算出シ之ヲ爲スヘシ

所得税法第十四條第一項第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一項第五號ノ規定ニ依ル所得ヨリ之ヲ差引キテ
計算ス

第二十四條ノ六 恩給外ノ所得ハ毎年稅務署長ノ調査ニ依リ裁定官廳之ヲ決定ス（a）

裁定官廳ハ恩給外ノ所得ノ調査ヲ要スル恩給受給者ノ氏名、住所又ハ居所及恩給年額ヲ稅務署長ニ通知スヘシ（b）
稅務署長恩給外ノ所得ノ調査ヲ結了シタルトキハ之ヲ裁定官廳ニ報告スヘシ

前三項中稅務署長トアルハ臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ在リテハ各其ノ地域ニ於ケル稅務官署トス

(a) 所得は毎年變るであらうから同一人に付ても毎年調査決定するの要がある、從て停止額も毎年變ることであらう。停止は裁定
官廳が行ふから所得額の決定も裁定官廳の權限となつてゐる。此の決定に對しては具申、訴願、行政訴訟が出来る（恩給法第一三
條）。決定額は裁定官廳から受給者及支給處に通知する。

(b) 期日を指定せずして通知することにしたのは速かに且つ正確に所得額を決定せしめる爲である。通常の場合に於ては次條第一
項本文の七月分の停止に間に合ふやう且つ稅の申告期限たる三月一五日前になるやうに通知すればよからうが次條第一項但書に該
場合には裁定後特に迅速に通知するの要があらう。調査ヲ要スル恩給受給者とは年額一〇〇〇圓を超える普通恩給受給者である。

第二十四條ノ七 恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ハ恩給外ノ所得ノ決定ニ基キ其ノ年

七月一日ヨリ翌年六月三十日ニ至ル期間分ノ恩給ニ付テ之ヲ爲ス（a）但シ其ノ前年以前ノ分ノ恩給ニ付テ停止ヲ爲ス
ヘキ場合ニ於テ恩給ノ請求又ハ裁定ノ遅延ニ依リ一般ノ手續ニ依リテ恩給外ノ所得ヲ調査決定スルコトヲ得サル
トキハ前條ニ規定スル調査決定ノ機關ハ其ノ分ニ付テハ一般ノ場合ニ準シ臨時ニ恩給外ノ所得ヲ調査決定スル此
ノ場合ニ於テハ其ノ停止額ハ後ノ恩給支給額中ヨリモ之ヲ控除スルコトヲ得（b）

恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル年分ノ恩給ニ付テハ恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止
ノ手續ヲ行ハス（c）

恩給外ノ所得額ノ追加又ハ更訂アリタルトキハ恩給ノ停止額モ之ヲ更正ス（d）

恩給給與ノ止ムヘキ事由生シタル場合ニ於テハ恩給ノ停止ハ其ノ事由ノ生シタル月分迄ノ恩給ニ付テ之ヲ爲ス（e）

(a) 即退職した年に付ては停止の手續を採らぬといふのである、從て或る年の一月一日に退職しても一月末日

に退職しても等しく其の年は停止を行はぬのである。手續ヲ行ハスと規定したのは法律に従へば停止してよい筈であるが停止手續を行はぬ即實質上停止せぬといふことである。(尙補遺を見よ)

(b) 第二項の裏として退職した年の翌年一月分の恩給からは停止手續を採ることに解せられるが第一項はそれにも拘らず七月から向う一ヶ年分の恩給を停止しようといふのであつて一月分を七月分に二月分を八月分に順次六ヶ月宛繰延べた恰好である。是は恩給外の所得の決定をするのに相當の月數を要し一月分から直に停止することを得ぬからである。尙七月分は一〇月の支給期に支給するから停止が事實上支給關係に影響を及ぼすのは一〇月からといふことになる。「其ノ年」とは恩給外の所得決定の年即退職の年の翌年以後の各年である。毎年の所得額に依り停止額も毎年異なるであらうから毎年恩給外の所得を決定すべきこと勿論である。

(c) 但書は恩給は退職後七年内に請求すればよいのであるから停止手續の開始される年即退職の年の翌年の所得決定に間に合ふやうに恩給の請求をしない場合もあるし、又早く請求しても種々の事情で裁定が遅延することもあるが斯の如き場合には臨時に遡つて過去の年の所得を決定し停止も遡つてするといふことである。

(d) 右の場合に於ては裁定が済むと受給者は恩給證書を受けて直に過去の普通恩給權發生の月以後の恩給金を一時に纏めて支給を請求することが出来るのであるが裁定官廳では裁定後前條第二項に依り稅務官廳に通知し稅務官廳は臨時に所得額を調査し之を裁定官廳に報告し裁定官廳が決定して停止額を決めるといふことになり少からぬ時日を要するので多くの場合に於て受給者は停止手續完了前に既に停止すべき恩給額の支給を受けて了つてゐるのである、仍で此の場合に其の受けて了つた恩給額を過拂金として返還させても差支ないが此の手續は手數を要するこ

とであり受給者も不安定であらうから停止額決定後の將來に支給される恩給額から過去の停止すべかりし額を差引いても差支ないといふのである。公務員が死亡して了つた場合に遺族扶助料があれば扶助料の停止は出來ぬが扶助料額中から其の支給に際し過拂金の返還をさせても差支なからう。

(e) 所得稅法第二六條の所得額の追加及同法第六四條の減損更訂の結果は恩給外の所得額に付ても受入れ從て恩給の停止額を改めようといふことである。所得額の追加又は更訂があつた場合には稅務官廳から裁定官廳に遅滞なく通知すべきである。

(參照) 所得稅法

第二十六條 第一種ノ所得金額ハ第二十四條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第六十四條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者第十四條第一項第五號及第六號ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス(註、補遺を見よ)

所得金額決定後相續、贈與又ハ營業繼續ニ因リ所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

(f) 恩給給與の止むべき事由即死亡其の他の失權事由(恩給法第九條)や再任停止等の生じた場合には恩給は權利消滅の月(恩給法第四條)又は再就職の月(同第五八條第一項第一號)分迄の恩給を給與されるから停止も其の月分迄の

恩給に付て行ふといふのである、實は本條第一項本文の如く停止は六ヶ月繰延べられてゐる恰好であるから給與の止むべき事由發生後も六ヶ月分の停止額の返還をさせてよい理論であらうが、既に恩給の給與は止んだことであるし、又遺族等に出させるのも氣の毒であるから事由發生の月分迄で打切つたのである。

第二十四條ノ八 年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ關東州若ハ南洋群島ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有シ又ハ同地域ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルモ同地域内ニ有スル資産若ハ營業ヨリ生スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ裁定官廳カ内閣恩給局長ナルトキハ夫々關東局又ハ南洋廳ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ裁定官廳カ地方長官ナル場合ニ於テ恩給受給者カ裁定官廳ノ管轄内ニ住所又ハ居所ヲ有スルトキハ直接ニ裁定官廳ニ、然ラサルトキハ住所又ハ資産若ハ營業ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ
年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セシテ第二十四條ノ三第一項但書第二號ニ規定スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ直接ニ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

本條は所得税法の個人の第三種所得の存しない地方に在つては恩給法施行令第二四條ノ四の範圍に入るや否やの認定が困難であるから所得額の申告には出来るだけ其の地方の官廳の目を通させることにし、日本領土内に居住しない者の申告は目を通させる官廳がないから直接裁定官廳に差出させることにしたのである。

第五十九條 (公務員の恩給納金)

文官ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

下士官以上ノ軍人ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

教育職員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケ

ル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ其ノ學校又

ニ在ラズハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ二ニ相當スル

金額ヲ納付スヘシ

警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ毎月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ二ニ相當ス

ル金額ヲ納付スヘシ

待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ毎月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ二ニ相當スル金

額ヲ納付スヘシ

本條は要するに從來一〇〇分の一の恩給納金を納めた公務員は一〇〇分の二に増率せられ從來恩給納金のなかつた公務員は新一〇〇分の一を納めねばならぬことにしたのである。公務員と雖も兵は納金義務がないのは兵は非職業的であり且つ其の給與は職業的公務員に對する給與と同視すべきでないからである。本條の納金は現實の俸給給料を基

礎とすること従来と異らぬ（大正一二年勅令第四三九號恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第一〇條乃至第一三條）から軍人の場合に於ても第五九條ノ二に規定する恩給額算出の爲の別表第一號表の假定俸給額を基礎とせず現實支給の俸給給料の一〇〇分の一を徴收するのである。

準公務員は規定がないから納金の義務がない。

尙本改正規定は昭和九年四月一日より施行される（恩給法中改正法律附則第一條）が適用に付ては恩給法中改正法律附則第九條に經過的規定があるから同條参照のこと。盲啞學校を盲學校及聾啞學校と改めた理由に付ては第一六條(2)參照。國庫納金の收入等に關する命令は次の通り、

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則（大正一二年一〇月九日）
（勅令第四三九號）

改正 昭和二年第三五八號 昭和九年第三三三號（同年四月一日施行、傍線の部分は本號に依る改正）

朕恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム（總理、内務、大）
（憲法第六十條）

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則

（第一條乃至第九條は分擔に關する規定なるを以て茲に掲げず恩給法第一七條説明末尾に掲げた。）

第十條 文官、下士官以上ノ軍人、教育職員、警察監獄職員又ハ待遇職員ニシテ國庫ヨリ俸給（又ハ給料）ノ支給ヲ受ケタル者ノ恩給法第五十九條ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ俸給ノ支拂ヲ爲ス際其ノ支拂ヲ爲ス當該官吏又ハ吏員之ヲ控除スヘシ

法第五十九條ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ俸給ノ支拂ヲ爲ス際支出官之ヲ控除スヘシ但シ出納官吏俸給（又ハ給料）ノ支拂ヲ爲ス場合ニ於テハ當該出納官吏之ヲ控除スヘシ

前項ノ規定ニ依リ控除シタル金額ヲ歳入ニ組入レムトスル場合ニ於テハ當該支出官之カ歳入徴收官トシテ徴收ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條 文官又ハ教育職員ニシテ國庫ヨリ俸給（又ハ給料）ノ支給ヲ受ケサル者ノ恩給法第五十九條ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ俸給ノ支拂ヲ爲ス際其ノ支拂ヲ爲ス當該官吏又ハ吏員之ヲ控除スヘシ

前項ノ規定ニ依リ國庫納金ヲ控除シタル者ハ其ノ計算ヲ明ニシタル仕譯書ヲ作成シ毎翌月五日迄ニ之ヲ歳入徴收官ニ報告スヘシ但シ歳入徴收官ノ指定シタル者ニ在リテハ前項ノ控除額ニ仕譯書ヲ添附シ毎翌月十日迄ニ之ヲ歳入徴收官ノ定ムル出納官吏ニ納付スヘシ

第十二條 教育職員、警察監獄職員又ハ待遇職員ニシテ國庫ヨリ俸給（又ハ給料）ノ支給ヲ受ケサル者ノ恩給法第五十九條ノ規定ニ依リ府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ニ納付スヘキ金額ハ俸給（又ハ給料）ノ支拂ヲ爲ス際其ノ支拂ヲ爲ス當該官吏又ハ吏員之ヲ控除スヘシ前項ノ規定ニ依リテ控除シタル納金ハ當該經濟ノ定ムル所ニ依リ收入ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 轉任、轉職、待命、休職又ハ死亡等ニ因リ過渡俸給（又ハ給料）ノ返納ヲ要スルトキハ前三條ノ規定ニ依リ控除シタル納金額ヲ算出シタル場合ニ適用セラレタル割合ヲ其ノ過渡俸給（又ハ給料）額ニ乗シタル金額（改正前は「其ノ百分ノ一」とあつた）ヲ返納者ニ於テ控除スヘシ

第十四條 國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル經濟カ恩給法第十八條第一項ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ毎年四月十日及十月十日迄ニ其ノ前六分ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第十五條 府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル經濟カ恩給法第十八條第二項ノ規定ニ依リ國庫以外ノ經濟ニ納付スヘキ金額ハ毎年四月十日及十月十日迄ニ其ノ前六分ヲ當該經濟ニ交付スヘシ

第十六條 府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ恩給ヲ給スル經濟ニ對シ恩給法第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル金額ハ當該經濟カ恩給法第十八條第二項ノ規定ニ依リ納金ヲ收入シタル年度ノ翌翌年度ニ於テ之ヲ交付スルモノトス

第十七條 本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ其ノ收入支出ニ關スルモノニ付テハ大藏大臣、其ノ他ノ事項ニ關スルモノニ付テハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

- 一 官吏遺族扶助法納金收入規則
- 一 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法納金收入規則
- 一 明治四十五年勅令第七十一號

本令施行前内閣總理大臣以外ノ官廳カ裁定シタル國庫支辨ノ年金タル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ權利ノ存續スルモノニ付テハ當該裁定官廳ハ遲滞ナク裁定ノ要項ヲ内閣恩給局長ニ通知スヘシ

第九條ノ規定ハ前項ノ恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ準用ス

改正 昭和二年第四〇號 昭和九年第五號(同年四月一日施行、傍添の部分本號に依る改正)

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則左ノ通相定ム

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則

第一條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第一條ニ規定スル恩給金額分擔請求通知書ハ別紙第一號書式ニ依リ仕譯書ハ第二號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第三條及第五條ニ規定スル恩給金額分擔請求書及仕譯書ハ前項ニ規定スル恩給金額分擔請

求通知書及仕譯書ニ準シ之ヲ調製スヘシ

第二條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十條第一項ノ出納官吏國庫納金ヲ控除シタル場合ニ於テハ收入官吏トシテ總テ其ノ規定ニ依リ整理スヘシ

第三條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ仕譯書ハ出納官吏事務規程附屬第五號書式ニ準シ之ヲ調製スヘシ

第三條ノ二 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項但書ノ規定ニ依リ出納官吏ニ納付セシムルコトヲ指定シ得ルハ當該俸給(又ハ給料)ノ支拂ヲ爲ス官吏又ハ吏員カ歳入徵收官ノ所在地又ハ最寄ニ在動スル場合ニシテ歳入徵收官在動ニ在ル歳入徵收官ノ定ムル出納官吏ニ之カ納付ヲ爲サシムル場合ニ限ル

第四條 收入官吏前條ノ規定ニ依リ國庫納金ノ納付ヲ受ケタルトキハ所定ノ現金領收證書ヲ交付シ現金出納簿ノ登記報告等其ノ規定ニ依リ整理スヘシ

第五條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十三條ノ規定ニ依リ過渡俸給(又ハ給料)ノ返納ヲ要スルトキハ其ノ過渡俸給(又ハ給料)額中ヨリ返納者ニ於テ控除スヘキ金額(改正前は「返納額ノ百分ノ一」)ヲ控除シタル殘額ニ付返納告知書ヲ發シ返納ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第六條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十四條ノ規定ニ依リ當該公務員ニ俸給ヲ給スル經濟ヨリ國庫ニ納付スヘキ金額ニ付テハ歳入徵收官ハ其ノ計算ヲ明ニシタル適宜ノ報告書ヲ發シ一般歳入金徵收ノ例ニ依リ當該經濟ニ對シ納入告知書ヲ發シ日本銀行ニ納付ノ手續ヲ爲サシムヘシ

前項ノ規定ハ恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項本文ノ規定ニ依リ報告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十五條ノ規定ニ依リ當該公務員ニ俸給ヲ給スル經濟ノ國庫以外ノ經濟ニシテ恩給

ヲ給スル者ニ納付スヘキ金額ニ付テハ其ノ計算ヲ明ニシタル書類ヲ添附シ當該經濟ノ定ムル規定ニ從ヒ交付ノ手續ヲ爲スヘシ
第八條 恩給金額分撥及國庫納金收入等取扱規則第十一條及第十四條ノ規定ニ依ル收入金ハ大藏省主管トシ諸收入收納取扱規程ニ依
リ之カ整理ヲ爲スヘシ

附則

本令ハ恩給金額分撥及國庫納金收入等取扱規則施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
左ノ大藏省訓令ハ之ヲ廢止ス
官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序

大正十一年大藏省訓令第二十三號

第一號書式(略す、恩給法第一七條說明末尾に掲げた。)
第二號書式(略す、恩給法第一七條說明末尾に掲げた。)

在外指定學校の教育職員は第一六條の恩給負擔との關係もあり中等學校のみならず小學校の職員でも第五九條第二項
に依り國庫納金を徵收すべかりしものであるから昭和八年の改正後は百分の二を國庫に納付すべきである、但し附則
第九條に注意。

第二節 恩給金額

第五十九條ノ二 (退職前の俸給年額、俸給月額)

本節ニ於テ退職前ノ俸給年額ト稱スルハ退職前一年内ノ俸給(軍人及準軍人ニ在リテハ各階等ニ付定メラレタ
ル別表第一號表⁽¹⁾ノ假定俸給額ヲ以テ其ノ階等ニ對スル俸給額トス)ノ總額ヲ謂フ但シ左ノ特例ニ從フ⁽¹¹⁾

一 公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡ノ際昇給アリタルトキ
ハ其ノ爲サレタル昇給ノ中級俸ノ定アルモノ(軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ級俸ト
ス)ニ付テハ一級⁽¹²⁾、其ノ定ナキモノニ付テハ昇給前ノ俸給ノ百分ノ十五⁽¹³⁾ヲ限度トシ退職一年前ヨリ昇給セラ
レタルモノトシテ計算ス

二 前號ニ規定スル場合以外ノ場合ニ於テ退職前一年内ニ昇給アリタルトキハ其ノ昇給力前俸給二年以上据置ノ
後爲サレタルモノナルトキニ限り前號ノ規定ヲ準用ス⁽¹⁴⁾

轉官職ニ依ル俸給ノ増額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項但書ノ規定ヲ準用ス⁽¹⁵⁾

前二項ニ規定スル退職前一年内ノ俸給ノ算出方法ハ勅令⁽¹⁶⁾ヲ以テ之ヲ定ム

實在職期間一年未滿ナルトキハ其ノ俸給額ヲ月數ノ割合ニ依リ一年分ニ換算ス⁽¹⁷⁾

本節ニ於テ退職前ノ俸給月額⁽¹⁸⁾ト稱スルハ退職前ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

五五圓の二分の一を受けた事になり退職前一年内の俸給年額は七七二圓五〇錢といふ事になる、之が恩給額算出の基礎俸給である。

(3) 總額といふと一年間に現實に受けた俸給額を一錢も違はず寄せ合した額のやうに聞えるが實際は必ずしもその額と一致せぬのであつて其の計算法は第三項に所謂勅令の規定する所である。

尙一年内といふのは退職の日の屬する年の前年の應當日の翌日以降退職の日迄の期間をいふのであつて第四〇條ノ二の規定に依り在職年が半減計算された場合でも半減とは關係なしに曆に依り一年を計算するのである。併し此の計算に依る一年即滿一年内には例へば二月一五日に退職すると前年の二月一四日以降が一年である如く曆月の末日以外の日に退職すると曆月が十三存在することになるが此の場合に之を曆法に依り滿一年間の第一日から翌月の應當日の前日迄を一月と數へ更に翌々月の應當日の前日迄を一月といふ風に一二ヶ月に數へ其の各一月内の俸給を日割で計算し一二ヶ月の合計をして年額を算出するやうにも思へるかも知れぬが恩給法施行令第二四條ノ九の規定が特に日割計算を排し月計算を以て各曆月の俸給額を定める原則(俸給の月計算主義)を採つてゐるのに徴すれば上述の計算法は當らぬのであつて在職年の計算と同じく一月は總て曆月に依る月計算で數へ一三の曆月中退職の月から二月を數へ最初の曆月を棄て各月に施行令第二四條ノ九及一〇に依る各曆月の俸給月額を配當し其の一二曆月の各月の俸給額を合計したものを退職前の俸給年額とするのである。即結論に於ては一年内とは退職以前の一二曆月といふことになる。

例へば——前略、昭和八年五月三日給四級俸、昭和九年七月二〇日給三級俸、同日退職の者の退職前一年内の俸給額は昭和八年八月より昭和九年六月迄一ヶ月間一〇〇宛一〇〇圓、昭和九年七月一ヶ月一五圓合計一二二五圓である。

退職前一年は退職した在职のみに付て謂ふのであつて例へば一六年一〇ヶ月在職の後三ヶ月を経て再就職し三ヶ月在職した文官の普通恩給の基礎たる退職前一年内の俸給年額は最終在職たる三ヶ月に付本條第四項を適用して算出するのであつて前在職の終りの部分の六ヶ月に遡つて一年と計算するのではない。一年未滿の在職の一部又は全部が併任の場合も同様で兩在職各別に本條の規定に依り退職前一年間の俸給の總額を算出して合算すればよいが唯併任の兩在職を同時に退職し俸給の合算ある場合(第四條第三項)に付ては(9)例説を参照され度い。

(4) 公務傷病に因る退職又は死亡の際に昇給があつたとき其の昇給が一級であるならば其の一級の昇給は通常の場合ならば本條第一項本文の適用を受け退職又は死亡の月だけの俸給として計算されるに過ぎぬが公務傷病に因る退職又は死亡の場合であるから特に其の昇給を意義あるものたらしめんが爲退職一年前から一級の昇給あつたものとして換言すれば其の昇給した俸給年額を其の儘「退職前ノ俸給」として恩給額算出の基礎とし、其の昇給が二級以上であるならば通常の場合ならば本條第一項本文に依り退職又は死亡の月は二級以上の其の昇給額が月額として認められ退職又は死亡の前月以前は昇給前の額で計算されるが公務傷病に因る退職死亡の場合なら退職又は死亡の月は實際昇給した額を認めることは同様である以外に退職死亡の前月以前の分は二級以上は認めぬが一級の限度だけは右一級の昇給の場合と同様に認めようといふのである。一級だけは一年前から昇給したことに看做すといふのは退職、死亡の際の昇給した月も昇給前の各月と同様一級を受けたことに看做すのだと考へる人があるかも知れぬがそれは間違であつて前述の如く昇給した月(退職、死亡の月より前に昇給があつたのならその昇給の月以後)はその昇給した實額に依るべきこと第一項本文に依り明かであつて此の點特に注意を要する。故に退職三ヶ月前に二級昇給して退職した場合には最終の

三月月は二級の昇給を基礎として計算すべきものである。

軍人に付ては假定俸給を設け各俸給は階等別に定めたから一級の昇給は即一階級の昇進のことになる。

「一級」の實際適用上の疑義に付ては本條第三項の勅令即恩給法施行令第二四條ノ一〇の規定する所である。

公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹りたる場合に於ては症状及經過の如何に依り退職せしめ又は死亡する日を想定して昇給せしめ而かも事實が其の想定に副はぬことが往々あるから斯かる場合に於ける昇給は嚴格に退職又は死亡の當日又は其の附近たるを要せずと解する。

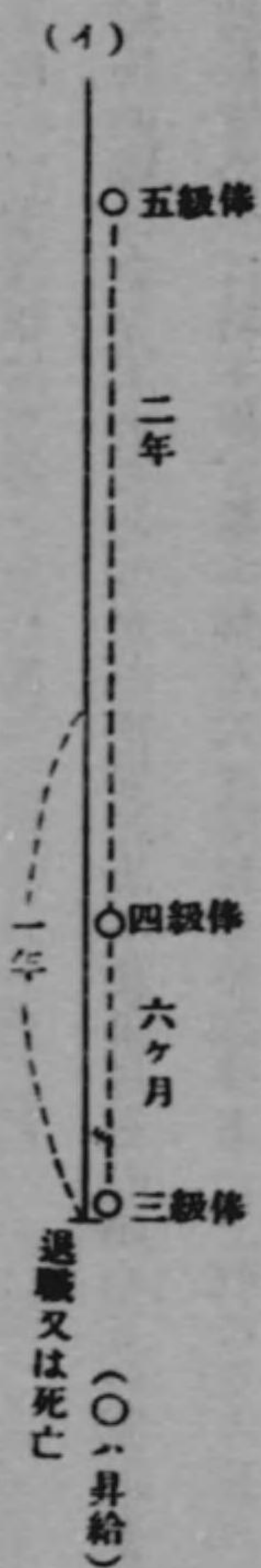
(5) 百分ノ十五即一割五分としたのは級俸の定ある俸給の一級の昇給は大體に於て原級俸に對し一割五分の増加に當るからである。實際昇給額の範圍内のことであること勿論であるから實際昇給額が一割五分未滿のときは其の實際昇給額を一年前から受けたことに看做すのである。當分俸の場合に關する施行令第二四條ノ一〇第一號のやうな規定がないから一割五分の金額は圓位未滿を繰上げることを得ずこまかく計算せねばならぬことに注意。

(6) 前號の規定を準用する即級俸の定あるものに付ては一級、定なきものに付ては一割五分を退職一年前から昇給せられたものとして計算するのである。

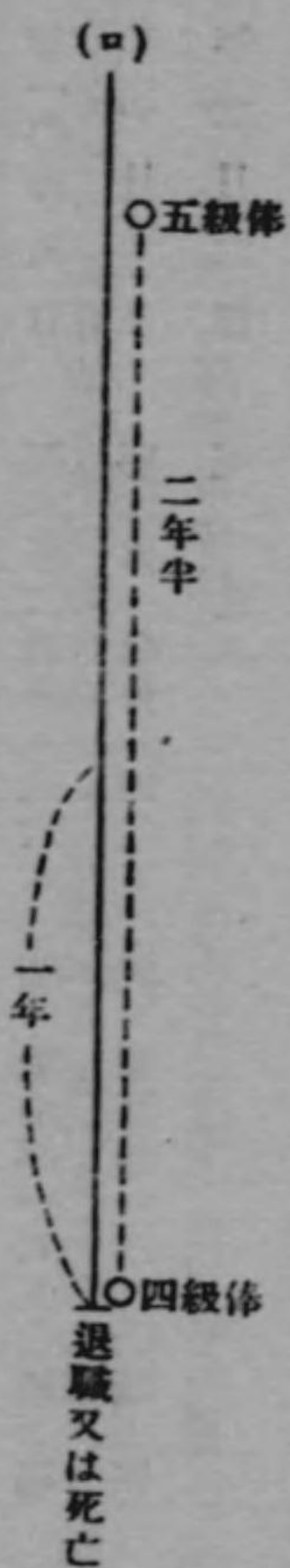
二年以上据置の「二年」は昇給の日より曆法に依り數へた滿二年の意である、故に或年三月三十一日に昇給せば翌々年三月三〇日迄昇給せず三一日以後昇給の場合に二年以上据置となる。

第二號の場合に、改正法は最終俸給の不合理を矯正する爲に之に代ふるに退職前の俸給年額を持出したのであるから退職前一年内に二度以上昇給があつた場合でも最終の昇給に付てのみ適用があると誤解する者なきを保せぬが法文は

「退職前一年内ニ昇給アリタルトキハ其ノ昇給力」云々と謂ひ一年内の最終昇給のみに限定してゐないから苟も退職前一年内の昇給なら其の各に付適用せねばならぬ。假に此の場合に最終の昇給のみに適用を限定すれば



右の場合には六ヶ月は五級俸、五ヶ月は四級俸、一ヶ月は三級俸で此の合計たる「退職前ノ俸給年額」は



此の場合の「退職前ノ俸給年額」即一二ヶ月四級俸よりも少額となり前者よりも後者の方が昇給成績が悪いにも拘らず前者の恩給基礎額よりも後者の恩給基礎額が多いといふ矛盾に陥る。之を各昇給に付適用すれば(イ)の場合は一ヶ月四級俸一ヶ月三級俸となり(ロ)の場合より有利で妥當な結果となるのである。第一號と第二號とが同一の昇給に付競合適用される場合があり得るが其の場合に於ても其の何れか一を適用した場合と同結果なるべきことは勿論である。本條の規定は本俸と準本俸とは原則として(例外例説一、尙(9)例説一見よ)各別に之を適用し其の結果を合計して退職前一年内の俸給總額とする、本俸が二以上の場合も各準本俸毎に本條を適用し其の結果を合計する、同じ職務俸で

も學部長職務俸、講座職務俸、分擔職務俸、兼擔職務俸等は各別個の職務俸と解し各別に本條を適用する。尙準本俸は級俸の定なき俸給である。

〔例說一〕 高等官等俸給令第一九條の年功加俸は實質に於ては本俸の昇給であつて本俸と並び給せらるる準本俸とは性質が異なるから判任官の特別俸と同様に取扱ふべく高等官として一級俸を二年以上据置かれて後此の年功加俸を受けた者は即日退職しても一級俸の一分五厘の限度で退職一年前から之を受けたことに看做される。

〔例說二〕

大正一一年四月一日	任某醫科大學教授
昭和四年一〇月八日	賜本俸二級俸(三六六〇圓)職務俸一六九〇圓下賜
昭和九年一月三日	賜本俸一級俸(四〇五〇圓)職務俸一三〇〇圓下賜
同 年二月二日	死 亡

右の者の本俸、準本俸各別に本條を適用するに本俸は退職一年前から四〇五〇圓を受けたことになり準本俸は一六九〇圓の一ヶ月分と一三〇〇圓の一ヶ月分と合し一六五七圓四九九となり退職前一年内の俸給總額は兩者の合計五七〇七圓四九九となる、職務俸は本俸と合して五三五〇圓(減俸前六〇〇〇圓、八八七圓を見よ)を越ゆることを得ぬ制限があつて俸給給與の際は右制限内であつたが本條適用の結果は右の如くこの制限を越ゆることになるが之は恩給法獨特の計算法の結果であつて右本俸、準本俸を夫々昭和七年法律第一三號に依り還元したものの合計額を基礎俸給として差支ないのである。

〔例說三〕

強制に依らずして減俸された場合には減額された後の俸給は「前俸給」となり得る。例へば教諭にして俸給一〇〇圓を受けてゐた者減俸承諾に依り七〇圓となり其の後退職前一年内に八〇圓に昇給して退職した場合には七〇圓は「前俸給」であり又右の如く減俸承諾に依り七〇圓となつた後八〇圓に昇給し更に八五圓に昇給し退職前一年内に九五圓に昇給して退職した場合には八五圓が「前俸給」である。

〔例說四〕

俸給規程の改正に依り減俸を強制せられた場合例へば判任文官にして四級俸(一〇〇〇圓)を受けてゐた者昭和六年六月一日の俸給令改正に依り九七圓に減俸せられ其の後退職前一年内に三級俸に昇給して退職した場合には減俸を強制された九七圓を「前俸給」と解するのは酷であるから四級俸を「前俸給」とする。

〔例說五〕

教諭にして二級俸(一三五圓)を受けてゐた者昭和六年六月一日の俸給改正に依り月俸一三二圓(改正二級俸は一三五圓)となり後に二級俸當分月俸一三四圓(又は二級俸一三五圓を給す)となり退職前一年内に一級俸に昇給して退職した場合の如く一度俸給規程の改正に依り強制的に減俸せられた場合と雖後に強制に依らぬ俸給の變動があつた場合には強制に依らぬ俸給(一三四圓又は一三五圓)を「前俸給」とする。

〔例說六〕

公立學校職員や小學校職員の年功加俸を例へば昭和八年一〇月二七日附發令で同七年一〇月一日より年功加俸年額二一六圓給與といふが如く遡及給與する事あるも本條の適用上は發令の日に昇給したものとて扱はれる。二以上の官職を併有する者の俸給の合算計算に付ては四〇〇参照のこと。

(7) 轉官職に依る俸給の増加の場合にも第一項第一號又は第二號の規定を準用し前後官職共俸給に級俸の定があるときは二級の昇給を、前後官職共又は其の何れかの俸給に級俸の定がないときは一分五厘までの昇給を認めるのである。而して此の轉官職の場合の一級に付ては第三項の勅令即後述恩給法第二四條ノ一〇第三號の規定する所である。

特別俸は級俸の定ある俸給規程中に存するも（昭和七年勅令第二〇四號第一條第一項第二號（イ）參照）特別俸夫れ自身は定額なきを以て本條に所謂級俸の定ある俸給でないとして解せられ従て一級俸を二年以上据置かれて昇給した場合には一級定額の一〇〇分の一五以内増の額を退職一年前から受けたものとして計算する。

⑧ 恩給法施行令第二四條ノ九及第二四條ノ一〇である、即

第二十四條ノ九 恩給法第五十九條ノニニ規定スル退職前一年内ノ俸給ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ例ニ依ル

一 初任ノ月ニ於テ日割計算ヲ以テ俸給ヲ給セラレタル場合ニ於テモ全月分ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス^(a)

二 月ノ中途ニ於テ昇給アリタルトキハ昇給後ノ俸給額ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス^(b)

三 休職、罰俸等^(c)ノ事情ニ依リ本來給與セラルヘキ俸給ニ比シ一時的ニ少額ヲ給セラレタル場合ニ於テモ本來給與セラルヘキ俸給額ニ依ル^(d)

第二十四條ノ十 恩給法第五十九條ノ二第一項但書ニ規定スル一級ノ昇給ニ付テハ左ノ例ニ依ル

- 一 一級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給力有スル割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給額トス^(a)級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五圓未滿ノモノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給與シタルトキ亦同シ^(b)
- 二 同一級俸ニ付上下ノ區分アル場合ニ於テハ其ノ上俸ハ之ヲ下俸ニ對スル一級上位ノ俸給ト看做ス^(c)
- 三 轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近

ニ多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ其ノ百分ノ十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給ト看做ス^(b)

(a) 判任以上の者は退職の月は月の途中で退職しても俸給の全月分を貰へるから問題はないが初任の月は任命の日からの日數に應じ日割計算で俸給を給せられるから在職年の月計算に歩調を合せ俸給も月計算で簡便ならしめる爲實際受けた額に拘らず其の月は全月分の俸給を給せられたこととして計算しようといふのである。而も恩給は現實の支給に拘らず辭令上の俸給を基礎にすること従來と異なることがないから月の末日に任命せられた場合も其の月は全月分を給せられたことに計算するの意と解する。尙本號は俸給の月計算主義の大原則を示す重要な規定であること(3)參照のこと。

(b) 之も俸給の月計算に便ならしめる爲である。月ノ中途とは月の第二日以後の各日を含む。中途で轉官職等^(c)爲俸給が降つた場合でも規定の趣旨を酌んで其の月分は多い方の俸給を受けたものとして計算するの外はない。

〔例說〕 月の途中で學長の四九二〇圓から教授に専任して四〇五〇圓となり同時に職務俸一三〇〇圓を受けた如き場合には其の月の俸給は五三五〇圓であつて六二二〇圓にあらずと解すべきである、蓋し學長には職務俸を附することがないからである。

(c) (d) 休職、罰俸の外待命、停職をも含むのである、從來と雖も休職等のまま退職すれば本來給せらるべき休職前の俸給を退職當時の俸給と看做して恩給の基礎とする扱であつたが恩給法改正後は恩給の基礎をなるべく實際支給した額に近からしめる主義であるから之に對して念の爲特に規定を置くことにしたのである。裁判官の停職の場合

合には明治二三年法律第六八號判事懲戒法第六條に「停職ハ三月以上一年以下職務ノ執行ヲ停止ス停職中ハ俸給ヲ給セス」とあり一時的に少額をも給せぬのであるが元來第三號は念の爲の規定であつて此の停職の場合を除外する意でないから停職中退職、死亡すれば矢張り停職前の本來給せらるべき俸給額に依るのである。尙休職等の期間は第四〇條ノ二の規定に依り在職年計算上は半減せられるが「退職前一年内」の一年の期間の計算上は半減せられる筈がないから例之判任文官が昇給直後休職となり一年後に休職満期で退職した場合には其の昇給した俸給年額が退職前一年内の俸給總額となる。

(c) 學校職員に多い所謂當分俸給を受けた場合のことである、此の場合には當分給は其の上の級俸に従ふものとし例へば公立中等學校教員に付て給四級俸(減俸中一二五圓)但當分一一〇圓の場合には三級俸(減俸中一二五圓)に給與級俸に對し當分俸給が有する割合一一五分の一一〇を乗じ圓位未滿を圓位に滿たした額一二〇圓を當分俸一一〇圓に對する一級上位の俸給額とするのであつて之を一二〇分の一一五で除した一二五圓(圓位未滿切捨)を以て昭和七年勅令第二〇四號に依る還元額とする。(h)の場合も同様であるが昭和七年法律第一三號及同法施行勅令たる同年勅令第二〇四號に依る還元は總て更正の性質を有するから先づ減俸後の俸給規程に依る俸給又は級俸に恩給法施行令第二四條ノ一〇を適用し然る後右昭和七年法律第一三號及勅令第二〇四號の還元規定を適用すべきである。特別俸は本條の適用に關しては級俸の定なきものと解されるから例之一級上位の當分給を受けた者は、一級上位の、一割五分増の金額に一級上位に對する當分給の割合を乗じて算出すべきものと解する。

〔例說一〕 三級俸當分八〇圓給與の發令があつた場合と雖「給與級俸」の文字に重きを置き二級俸一三五圓に當

分給の三級俸一二五圓に對する割合一二五分の八〇を乗じた八七圓(圓位未滿切上)を八〇圓の一級上位の俸給額とし、七級俸八五圓の當分俸として扱はぬ。

〔例說二〕 昭和六年の俸給規程改正に依る減俸前に受けた或級俸に對する當分俸給にして右改正に依り減俸せられたものの恩給法施行令第二四條ノ一〇第一號に規定する一級上位の俸給額を算出するには右改正前の其の級俸額に對する改正前の其の當分俸給の割合を改正後の其の一級上位の級俸額に乗じて算出すべく改正後の其の級俸の額に對する減俸後の當分俸給の割合を乗じて算出しない、蓋し後者の如くするときは一級上位の俸給額より却て多額となる場合が多く恩給法第五九條第一項第一號但書の趣旨に反するが故である。

(f) 判任官俸給令第五條に「判任文官ノ俸給ハ月俸七十五圓未滿ノ者ニ限り級俸ニ拘ラズ適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ支給スルコトヲ得但シ各所定ノ最低俸給額ヲ下ルコトヲ得ス」とあるから此の規定を設けられたものである、從て四〇圓未滿の俸給(判任官俸給令第六、七條に依る俸給や地方待遇職員令第九條の月俸一圓年俸三〇圓等の俸給)に付ては本號の適用がない、又教官及技術官ノ俸給ニ關スル件(大正九年勅令第二六二號)第一條の俸給や判任官俸給令第九條乃至第一一條等の俸給に付ても本號の適用なく是等は何れも一割五分の原則に依るべきこと勿論である。

本號の適用例は例へば七〇圓を給せられた者は八五圓に七五分の七〇を乗じた八〇圓(圓位未滿繰上)を一級上位の俸給額とし四十三圓を給せられた者は五〇圓に四五分の四三を乗じた四八圓(圓位未滿繰上)を一級上位の俸給額とするのである。

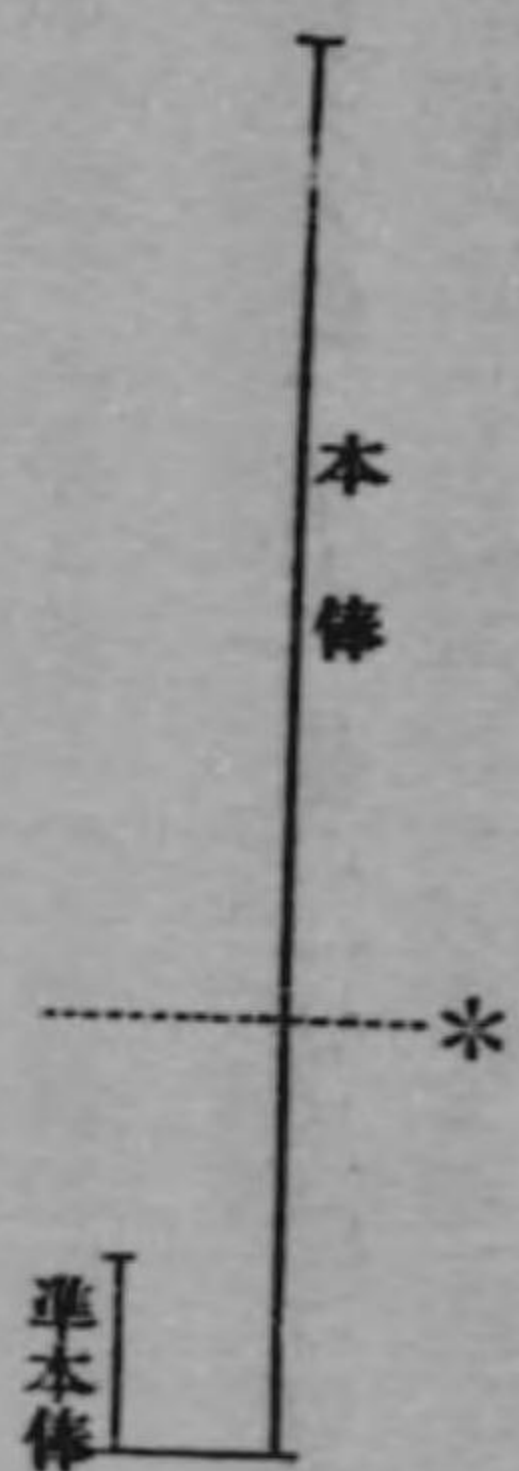
(g) 小學校令施行規則第一四八條の表に小學教員の月俸額を一級乃至九級に分つと共に各級を上下に分つてゐる

が此の上俸下俸間を一級とみるのである。因に各級間の開きは下級に於ては判任官及同待遇者より少い所もあるが上級に於ては多い。府縣に依つては(奈良縣等)更に此の上下を細分して甲乙丙などと分けることもあるが此の細分は問題とせぬ。

(h) 轉官職に依る俸給の増額は昇給と看做すこと本條第二項に規定する所であつて此の場合の一級の昇給に付て第三號が規定してゐるのである。第三號は例へば判任三級俸(年額一三二〇圓)を二年以上給せられた者退職當日高等官に轉じ一六五〇圓を給せられたとすると第三號本文に依れば前官に付給せられた一三二〇圓に直近に多額な高等官の俸給一四七〇圓が一級上位の俸給となるが之では其の差年額一五〇圓で通常の各級俸間の差額即下位俸給の一割五分内外に達せず餘りに昇給を少く限定し過ぎるから斯の如く下位俸給の一割五分増の昇給にならぬ場合に限り通常の歩合たる一割五分増した額本例では一三二〇圓に其の一割五分を加へた一五一八圓を一級上位の俸給と看做し一五一八圓を退職一年前より受けたものと看做すといふのである(此の場合退職の月は(4)に述べた通り實額一六五〇圓の一二分の一を基礎とするのであるから結局一三七五〇圓の一ヶ月分と一五一八圓の一二分の一額即一二六四五〇圓に夫々昭和七年法律第一三號及同法施行令を適用して還元した額の合計一六六四圓三三錢三厘を以て退職前一年内の俸給總額とするのである)。直近に多額な級俸が原級よりも一割五分以上なときは其の級俸の額を基礎とすること勿論である。尙本號は轉官職後給せられた俸給が原俸給に比し一割五分以上でないときでも一割五分を増加した金額を基礎とするといふ意味でなく常に轉官職後給せられた俸給の範圍内でのことである。故に右の例で最終俸給が一六五〇圓でなく一四七〇圓なら一五一八圓でなく一四七〇圓に止めるのである。

(9) 加算年月數を別にした在职期間が暦月一一以下の場合例へば四月五日就職月俸五〇圓同年九月一五日月俸六〇圓で退職の場合には第一項の退職前一年内の俸給が計算出来ぬから此の場合には六ヶ月間で俸給合計三一〇圓を六分の一二倍して一年間に引直して年六二〇圓と換算し之を退職前一年内の俸給年額とするのである。第四項の適用のあるのは在職一六年一〇ヶ月にして退職し再就職して三ヶ月在職した文官の普通恩給の基礎たる退職前一年内の俸給額を後の在職三ヶ月に付て算出する場合や、在職一〇ヶ月にして公務の爲不具廢疾となつた者の普通恩給の基礎俸給を算出する場合等である。

【例説一】



(*退職前一年の線)

右の如く準本俸の給與期間一年に足らざるも恩給の基礎在職年が一年以上である場合には第五九條ノ二第四項に該當せぬのであつて従て準本俸を一年分に換算することなく其の給與期間に受けた準本俸を月計算で算出し退職前一年内の本俸額に加へ其の合計額を基礎俸給とする、前に(6)第五九條ノ二は本俸と準本俸とは各別に適用すると説いたが在職年は本俸準本俸共通のことであつて右例の場合に本俸に付ては在職一年以上であるが準本俸に付ては在職一年に足らぬなどといふことはあり得ぬのであるから在職一年に足らぬことを適用條件とする第四項は右例の場合に適用出来ぬのである、注意を要する。巡查が公務に因り死亡し死亡の際に始めて功勞加俸を受けた如き場合と雖在職一年以上

に及ぶときは矢張り第四項を適用せぬのである。又本條は本俸と準本俸とに各別に適用するから第一項第一號の適用もないと解される。此の場合に在職一年に足らぬときは本俸に付ても功勞加俸に付ても各別に第四項を適用し其の合計額を退職前一年内の俸給總額とするのである。

〔例說二〕 併任官職を同日に退職し一官職の在職が一年に足らぬ場合でも通算せらるる他の官職の在職が一年以上であるときは第四項の適用がないこと第四四條に關し述べた通り(四〇一頁例二)である。(尙補遺をみよ)

〔例說三〕 甲官職退職の當日乙官職に再就職し乙官職を在職一年足らずで退職した場合には恩給の基礎俸給計算上は基礎俸給制限の趣旨からして轉官職として扱ひ乙としての恩給の退職前の俸給計算上第四項を適用せざるを妥當とする。

(10) 第六七條、第六八條、第七〇條の一時恩給は退職前の俸給月額を恩給額算出の基礎とするが此の月額は先づ退職前一年内の俸給年額を算出し之を一二で除して算出するといふのである。尙此の算出法は第八二條の一時扶助料額算出に付準用されてゐる(第八二條第三項)。

(11) 本條第一項第一號及第二號の特例の外昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律附則第一〇條に當分的經過規定があつて「第五九條ノ二第一項但書ノ場合ニ於テ其ノ公務員ガ同一種類ノ公務員トシテ實在職年二十年以上勤続シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ内同但書各號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス」と規定した。尙第五九條ノ二の退職前の俸給額を算出する場合の一年内の各俸給に付ては減俸中は昭和七年勅令第二〇三號第七條の規定に依り各俸給毎に換算増額が行はれる。

第六十條 (文官の普通恩給)

文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス^(五)

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未満ニ對シ退職前^(六)ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前^(五)ノ俸給年額ノ百五十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤在職年十七年以上^(四)ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職前^(五)ノ俸給年額ノ三分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス^(三)
第一項ノ在職年ハ國務大臣トシテ退官スル者ニ付テハ國務大臣トシテノ在職年七年以上ナルヲ以テ足ル^(五)
第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號、第五十五條ノ二又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年未満ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス
第四十七條ノ規定ニ依リ準文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職前^(五)ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トス

(1) 本條以下第七〇條迄悉く恩給額の算出には退職前の俸給年額が基礎となるのであるが之は以前は退職當時の俸

給とあつたのを昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で改めたのであつて退職前の俸給年額の意義、休職、減俸中の退職の場合の基礎俸給等總て第五九條ノ二及其の施行令を参照のこと。

尙本條中「十七年」は以前「十五年」であつたのを恩給法中改正法律で年限を一般的に二年延長した結果改正されたもので國務大臣も五年を七年に改正された。

(2) 實勤續在職年とは中途退職に依る中斷なき引續いた在職年にして且つ加算を除外したものの謂である(第六二條第三項及第四項の勤續在職年は加算年を含む、區別に注意のこと)。中途に休職があつても勤續在職年たることを妨げぬ。

外國中に關東州、南洋群島を含まぬ(第三五條(2)參照)。尙外國實勤續加給の限度に關し(3)參照のこと。

(例説一) 外國實勤續在職年數とは外國勤務命令に依り外國に繼續して在勤した年數の意に解し命令繼續中實際に外國に存在した期間の意に解せぬ、但し賜暇歸朝、赴任前一時歸朝、命令歸朝及賜暇歸朝中轉任を命ぜられた場合には本邦滞在六ヶ月以上に互らぬとき限り外國繼續在勤を中斷せぬものと看做し且つ右期間を加給年から控除せぬ、而して六ヶ月の期間は本邦歸著の日から本邦出發の日迄の期間に付ていふのである。

(參考) 外交官領事官及賜暇規則(明治二十六年勅令第一七二號)

第二條 外交官及領事官ニシテ三年以上外國ニ在勤シタル者ニハ左ノ區別ニ從ヒ賜暇歸朝ヲ許可スルコトヲ得

- 一 三年ノ者ニハ三月以内
- 二 三年ヲ超ユル者ニハ一年ヲ増ス毎ニ一月ヲ加フ但シ通算シテ六月ヲ超ユルコトヲ得ス
- 三 特別ノ事情アルトキハ前二號ニ掲グル期間ニ各三月以内ヲ加フ

前項ニ規定スル在勤年數ノ計算ニ付テハ別表ニ掲グル邊陲又ハ不健康ノ地ニ在勤シタル期間ハ之ニ其ノ二分ノ一ヲ加算ス

第一項各號ニ掲グル賜暇期間中ニハ任地往還ノ日數ヲ算入セス

(例説二) 外國在勤の者任地から直接他の外國に出張を命ぜられた場合には外國在勤を中斷せず且つ加算年計算上控除せぬ。

(例説三) 加給年の始期終期は外國の在勤地に到着した日から起算し最終に在勤地を離れた日に終る。

(3) 例へば在職年が四五年あつても恩給は四〇年在職した者に給する額より多くは給せぬといふのである。在職年は加算年と實在職年との合計を指稱する(第二八條(1)第五五條(1))から實在職年三五年、加算年一〇年合計在職年四五年の場合でも在職年四〇年の者に給する額即退職前の俸給年額の一五〇分の七三以上は給せぬのである。此の第四項の關係は他の公務員即第六一條第五項、第六一條ノ二第四項、第六二條第七項、第六三條第五項、第六四條第三項に付ても同様であつて其の在職年に對する最高恩給年額の率を一覽的に示すと左の如くである。

六〇	IV (文 官)	一五〇分の七三
六一	V (准士官以上)	八七
六一ノ二IV	(下士官以下)	八八
六二	VII (教育職員)	七三
六三	V (警察監獄職員)	七八
六四	III (待遇職員)	七三

外國實勤續在職年も在職年の一部に相違ないが恩給年額に關しては第三項の勤續加給は第四項の制限下に於ける恩給年額の外に別に給するものであつて第四項の適用を受けぬものと解せられるから例へば在職年四五年其の内外國實勤

續在職年三五年とすれば退職前の俸給年額の一五〇分の七三(第四項の分)の外に三〇〇分の一八を加給し合計一五〇分の八二を普通恩給年額とするのである、但し此の加給と雖も第四項の制限との權衡上無制限に加給するは妥當でないから外國實勤續在職年四〇年に止め四〇年を超える勤続年数には加給せぬことに解せられてゐる、故に文官の外國實勤續加給は $(40-17) \times \frac{1}{300}$ 即三〇〇分の二三を最高限度と解する。

在職年に對する恩給年額の外に外國實勤續在職加給を給し得る關係は第六一條第四項、第六一條ノ二第四項、第六二條第七項、第六三條第五項、第六四條第三項に付ても全然同様で又第六二條第三項第四項の小學程度又は中等程度學校勤續加給、第六三條第三項の勤續加給に付ても同じである、其の各加給の最高限度を一覽的に示せば左の如くである。

六〇	Ⅲ (文官外國實勤續加給)	三〇〇分の二三
六一	Ⅳ (准士官以上)	三七
六一ノ二Ⅳ	(下士官以下)	三八
六二	Ⅶ (教育職員)	二三
六三	Ⅴ (警察監獄職員)	二八
六四	Ⅲ (待遇職員)	二三
六二	Ⅲ (小學程度)	一五〇分の二三
六二	Ⅳ (中等程度)	三〇〇分の二三
六三	Ⅲ (警察監獄職員)	二八

右の率の中外國實勤續加給は實際には殆ど適用者がないから之を除外し其の他の加給を前掲一般在職年に對する最高恩給年額の率と合計して公務員別に示すと左の如くなる。

文官	$\frac{73}{150}$
軍人(准士官以上)	$\frac{87}{150}$
軍人(下士官以下)	$\frac{88}{150}$
教育職員	$\frac{73}{150} + \frac{23}{150} = \frac{96}{150}$ 又 $\frac{73}{150} + \frac{23}{300} = \frac{84.5}{150}$
警察監獄職員	$\frac{78}{150} + \frac{23}{300} = \frac{89.5}{150}$
待遇職員	$\frac{73}{150}$

尙第四項の在職年に對する恩給年額に對し例外をなすものは大正一〇年法律第一〇二號定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル件に依る加給である、之は恩給法外の法律にして一部の文官の恩給額を決定するもので實質上恩給法の一部を成すものと謂ふべきである。

定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル件 (大正一〇年五月一八日 法律第一〇二號)

本法施行ノ際現ニ判事又ハ檢事ノ本官ニ在職スル者本法施行後引續キ判事又ハ檢事トシテ在職シ裁判所構成法第七十四條ノ二(ハ)又ハ第八十條ノ二(ハ)ニ規定スル年齢ニ達シタル後退職シ又ハ其ノ官ヲ免セラレ恩給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ恩給年額ハ恩給法中文官ノ普通恩給ニ關スル規定ニ依リ計算シタル年額ニ其ノ百分ノ三十二相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ判事檢事相互ニ轉任シタル場合ハ引續キ在職シタルモノト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令(イ)ヲ以テ之ヲ定ム

附則(イ)

本法施行ノ期日ハ勅令(イ)ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依ル恩給年額ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依ル恩給年額ヲ給ス

本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依ル恩給年額ニ基ク扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依ル恩給年額ニ基ク扶助料年額ヲ給ス

(a)(b) 裁判所構成法

第七十四條ノ二 大審院長年額六十五年其ノ他ノ判事ノ職ニ在ル者年額六十二年ニ達シタルトキハ退職トス但シ控訴院又ハ大審院

ノ總會ニ於テ三年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムヘキモノト決議シタルトキハ其ノ期間満了ノ時ニ於テ退職トス

第八十條ノ二 検事總長年額六十五年其ノ他ノ検事ノ職ニ在ル者年額六十三年ニ達シタルトキハ退職トス但シ司法大臣ハ三年以内

ノ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得

本法は年限年齢を設けたのと交換的に恩給上優遇することになつて設けられたものと解せられる。

(c) 大正一〇年勅令第二二七號を以て同年六月一日より施行。

(d) 大正一二年法律第四九號、大正一〇年法律第一〇二號中改正法律の附則である、同法律本文は曰く同法中「官吏恩給法第五條

ノ規定ニ依リ計算シタル年額ニ其ノ百分ノ五十二相當スル金額」ヲ「恩給法中文官ノ普通恩給ニ關スル規定ニ依リ計算シタル年額ニ

其ノ百分ノ三十二相當スル金額」ニ改ム。

(e) 大正一二年勅令第四三三號を以て同年一〇月一日より施行。

(4) 文官普通恩給最短年限は原則として一七年であるが國務大臣は文官であるに拘らず例外として特に七年の在職で文官普通恩給を受け得るのである。法意上國務大臣として七年勤続するを要せぬが七年全部が大臣としての在職でなくてはならぬ。大臣以外の在職年と大臣の在職年と通算して一七年以上に達し大臣を通常の文官と見た文官普通恩給権と大臣としての恩給権とが同時に發生した場合には何れが多い方を文官普通恩給として給すべきである。又軍部大臣として七年以上在職した者は同時に軍人として普通恩給権が生じて居り軍人としては五〇年分迄受け得る(第六一條第五項)から文官、軍人何れが多額の方を受けて然るべきである。

大臣の恩給額は次項に規定する如く一七年迄は皆一五〇分の五〇であつて増減がない。

(5) 本條中昭和八年法律第五〇號に依る改正部分に關する經過的規定としては同法律附則第五條、第六條(以上休職待命等の期間の計算)、第一一條(普通恩給年限)、第二一條(休職等と年限との關係)の各條参照のこと。

第六十一條 (准士官以上の軍人の普通恩給)

准士官以上ノ軍人在職年十三年ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス。

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第一號ノ準軍人在職年十三年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス。

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年以上十四年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十四年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス。

退職當時ノ階等及其ノ在職年數ニ依リ定メタル別表第一號表ノ金額トス
前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年以上十四年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十四年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス。

前條第三項ノ規定ハ准士官以上ノ軍人ニ付之ヲ準用ス。

在職年五十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年五十年トシテ計算ス。

陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ二年以上實在職シ最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス。

第四十六條、第四十七條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十三年未

滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス。

準軍人ノ階等ハ勅令ノヲ以テ之ヲ定ム。

(1) 準軍人の退職とは第二七條第三項に規定する如く職務、戒嚴地境内の勤務又は外國鎮戍を終ることであつて公

務員や他の準公務員と異り勤務中の或る部分のみを在職と看るのであるから此處に述べた退職があつても他の公務員や準公務員の退職とは趣を異にし尙準公務員の身分地位に在るのである、仍て退職の外に身分を免ぜられること即他の公務員や準公務員の退職に當るものを恩給給與の要件としたのである。

(2) 軍人の普通恩給及一時恩給は昭和八年法律第五〇號に依る恩給法改正前は昔から總て表に依つたのであるが右恩給法改正に於て表を廢止し軍人以外の公務員と同様に率を以て算出することにした。是は表は在職年五〇年の兵の普通恩給額や在職年一一年の大將の普通恩給額や在職年六年の中將の一時恩給額といったものを掲げて實際に即しな^いことや軍人のみに表にすることに特殊の誤解を招く虞もあつたので一般同様率に依て算出することにしたのである、但し其の基礎俸給は第五九條ノ二で規定するやうに假定俸給を基準とするのであつて此の假定俸給年額たるや概ね從來の第一號表の在職一一年の額の三倍を採つたのであり大部分は實際俸給より多額であるから實際に於ては軍人恩給は他の公務員が實際俸給を基礎とするに比し從來通り利益な地位にある(從來の在職一一年額の三倍より一、二圓の出入があるし改正法では第四條の適用を受けて圓位未滿は圓位に滿たしめるが舊第一號表では必ずしも圓位未滿の扱方が一定してゐなかつたから假定俸給で算出した額が舊表と必ずしも全然一致するとは謂へぬ。後掲表参照)。

序であるから軍人恩給が他種公務員の恩給に比し特殊な點を左に一括して掲げてみる。

1. 假定俸給を恩給算出の基準とすること(第五九條ノ二)
2. 最高恩給年額が在職五〇年に至ること(第六一條第五項)
3. 下士官以下の軍人に限り傷病賜金を給せられること(第六六條)

在職年數	親任一等	親任二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	准士官	下士官	兵
二十	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	六〇
十九	二,八〇〇	一,八〇〇	九〇〇	七〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	九〇	七〇	五〇
十八	二,六〇〇	一,六〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	九〇	八〇	六〇	四〇
十七	二,四〇〇	一,四〇〇	七〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	五〇	三〇
十六	二,二〇〇	一,二〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	四〇	二〇
十五	二,〇〇〇	一,〇〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	四〇	一〇
十四	一,八〇〇	九〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	三〇	〇
十三	一,六〇〇	八〇〇	三〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	二〇	〇
十二	一,四〇〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	二〇	〇
十一	一,二〇〇	六〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	〇
十	一,〇〇〇	五〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇
九	九〇〇	四〇〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇
八	八〇〇	三〇〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇
七	七〇〇	二〇〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇
六	六〇〇	一〇〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	五〇〇	〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	四〇〇	〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	三〇〇	〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

在職年數	親任一等	親任二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	准士官	下士官	兵
十	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	六〇
九	二,八〇〇	一,八〇〇	九〇〇	七〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	九〇	七〇	五〇
八	二,六〇〇	一,六〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	四〇
七	二,四〇〇	一,四〇〇	七〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	五〇	三〇
六	二,二〇〇	一,二〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	四〇	二〇
五	二,〇〇〇	一,〇〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	四〇	一〇
四	一,八〇〇	九〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	三〇	〇
三	一,六〇〇	八〇〇	三〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	二〇	〇
二	一,四〇〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	二〇	〇
一	一,二〇〇	六〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	〇

改正恩給法に依る軍人普通恩給の年額表(最終俸給が退職一年前より基礎となる場合の表)

在職年數	親任一等	親任二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	准士官	下士官	兵
五	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	六〇
四	二,八〇〇	一,八〇〇	九〇〇	七〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	九〇	七〇	五〇
四	二,六〇〇	一,六〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	四〇
四	二,四〇〇	一,四〇〇	七〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	五〇	三〇
四	二,二〇〇	一,二〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	四〇	二〇
四	二,〇〇〇	一,〇〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	四〇	一〇
四	一,八〇〇	九〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	三〇	〇
四	一,六〇〇	八〇〇	三〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	二〇	〇
四	一,四〇〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	二〇	〇
四	一,二〇〇	六〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	〇
四	一,〇〇〇	五〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇
四	九〇〇	四〇〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇
四	八〇〇	三〇〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇
四	七〇〇	二〇〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇
四	六〇〇	一〇〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	五〇〇	〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	四〇〇	〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	三〇〇	〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	二〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	一〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

在職年數	將官及相當官							准士官				兵					
	親任	高等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	一等	二等	三等	四等	海軍一等	陸軍一等	海軍二等	陸軍二等
四十二年	三、九三〇	三、四四〇	二、九五〇	二、〇二二	一、七三二	一、三三八	八九六	七七八	六三三	四九五	四四五	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
四十三年	四、〇〇〇	三、四六七	二、九八七	二、〇一七	一、七三四	一、三五四	九〇七	七四七	六〇〇	四九三	四四二	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
四十四年	四、〇〇〇	三、五〇一	三、〇二二	二、〇四八	一、七三三	一、二六九	九一八	七五八	六〇〇	五〇九	四七九	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
四十五年	四、〇〇〇	三、五五五	三、〇六三	二、〇五五	一、七三七	一、二八五	九三〇	七六六	六〇〇	五二六	四八六	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
四十六年	四、〇〇〇	三、五九七	三、〇九七	二、〇五六	一、七八一	一、三〇一	九四二	七八五	六〇〇	五三三	四九三	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
四十七年	四、〇〇〇	三、六四〇	三、一三六	二、〇五六	一、八〇一	一、三二六	九五三	七八九	六〇〇	五三〇	四九三	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
四十八年	四、〇〇〇	三、六八四	三、一七九	二、〇七七	一、八四三	一、三五三	九六四	七八九	六〇〇	五三七	四九七	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
四十九年	四、〇〇〇	三、七二七	三、二二二	二、〇七七	一、八八五	一、三六八	九七五	七八九	六〇〇	五四七	五〇七	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
五十年	四、〇〇〇	三、七七一	三、二六六	二、〇七七	一、九二七	一、三八三	九八六	八〇三	六〇〇	五五二	五二四	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

(3) 第六〇條(2)(3)参照。

〔例説〕 恩給法施行の日現在に在職した者に付ては本條第四項に依る外國實動續加給の基礎在職年を遡及算入する。

(4) 昭和八年の恩給法改正前は准士官として退職の當日迄に一等給を受けさへすれば少尉の額を給したが此の改正で准士官となつてから退職迄に加算年月を別にして二四曆月以上経過し退職當日迄に一等給を給せられた場合に少尉の額を給することに改められた、是は他の公務員に付ては第五九條ノ二第一項第二號に依り退職前一年内に昇給しても前俸給を二年(之は滿二年、四九〇頁参照)以上据置の後昇給した場合に限り一年前から一級昇給したものと看做すことになつたのに準じて大體の歩調を合せたものである、即從來に比して二年以上准士官として實在職せねばならぬことは不利益になつたが實際に少尉に昇任せずして一年以上實際少尉に在任した者の額を受ける點は猶從前通り根本的に

利益な點である。

(5) 普通恩給最短期限の在職なくとも其の者は其の年限だけ在職した者と同じ位の經濟上の獲得能力等の損失を來したものと看做すのである(第四六條(3)参照)。第五五條ノ二を加へたのは改正法律で同條を新設し同條中傷病年金受給者再任して増加恩給受給者となり在職年一三年未滿で普通恩給を併給される場合が出来たからである。

(6) 軍人準軍人に付ては恩給額算出の基礎たる假定俸給を總て階等に依て規定すること第五九條ノ二第一項の通りであるから準軍人に付ても此の假定俸給を當嵌める爲階等を定める勅令を要する、恩給法施行令二六條即之である、

第二十六條 準軍人ノ公務傷病等(4)ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生ハ判任官一等トス
- 二 前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生、陸軍士官學校生徒、海軍兵學校生徒、海軍機關學校生徒、海軍經理學校生徒及海軍豫備生徒ハ判任官三等トス
- 三 前二號ニ掲ケサル陸海軍諸生徒及海軍豫備練習生ノ階等ハ兵卒ニ準ス

(a) 「等」と謂つたのは恩給法第四九條第二項の公務傷病の規定の適用の爲のみならず第六一條第八項の規定に依る準軍人の普通恩給の規定の適用の爲にも階等を規定したからである。

(7) 本條中昭和八年法律第五〇條に依る改正部分に關する経過的规定としては同法律附則第五條第六條(以上休職待命等の期間の計算)、第一一條(普通恩給年限)、第二一條(休職等と年限との關係)の各條参照のこと。

第六十一條ノ二 (下士官以下の軍人の普通恩給)

下士官以下ノ軍人在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス⁽³⁾

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第二號ノ準軍人在職年十二年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十三年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ下士官ニ在リテハ七圓、兵ニ在リテハ六圓ヲ加ヘタル金額トス⁽³⁾

第六十條第三項並前條第五項、第七項及第八項ノ規定ハ下士官以下ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

(1) 本條は昭和八年法律第五〇號で新設された條文で其の以前は第六一條に准士官以上と下士官以下とを區別せず共に軍人として規定されてゐたが右改正に際し一般に普通恩給年限を二年宛延長したとき下士官以下の軍人のみは服役年の關係上二年延長しては受恩給者の數に著しい影響を與へ從て優良下士官を得る能はざる處があるので特に一年の延長に止めた結果下士官以下の軍人は在職年一二年以上にして普通恩給を給することとし本條を第六一條から分離して規定するに至つたのである、尙本條の恩給年限と第六一條の恩給年限との差異の生じた結果第二號但書の規定を新設することになつた。

本條其の他に於て改正法律が「下士」を「下士官」に改めたのは昭和六年勅令第二七〇號陸軍武官等表中改正ノ件等に依り下士を下士官と改稱することになつたのに因るもので海軍では大正九年勅令第一〇號海軍武官階ノ件改正に依り既に業に下士を下士官に改められてゐた。

(2) 一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トスとせず特に七圓、六圓としたのは從來の別表第一號表の軍人の恩給年額が下士官は一年毎に七圓、兵は一年毎に六圓宛増加してゐたからその儘踏襲した次第である。

(3) 本條中昭和八年法律第五〇號に依る改正部分に關する経過的規定としては同法律附則第五條、第六條(以上休職待命等の期間の計算)、第一一條(普通恩給年限)、第一二條(休職等と年限との關係)の各條參照のこと。

第六十二條 (教育職員の普通恩給)

教育職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス。

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額^五ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前^{當時}ノ俸給年額ノ百五十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校^五又ハ小學校ニ類スル各種

學校ノ教育職員トシテノ勤績^五ノ在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ

勤績在職年一年ニ付退職前^{當時}ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス。

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤績在職年十七年^五

以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職前^{當時}ノ俸給年額ノ三百

分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス。

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令^五ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條又ハ第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給

スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職前^{當時}ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トス

(1) 第五九條ノ二第一項参照。

(2) 盲啞學校を盲學校、聾啞學校としたのは従来の盲啞學校(明治三三年勅令第三四四號小學校令に依り設置)は大正一二年八月二八日勅令第三七五號盲學校及聾啞學校令(大正一三年四月一日より施行)に依り盲學校及聾啞學校に改正せられたからである(恩給法の公布は大正一二年四月一四日で右改正前であつた)。盲學校及聾啞學校は右勅令第三七五號に

第七條 盲學校及聾啞學校ニ初等部及中等部ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ初等部又ハ中等部ノミヲ置クコトヲ得

得 盲學校及聾啞學校ニ理科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

とあつて學校の程度は小學校より上であるが其の職員は待遇が實質上從來に比し特に向上して居ない等の點に鑑み小學校に類する學校として恩給法第一六條第三號及第五九條第二項但書(舊規定)を適用することに昭和六年六月以降扱はれてゐたが昭和八年の恩給法改正の機に盲學校、聾啞學校とし第一六條第三號、第五九條第三項にも改名挿入して右扱の通りに規定した次第である。併し小學校に類する學校ではなくなつたから「其ノ他ノ」を削り「又ハ」とした。右盲學校及聾啞學校令附則第四項に「當分ノ内盲學校ノ學科ト聾啞學校ノ學科トヲ併置スル學校ヲ設クルコトヲ得」とあるが同第五項に「前項ノ學校ハ之ヲ盲學校及聾啞學校ト看做ス」と規定してあるから之も本條の「盲學校、聾啞學校」として扱つてよい譯である。

(3) 勤績在職年であるから中間に退職があつては勤績と謂へぬ、併し第六〇條第三項等の實勤績と異なるから加算年

を合して一七年以上であつても宜しい。而して又小學校程度の學校でさへあれば同一の學校に一七年以上勤務した場合に限らず其の同程度の各種の學校を通じて勤務一七年以上ある場合でも宜しい。此の事は第四項に付ても同様のことを言ひ得るのである。

〔例說一〕 臺灣公學校訓導は第六二條第三項に規定する小學校に類する各種學校の職員である。

〔例說二〕 師範學校附屬小學校の教育職員は本條第三項の小學校の教育職員でない。之は師範學校の教育職員であるから第四項の問題である。小學校で授業はしてゐても身分は師範學校の職員であつて他の中等學校又はそれより高い學校に榮進する途もあるものであり小學校程度の有利な加給を附する理由はないからである。

〔例說三〕 小學校職員から中學校職員に轉じ更に小學校に轉じた場合には前後の小學校在職年は勤務でなく各別に勤務加給の要件の存否及計算を考ふべきである。

〔例說四〕 小學校訓導から教育文官に轉じ更に小學校訓導に轉じたときは前後の小學校訓導在職年は之を合して勤務と謂ふを得ぬ。

〔例說五〕 准教育職員の在職年を教育職員のそれと通算して第六二條第三項又は第四項の加給をなすことを得ぬ。

(4)(5) 此の勤務加給は小學程度の學校の教育職員として又は中等程度の學校の教育職員として永く其の地位に止まり優良教員として天職を盡すことを勸奨する爲の加給である、小學校程度の方を高率にしたのは其の必要が一層大なる爲である。

小學程度の學校の職員(第三項)と中等學校の職員(第四項)との相互轉任の場合に付て規定する所がないから兩者の在

職年を合して一七年以上に達しても加給し得ぬのであつて各別に一七年以上たることを要するものと解せられてゐる(③の例說三参照)。

本條の勤務加給と本條第七項の第六〇條第三項の準用に依る最高恩給年額との關係に付ては第六〇條の外國實勤務加給と同じ關係である同條(3)参照。

本條の勤務加給は教育職員として退職した時に附するものであつて又恩給法では總て最終に在職した官職で恩給の種類を定めるから例へば教育職員から教育文官に轉じて退職した場合には(假令證書記號は便宜上教育職員の記號を附しても)其の恩給額は文官に關する第六〇條の規定に依り算出するから其の在職年中に本條第三項又は第四項に該當するものがあつても本條の加給をせぬのである。

初等程度の學校の職員から中等程度の學校の職員に轉じた月の在職を初等學校職員の在職とみるか中等學校職員の在職とみるかは恩給法第二九條の趣旨からして何れか有利な方の在職として計算すべきである。從て其の月は加給率の多い初等學校職員の在職として計算するのが通常であるが其の月を初等學校職員の在職として計算すると初等學校職員の在職が一一年一ヶ月中等學校職員の在職が一一年一ヶ月になるやうな場合には中等學校職員としての加給がないが其の月を中等學校職員の在職として計算すれば後者は一年増して一八年、前者は依然年數に變りなく一九年となり兩者加給の合計が三〇〇分の一だけ増加するから其の月を中等教員の在職とみる方が利益である。

(6) 勅令は恩給法施行令第三〇條である、即

第三十條 恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 師範學校
- 二 高等女學校
- 三 專門學校令ニ依ラサル實業學校（實業補習學校ヲ除ク）
- 四 中學校又ハ前二號ニ掲クル學校ニ準スヘキ學校
- 五 實業補習學校教員養成所
- 六 朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一號乃至第三號若ハ第五號ニ掲クルモノニ準スヘキモノ
- 七 在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號乃至第三號ニ掲クル學校ニ準スヘキモノ

〔例説〕 在外指定學校職員中右施行令第三〇條第七號の學校の職員に該當するものにして勤続一八年以上の者には三分の割合の加給の規定（本條第四項）初等程度のものにして勤続一八年以上の者には一五〇分の割合の加給の規定（本條第三項）を適用する。

(7) 本條中昭和八年法律第五〇號に依る改正部分に關する経過的規定としては同法律附則第五條第六條（以上休職等の期間の計算）、第一一條（普通恩給年限）、第一二條（休職等と年限との關係）の各條參照。

第六十三條（警察監獄職員の普通恩給）

警察監獄職員在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス⁽⁶⁾

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前^{當時}ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前^{當時}ノ俸給年額ノ百五十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス⁽⁶⁾

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ警察監獄職員トシテノ勤績在職年十二年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十二年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職前^{當時}ノ俸給年額ノ三分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス⁽⁶⁾

第四十六條又ハ第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職十二年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス⁽⁶⁾

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス⁽⁶⁾

(1) 恩給法中改正法律で他の公務員と同様普通恩給最短期間が二年延長され在職年十二年に對し一五〇分の五〇の恩給率になつた次第である、恩給年限に對する延長年数は他の公務員に比し多少不利のやうにも見えるが其の代りに右改正法律第四六條ノ二で創設され軍人以外の公務員にも適用されるに至つた傷病年金は軍人以外の公務員では主として警察監獄職員に實際上適用が多いであらう。退職當時の俸給年額に付ては第五九條ノ二第一項參照のこと。

(2) 第六〇條(3)参照。

(3) 第六一條(5)参照。

(5) 本條中昭和八年法律第五〇號に依る改正部分に關する経過的规定としては同法律附則第五條第六條(以上休職等の期間の計算)、第一一條(普通恩給年限)、第一二條(休職等と年限との關係)の各條参照のこと。

第六十四條 (待遇職員の普通恩給)

待遇職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス^五(4)

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前^{當時}ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前^{當時}ノ俸給年額ノ百五十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項及第四項並第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ付之ヲ準用ス(1)

(1) 第六〇條(3)参照。

(2) 本條中年限の改正は昭和八年法律第五〇號が一般に普通恩給最短期限を二年延長した結果であるが此の點に關する経過的规定としては同法律附則第五條第六條(以上休職等の期間の計算)、第一一條(普通恩給年限)、第一二條(休職等と年限との關係)の各條参照のこと。退職當時の俸給年額に付ては第五九條の二第一項に規定する。

第六十四條ノ二（一時恩給受給に因る普通恩給額控除、再任返還）

一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ換算シタル月數内ニ召集其ノ他ノ強制ニ依ラスシテ再就職シタル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一^(一)ニ乗シタル金額ノ十五分ノ一^(二)ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス^(三)但シ差月數一月ニ付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ勅令ノ定ムル時期ニ於テ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス^(四)

(1) 本條は一時恩給を受けた者が再就職し此の一時恩給の基礎となつた在職年を合算して普通恩給年限に達した場合に之を放任すれば同一の在職年が二重に恩給の基礎になり、恩給の二重給與回避の原則（第八條）に反し、在職一年一月にして一六年分の最高一時恩給を得て間もなく再就職し更に在職一月以上にして普通恩給を獲得する等所謂一時恩給稼ぎの弊を誘發することになるから昭和八年の恩給法中改正法律は一時恩給權發生後再就職迄の期間の長短に應じて一時恩給の一部或は大部分を返還せしめ又は全部を返還せしめざることとし返還せしむべき場合に一定期限内に返還せざるときは普通恩給年額を減額することとする爲に設けた規定である。

一年を二月に換算する譯は本條は一時恩給返還額を計算する基礎的觀念として在職中の一ヶ月分の俸給に相當する金

額を以て退職後の浪人期間の二ヶ月間の生活を支へ得るものとしたからである。即一時恩給は在職一年に對し退職前の俸給月額一ヶ月分の割合で給せられる（第六七、第六八、第七〇各條）から一年を二月に換算することは換言すれば一時恩給額中退職前の俸給一ヶ月分に相當する金額毎に之を二ヶ月間の喰潰費に宛てることである。

(2) 強制就職の場合には再就職が自己の任意に出たのでないから一時恩給の返還をさせるのは酷であるとして返還せず又普通恩給額の控除もしないのである。

(3) 一年を二月に換算した換算月數と一時恩給權發生の事由たる退職の月の翌月から再就職の月迄の月數との差月數を一時恩給額算出の基礎になつた退職前の俸給月額の二分の一に乘じた金額を控除するといふのは前述の通り退職前の俸給一ヶ月分^(一)で二ヶ月間喰へる（從て一ヶ月に俸給二分の一月分を要する）勘定であるから換算月數を経過してから再就職した場合には喰潰して了つてから再就職したことになつて控除すべき餘利はないがその月數を経過せぬ内に再就職した場合には本經過一ヶ月毎に退職前の俸給月額の二分の一の餘剩喰潰料があるわけであるから此の割合に依る餘剩を普通恩給から差引かうといふことである。

退職の翌月より再就職の月迄の經過月數の數へ方は例之三月に退職して四月に再就職すると一ヶ月とし、三月に退職して五月に再就職すると二ヶ月と數へるが如きである。故に退職の月と同月に再就職すると一時恩給全額の返還又控除となるが退職の月の翌月以後に再就職すると全額の返還又は控除となることはない。

(4) 餘利額の一五分の一を普通恩給年額から控除するといふのは恩給の受給平均年數が約一五年であるから其の年數内に年賦返還をさせようといふ動機から出たことである。但し一五年以上受給しても一六年目から控除せぬことに

するといふわけでない、平均して一五年とするのであるからである。

(5) 控除前の普通恩給額から前述の控除をした額が普通恩給年額そのものである、故に控除すべき金額を圓位未満まで算出して此の金額を控除前の普通恩給年額から控除し圓位未満を第三條に依り圓位に満たしめて普通恩給年額とし、又此の控除した普通恩給を受けた公務員が死亡した場合或は公務員が在職中死亡し扶助料の基本たるべき普通恩給が控除せらるべき場合には控除した普通恩給年額の $\frac{1}{10}$ 分の五等を扶助料年額とする。

(6) 但書は本文の控除をされることを希望せぬ者は控除すべき額を勅令の定める時期迄に返還すべしといふことである。

(7) 改正恩給法施行令第三〇條ノ二である、即

第三十條ノ二 恩給法第六十四條ノ二但書ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ハ之ヲ負擔シタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟

ニ對シ命令(イ)ノ定ムル所ニ依リ再就職ノ月ノ翌月ヨリ一年内ニ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ完了(ロ)スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ハ命令(イ)ノ定ムル所ニ依リ之ヲ返還者ニ還付スヘシ(ロ)

(a) 大蔵省令第二五號である。

大蔵省令第二十五號

一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程左ノ通定ム

昭和八年九月二十七日

大蔵大臣 高橋 是清

第一條 國庫負擔一時恩給ノ受給者再就職シタル場合(以下單ニ再就職者ト稱ス)恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ一時恩給ノ返還又ハ其ノ者ノ普通恩給ヲ受ケタルノ權利ヲ生ゼズシテ退職シタル場合ノ返還金ノ還付ニ關シテハ第二條乃至第八條ノ規定ニ依リ之ヲ取扱フ爲スベシ

第二條 再就職者恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給ノ返還ヲ爲サントスル場合ニ於テハ其ノ就職ト同時ニ勤務廳(又ハ之ニ相當スルモノ)ヲ經由シ本屬廳(以下單ニ就職官廳ト稱ス)ニ對シ履歷書二通其ノ他一時恩給金額ヲ確證スベキ書類ヲ添ヘ一時恩給返還請書ヲ提出スベシ

前項ノ一時恩給返還請書ニハ一時又ハ分割返還ノ意思表示ヲ爲スベシ

第三條 前條ノ書類ノ提出ヲ受ケタル就職官廳ハ其ノ履歷書一通ニ再就職ニ關スル辭令ノ寫ヲ添ヘ直ニ再就職者ノ受ケタル一時恩給ノ裁定官廳ニ送付スベシ

前項ノ書類ヲ受ケタル裁定官廳ハ之ニ基キ直ニ恩給法第六十四條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給返還額ヲ算定シ就職官廳ニ通知スベシ

第四條 就職官廳ハ第二條ノ規定ニ依リ再就職者ヨリ提出ニ係ル書類ニ基キ直ニ恩給法第六十四條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給返還金額ヲ算定シ再就職者ノ就職ノ翌月ヨリ一年以内ニ適宜納付期限ヲ定メ一般會計歳入トシ徵收スベシ但シ再就職者一時恩給ノ返還ヲ完了セズシテ退職シ普通恩給ヲ受ケタルノ權利ヲ生ズベキ場合ニ在リテハ其ノ殘額ニ付テハ其ノ際一時ニ之ヲ徵收スベシ
前項但書ノ規定ハ再就職者死亡ノ場合ニ在リテハ其ノ遺族扶助料ヲ受ケル者ニ付テハ適用ス

第五條 就職官廳ハ前條ノ規定ニ依リ算定シタル一時恩給返還金額ニシテ第三條第二項ノ規定ニ依リ裁定官廳ヨリノ通知ニ依ル金

額ト相違アリタル場合ニ於テハ之ガ更正ノ手續ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ更正ヲ爲シタル爲徴収金額ニ不足アルトキハ之ヲ追徴シ過納アルトキハ其ノ基ク所ノ計算書ヲ添へ還付ノ手續ヲ探ルベシ但シ還付ヲ要スベキ金額ヲ其ノ後ノ一時恩給返還金ニ充當スルコトヲ妨グズ

第六條 再就職者一時恩給返還ヲ完了セズシテ轉官職其ノ他ノ事由ニ依リ就職官廳以外ノ官廳ニ勤務スルニ至リタルトキハ其ノ本屬廳(以下轉官官廳ト稱ス)ニ於テ其ノ殘額ニ付第四條、第五條ノ規定ニ準ジ徴収又ハ還付ノ手續ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ就職官廳ハ轉官官廳ニ一時恩給返還ニ關スル一件書類ヲ引繼グベシ

第七條 再就職者恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ基キ一時恩給ノ返還ヲ爲シ失格原因ナクシテ退職又ハ死亡シタルモ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ生ゼザル場合ニ於テハ就職官廳又ハ轉官官廳ニ一時恩給返還金還付ノ請求ヲ爲スベシ

就職官廳又ハ轉官官廳前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ審査ノ上還付スベキモノト認メタルトキハ一時恩給返還額ヲ證スベキ書類及履歷書寫其ノ他ノ證憑書類ヲ添へ之ガ支拂ヲ大藏大臣ニ請求スベシ

第八條 就職官廳又ハ轉官官廳ハ一時恩給返還整理簿ヲ備へ各返還者毎ニ一時恩給返還金額、分納期間、分納金額、納期日(場所)、領收済額、領收未済額其ノ他一時恩給返還ニ關シ必要ナル事項ヲ記載スベシ

第九條 國庫以外ノ經濟負擔一時恩給ノ受給者再就職シタル場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ一時恩給ノ返還又ハ其ノ者ノ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ゼズシテ退職シタル場合ノ返還金ノ還付ニ關シテハ第二條乃至第五條及第八條ヲ準用ス但シ第二條中本屬廳及第三條乃至第五條第八條中就職官廳トアルハ當該一時恩給ヲ負擔シタル經濟、第四條中一般會計歳入トアルハ當該一時恩給ヲ負擔シタル經濟ノ歳入トス

前項ノ規定ニ依リ再就職者一時恩給ヲ負擔シタル經濟ニ第二條ノ書類ヲ提出スル場合ニ於テハ其ノ就職ニ關スル辭令ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス

第十條 再就職者一時恩給返還ヲ完了セズシテ轉官職其ノ他ノ事由ニ依リ他官廳ニ勤務シ更ニ其ノ勤務廳ヲ變更スルニ至リタル場合ニ於テハ轉動前ノ官廳ハ其ノ旨當該一時恩給返還金ヲ收納スベキ經濟ニ通知スベシ但シ一時恩給返還金ヲ收納スベキ經濟ニ轉ジタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ再就職者退職又ハ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 再就職者一時恩給ノ返還ヲ爲シ失格原因ナクシテ退職又ハ死亡シタルモ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ生ゼザル場合ニ於テハ退職前勤務シタル官廳ヲ經由シ一時恩給返還金ヲ收納シタル經濟ニ一時恩給返還金還付ノ請求ヲ爲スベシ

第十二條 恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ再就職者ノ返還スベキ一時恩給ガ國庫以外ノ經濟ノ負擔シタルモノナルトキハ當該經濟ハ前三條ニ據ルノ外其ノ定ムル所ニ依リ徴収又ハ還付スベシ

附 則

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(b) 施行令第三〇條ノ二及右大藏省令を綜合し一時恩給の受給者よりの返還額の受給者への還付不還付の總ての場合を分類解説するに左の如くなる。

- (イ) 全部又は一部を返還し普通恩給年限に達せずして退職せば還付する、但し失格原因あるときは還付せぬ(施行令第三〇條ノ二第二項)。此の場合に退職に代ふるに死亡の場合にも還付すると解する。
- (ロ) 全部を返還して年限に達し退職又は死亡せば普通恩給年限を控除せられざるの效果を生じ還付の問題なし。
- (ハ) 一部を返還して年限に達し死亡せば遺族扶助料權者が遺志を繼いで完了し得る(省令第四條第二項)。完了せぬ場合は還付せぬ。

- (ニ) 一部を返還し年限に達して退職せば還付せぬ、蓋し受給者は生存してゐて全部を返還し得る(省令第四條第一項但書の場合等)に拘らず自己の意思に依り返還しなかつたことであり且還付する規定も存しないからである。
- (c) 返還は完了即返還すべき一時恩給の一部額の全部を返還せねば法第六四條ノ二の「返還」にならぬから返還としての効果を生ぜず従て前述(ニ)の場合の如く還付を受けざるに普通恩給年額を控除されることにもなる。即一部返還は返還でないのであつて此の場合に一部返還の金額の範圍に於て其の一五分の一を控除するといふが如きことを爲さぬ。

(8) 本條の適用例を示すと、

(一時恩給算出基礎俸給月額一〇〇圓と假定し)

控除年額	半年後再就職ノ場合			一年後再就職ノ場合			一年半後再就職ノ場合		
	一時恩給基礎在職年	換算月数	換算月数ト退職ヨリ再就職迄ノ月数トノ差月数	一時恩給基礎在職年	換算月数	換算月数ト退職ヨリ再就職迄ノ月数トノ差月数	一時恩給基礎在職年	換算月数	換算月数ト退職ヨリ再就職迄ノ月数トノ差月数
一三・三三三	五	一〇	四	一〇	二〇	四	一五	三〇	一〇
四六・六六六	一〇	二〇	一四	二〇	三〇	二四	二五	四〇	一五
八〇	一五	三〇	二四	三〇	四〇	三〇	三〇	五〇	二〇
〇	五	一〇	〇	一〇	二〇	〇	一五	三〇	一〇
二六・六六六	一〇	二〇	八	二〇	三〇	一八	二〇	四〇	一〇
六〇	一五	三〇	一八	二五	四〇	九〇〇	三〇	五〇	二〇
〇	五	一〇	〇	一〇	二〇	〇	一五	三〇	一〇
六・六六六	一〇	二〇	二	二〇	三〇	二	二〇	四〇	一〇
四〇	一五	三〇	一二	二五	四〇	六〇〇	三〇	五〇	二〇

一例を説明すると昭和九年三月に退職前の俸給月額一〇〇圓にして退職して在職五年に對する一時恩給五〇〇圓を受けた者同年九月に退職の月の翌四月より六ヶ月にして再就職したとすれば此の月数と在職五年を一年に付二ヶ月の割で換算した一〇ヶ月との差

月数四ヶ月に退職前の俸給月額の二分の一即五〇圓を乗じた二〇〇圓を再就職の月の翌月一〇月から一年内即昭和一〇年九月末日迄の大藏省令の定める適宜の納付期限迄に一時に又は分割して返還を完了すれば後に普通恩給権を生じたとき控除されず、若し返還せねば二〇〇圓を一五分した一三圓三三錢を後に普通恩給権を生じたとき普通恩給年額例へば六〇〇圓から控除して恩給法第三條で圓位未満を繰上げた五八七圓を普通恩給年額として給せられるといふことである。

A 在職年に對する一時恩給の返還をしても再在職Bを普通恩給年限に達せず失格原因なくして退職した場合には(7)で述べた通り返還金の還付を請求出来るが此の者が再在職に對する一時恩給を得て後に更にC在職に再就職したならば如何といふに此の場合にはB再就職の際の返還額とC再就職の際B在職年に對する一時恩給より返還すべき額との合計額をC在職に再就職した月の翌月より一年内に返還してをいたならば普通恩給は控除されぬと解すべきであらう。尙本條は昭和八年一〇月一日以後の退職に因り権利の生じた一時恩給に付てのみ適用があり同年九月三〇日以前の退職に因り権利の生じた一時恩給には適用がない(附則第一三條)。一〇月一日以後に一時恩給の請求をし又は支給を受けても其の一時恩給権が同日前の退職に因り生じたものならば本條の適用はない。

第六十五條ノ二 (傷病年金の年額)

公務員ノ傷病年金ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三號表ノ金額トス(1)
前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ傷病年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス(2)

(1) 本條は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で新に各公務員及準公務員を通じて適用せらるべき傷病年金を創設した(第四六條ノ二)のに伴ひ新に規定したもので傷病の原因は第四九條及恩給法施行令第二三條に、傷病の程度は第四六條ノ二第一項、第四九條第二項及恩給法施行令第二四條ノ二に、教育職員、警察監獄職員及待遇職員の公務傷病に關する規定の適用に付ての階等は恩給法施行令第二七條乃至第二九條に規定されてゐる(四九條一八、九頁参照)。第三號表は左の如くである。

第三號表

號	甲	傷病原因	階等		判		任	
			第一	第二	一	二	三	四
スヘキ公務	職又ハ職間ニ準	症狀等差	第一	第二	判官	下士	官待	兵
			第三	第四	官	士	官	遇
			三二〇	二四〇	二八六	二二〇	一七六	二六〇
			一九二	一七六	二二〇	一七六	一六〇	二〇〇

號	乙	普通公務	階等		判		任	
			第一	第二	一	二	三	四
ルモノトス	高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタ	普通公務	第一	第二	判官	下士	官待	兵
			第三	第四	官	士	官	遇
			二五二	一九二	二三一	一七六	二一〇	一三〇
			一五六	一三二	一四三	一一一	一一〇	一三〇

右金額の階等別の割合は増加恩給の第二號表に於けると同じく兵の一割増が下士官、兵の二割増が准士官となつてゐる、唯高等官及同待遇者に付ては僅に准士官(判任一等)の一割増に止めてあるが之は傷病年金程度の傷病には高等官及同待遇者の職務は性質上退職せずとも執務に堪へる場合が多いのであつて且つ濫に其の程度の傷病を理由として高い年金を取る爲に退職されては困るから一率に一割増に止めた次第である。

増加恩給との金額の割合は傷病年金の前身即傷病賜金第一款乃至第四款は甲號乙號共夫々増加恩給第六項の五倍が第一款、四倍半が第二款、四倍が第三款、三倍半が第四款となつてゐたが傷病年金は昭和七年勅令第二〇五號傷病軍人特別扶助令ニ依ル特別扶助金の金額(之は増加恩給第六項の八割を最高とし順次其の八割を以て等級を定めた)に多少(一割以下)の増額をして年額を決定したものである。

(2) 準公務員に傷病年金を給するのは第四七條の場合であり準文官、準軍人及準教育職員の公務傷病に關する規定の適用に付ての階等は第四九條及恩給法施行令第二五條乃至第二七條に規定されてゐる(四九條一八頁参照)。

第六十六條 (傷病賜金の要件、金額)

不具癡疾

下士官以下ノ軍人(公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラルルノ程度ニ至ラサルモ⁽²⁾之カ爲退職シ又ハ退職後一年内ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス⁽³⁾)

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス⁽⁴⁾

傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等並傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス⁽⁵⁾

前項ノ傷病ノ程度ハ勅令⁽⁶⁾ヲ以テ之ヲ定ム

(1) 傷病賜金は下士官以下の軍人即下士官及兵のみに給せられる恩給で他の公務員準公務員には給せられぬ、之は兵は義務的服役であり下士官は多くは其の延長であつて義務的服役者の公務傷病には特に厚く報ゆるの要あるのと准士官以上の者は職務の性質上傷病賜金程度の軽症で職務不能とならぬ場合が多いからだと解する。

(2) 公務の意義に付ては第四六條説明(1)参照。不具癡疾ノ程度ニ至ラサルモを傷病年金ヲ給セラルルノ程度ニ至ラサルモに改めたのは従來は傷病賜金程度の傷病の上位は直に増加恩給であつたのを昭和八年の恩給法改正で傷病賜金程度の傷病の中上の四款を傷病年金として増加恩給と傷病賜金との中間に置いた(第四六條ノ二)結果である。

(3) 又ハ以下は公務傷病の爲に退職せず他の理由で即主として現役満期等の理由に依り離現役しても現役中の公務傷病が増進又は固定して傷病賜金を受くべき程度となり公務傷病を理由として豫備兵又は豫後備役又は豫後備國民兵

役まで一種二種又は全兵役を免ぜられた場合には傷病賜金を給するといふ意味で退職後の兵役免除を条件として給するのは下士官以下は公務傷病の結果が未だ治療中で固定せぬ内に服役満期等の關係で離現役する場合が多いから離現役後一年内位迄に傷病の固定を俟つて診斷し公務傷病を認定し公務關係を明瞭にして一種以上の兵役を免ずるの手續を執つた場合(傷病賜金第六目以上は大體に於て一種以上の兵役免除の程度である)には傷病賜金を給して然るべしと考へらるるからである。

傷病賜金に付ては増加恩給、傷病年金に付ての第四六條第二項第三項、第四六條ノ二第二項の如き規定を置かず退職後の年數に制限なく傷病賜金の程度に達したり傷病賜金の程度が増進したりした場合に新に傷病賜金を給し又は改定することを許さなかつたのは餘りに低度の傷病に付ては證據書類が不整備又は缺如し公務關係の認定か愈、困難であり左様な規定を置くに適しないからである。本條の一年内に一種以上の兵役を免ずる場合は必ず診斷書や病床日誌があつて公務關係も明瞭であるから公務關係の認定の點は差支ない、而も第四六條第二項第三項の場合と異り退職後一年内に之が明瞭になつてゐるのであるから第五條に依り給與事由發生の日即退職後の一種以上の兵役免除の日から七、年間に請求して差支ないのである。

(4) 傷病賜金は傷病に關する恩給であり普通恩給、一時恩給は在職年數を理由とする恩給で全然異種のものであつて二重給與の問題は起らぬから併給を許して第八條第一項但書の場合とした。

(5) 公務傷病の原因に付ては第四九條第一項で戦闘公務、準戰公務及普通公務に分ち準戰公務の範圍は同條第二項及恩給法施行令第二三條で規定してゐる(第四九條説明(1)(2)参照)。

第三號は従來傷病賜金（第一乃至第一〇款）の表であつたが昭和八年の恩給法改正で傷病賜金の一部（第一乃至第四款）を傷病年金とし傷病年金を第三號表に、傷病賜金は第四號表に改めたので第三號表を第四號表に改めた。而して従來の第四號表即軍人の一時恩給表は軍人の一時恩給も俸給を基礎として算出することに改められた（第六八條第二項）爲不要になつたから第四號表の全部改正に依て自然に廢棄した。

(6) 恩給法施行令第三一條である。之は昭和八年法律第五〇號で傷病年金を創設し従來同條に規定した傷病賜金第一款乃至第四款を之に編入した爲従來の第五款乃至第一〇款を第一目乃至第六目として昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正の件で全部改正をした條文である。即

第三十一條 恩給法第六十六條第四項ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ六目トス

第一目症

- 一 一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ
- 二 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第二目症

- 一 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

第三目症

- 一 一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ

- 二 一耳ノ聽力カ四十センチメートル以上ニテハ呼語ヲ解シ得サルモノ

- 三 一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ

- 四 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四目症

- 一 一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ

- 一 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第五目症

- 一 一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ一メートル以上ニテハ呼語ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第六目症

- 一 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 二 前目ノ各症ニ次ク症ヲ殘シタルモノ

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス^(a)

(a) 第四九條說明(3)参照。

第六十七條 (文官、教育職員、待遇職員の一時恩給)

文官、教育職員又ハ待遇職員^五の在職年^五三年以上十七年^五未満ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス
前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前^{當時}ノ俸給月額^五ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乗シタル金額トス

(1) 本條中一五年を一七年に改正したのは普通恩給最短期限を一般に二年延長した結果であり(第六〇條乃至第六四條)一年を三年に改めたのは在職期間の極めて短い者は其の能力減損の程度等殆ど謂ふに足らず轉職も比較的容易なるのみならず官吏等の身分保障制度の設けられた今日に於ては其の早い退職は多くは自己の都合又は過失等に因ることが多いのであると推定されるから一時恩給最短期限を引上げることとした結果である、而して之を三年としたのは最近の歐洲(國際聯盟等)の立法例を参考としたのである。在職年は實在職年と加算年との合計である(第二八條(1))。三年は二以上の三年未満の切れ切れの在職年を合して三年になればよいかどうか、法文には「勤続在職年三年以上十七年未満」と規定していないが第二八條第二項但書は「前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年數ハ之ヲ合算セス」と規定してゐるから勤続在職年三年以上でなくては一時恩給の基礎となし得ず三年未満の在職年は後に普通恩給の基礎となる場合の外無駄になることになる。
勤続在職年三年以上一七年未満のものがあつても前に之と通算し得べき在職年があり之を合して一七年以上に達するときは第六〇條第六二條又は第六四條に依り普通恩給を給すべきで一時恩給を併給することを得ぬこと勿論である。

普通恩給を受くる者再任して退職後の公務員としての普通恩給最短期限に達せぬ爲再任改定不可能の場合に後の在職に對し一時恩給を給し得ぬことに付て第五五條説明(2)参照のこと。

(2) 一時恩給額算出の基礎を退職當時の俸給月額から退職前の俸給月額に改めたのは改正法は總て恩給額算出の基礎を退職前一年内に受けた俸給總額に據ることとなつた(第五九條ノ二第一項)の依る、退職前の俸給月額の算出方法は第五九條ノ二末項に規定されてゐる。

(3) 文官、教育職員及待遇職員は規定の内容が共通であるから改正の機に之を共通に本條中に規定することになつた、從て第六九條(舊教育職員一時恩給規定)及第七一條(舊待遇職員一時恩給規定)を削ることにした。尙一時恩給に付ては昭和八年法律第五〇號附則第一一條、第一二條の如き經過的規定がないから同法律施行前から在職の者でも同法律施行後退職すれば三年未満の在職では一時恩給を給されぬことになる。附則第五條、第六條は適用がある。

準教育職員等準公務員の二分の一通算の年月數は獨立に一時恩給の基礎とならず公務員の在職に通算される(四二條一項三號四號)から其の通算合計年數三年以上一七年未満なら一時恩給を給する。



此の場合に第五二條第一項に依り昭和八年の改正法施行後に待遇職員一時恩給を選択するも改正法の三年に達せぬから之を給し得ざるが如くなるも特に改正前の期待的利益に重きを置き其の在職一年に對し在職最終の俸給を基礎とし改正前の規定に依る待遇職員一時恩給を給し得る(附則第一一條例説一に類す、参照のこと)。

第六十八條 (准士官以上及下士官の一時恩給)

十一年

准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿ニシテ又ハ下士官在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキ

ハ之ニ一時恩給ヲ給ス⁽¹⁾但シ下士官以上トシテノ在職年一年未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス⁽²⁾

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス⁽³⁾

(1) 従來軍人の普通恩給最短期限は一年であつたのを昭和八年の恩給法改正で准士官以上と下士官以下とで年限を區別し前者は一三年後者は一二年とした爲一時恩給の規定も准士官以上と下士官以下とを書別けることになつた次第で在職年の意義三年の計算法等は總て第六七條第一項と同様であるから同條説明(1)参照のこと。

(2) 例へば兵として五年服役の後下士官となり在職(加算を含む)一ヶ月にして退職した者には一時恩給は一文も給し得ぬが下士官となり一年在職して退職した者には合計六年に對する一時恩給を給するといふことである。下士官以上の軍人の一時恩給に付て下士官以上としての在職年一年以上あることを要件にしたのは兵の如き非職業的な公務員には公務傷病の場合とか一二年以上も在職した場合に普通恩給を給するのは格別として其の場合には權利として一時恩給を給すべきでないといふ認められるから兵から引續いて下士官となり下士官以上としてせめて一年間位在職した者に非ざれば一時恩給を給するの要なしとしたものと解せられる。

3) 昭和八年の改正で普通恩給が表を廢して退職前の俸給年額を基礎として算出することになつた(第六一條、第五

九條ノ二第一項)から一時恩給も表を廢して退職前の俸給月額(第五九條ノ二末項)を基礎とすることになつたのである。尙一時恩給に付ては昭和八年法律第五〇號附則第一一條、第二二條の如き規定がないから同法律施行前から在職の者でも同法律施行後退職すれば三年未滿では一時恩給を給されぬことになる。附則第五條、第六條は適用される。準軍人に對しては一時恩給や第八二條の一時扶助料を給する規定がない。

第六十九條 削除

削除の理由は第六七條説明(4)参照。

第七十條 (警察監獄職員の一時恩給)

警察監獄職員在職年三年以上十二年未満ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前^{當時}ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乗シタル金額トス

本條中一〇年を一二年に改めたのは警察監獄職員普通恩給最短年限を二年延長した(第六三條)結果である、一年を三年にしたこと、在職年の意義、三年の計算法、退職前の俸給月額に付ては第六七條説明(1)に同じ。

第七十一條 削除

削除の理由は第六七條說明(4)參照。

第三章 遺族

第七十二條 (遺族の範圍)

本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ(1)公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時(2)之ト同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ
公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戸籍内ニ在リタルモノト看做ス(3)

(1) 遺族でありさへすれば皆一樣に扶助料を受けることが出来るかといふに必ずしもさうではなくて祖父母、父母、夫、妻は扶助料及第八二條の一時扶助料を受け得る資格があるが子は第七四條の條件を具へる者だけが扶助料及第八二條の一時扶助料を受ける資格があり又兄弟姉妹は第八一條の一時扶助料のみに付て資格者たるものである。

(2) 死亡ノ當時云々とは死亡の日までに同一戸籍内に在ればよいことである、故に或日の午前中に公務員、準公務員の死亡の届出があり同日午後に入籍の届出があつた場合でも差支ないと解する。軍人恩給法第三五條では軍人の寡婦、父母祖父母及兄弟姉妹は軍人在役中より引續き同一戸籍内に在ることを扶助料を受ける一要件とされ又官吏遺族扶助法第七條は「恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ其夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ス」と規定した

が本法ではかかる制限を撤廃した次第である。而して扶助料権は其の給與事由の生じた當時の法律に依り律せられるから例之軍人の現役を離れた後に入籍し右軍人恩給法第三五條の要件を缺いてゐた爲恩給法施行前は無資格であつた妻も軍人が恩給法施行後に死亡したならば恩給法の適用を受け軍人死亡前に入籍し第七二條の要件を充たしてゐるから扶助料を受けることが出来るに至るのである、但し軍人が恩給法施行前に死亡し寡婦が離現役後入籍の爲無資格で次順位者が扶助料権者となつた場合には恩給法施行後になつても寡婦が扶助料権者となり得ないのは第一〇〇條第四項規定の通りである。

〔例説〕 婚姻の効力は寄留地の戸籍役場に於て婚姻届を受理したときに發生するものと解せらるるが故に右届出を公務員の死亡前に受理した寄留地村長の發送した關係書類が途中紛失し本籍地村長に到着せず爲に入籍の手續遅れ公務員の死亡後數ヶ月にして漸く手續を了した如き場合でも公務員の妻は恩給法上の遺族に該當し扶助料を給せられる。

③ 本項は單に公務員又は準公務員死亡當時其の同一戸籍内に在つたものと看做すことに付ての順位の特別規定であるが扶助料権の享有は民法第一條「私權ノ享有ハ出生ニ始マル」に準じ出生の時から始るのであるから出生して子は遡つて公務員死亡の翌月から扶助料を受くべきでなく出生の月から受くべきである。

胎兒出生前に後順位者（例へば祖父）扶助料権を得た場合には其の出生した子には後順位者（祖父）失權の後扶助料を給するのであつて（第七三條）、出生と同時に祖父を失權せしむるが如きことはない。

第七十三條（扶助料順位）

公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス⁽¹⁾

一 在戰中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ⁽²⁾

二 普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ⁽³⁾

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ之ヲ定ム⁽⁴⁾

父母ニ付テハ妻父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス祖父母ニ在テハ妻父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス⁽⁵⁾

先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限り之ヲ適用ス⁽⁶⁾

(1) 扶助料権は普通恩給権の轉化延長として遺族全體に給せられるの精神であると解し度い、從て前條に規定する遺族の範圍内に在る者は皆一樣に公務員の死亡と同時に扶助料権を得るものであるが唯本條に順位を規定するから現實に支給を受ける権利は其の順位に該つた時に生ずると解するのである、即第二順位以下の者の扶助料権は前の扶助

料權を繼承的に得るのでなく扶助料權者は皆普通恩給權者死亡の際直接に其の者から權利の延長として扶助料權を得たと解するのである、從て或る順位の扶助料權者が七年の請求期間を経過し其の扶助料權が時効に依り消滅しても次の順位者は其の七年の期間を経過した日から現實に支給を受け得る扶助料權者となることを得るのであつて前扶助料權者の權利消滅に累されることはないのである（第五條說明(6)參照）。

(2) 在職中死亡の場合には現實に給與すべき恩給權は生ぜぬが在職中の死亡の場合を退職の場合と區別し扶助料權を發生せしめぬことは權衡を失する、然るに扶助料權は普通恩給權を前提として其の延長轉化と看るべきものであるから其の在職中の死亡が假に退職であつたなら普通恩給を給すべきであつた即在職年數が普通恩給年限以上に達し又は増加恩給と普通恩給を併給せらるべきであつた場合には扶助料權を發生せしめるといふのである。此の場合には第一順位の扶助料權者は公務員又は準公務員死亡後七年間第二順位者は第一順位者失權の時より（第一順位者が請求したると否を問はず）更に七年間は扶助料を請求し得るものと解する。

(3) 普通恩給ヲ給セラルル者とあるが現實に普通恩給の裁定を受けた者だけに限定しては明白に不衡平であるから第一條に所謂恩給を受けるの權利が客觀的に生じてゐる者は總て包含するものと解する、第五八條の「普通恩給ハ之ヲ受クル者」と同様である、故に

(イ) 普通恩給權者が請求を爲さずして退職後七年内に死亡した場合でも扶助料權者の第一順位者は（普通恩給を第一〇條に依り請求すると否に關せず）死亡後七年内に、第二順位者は（第一順位者が扶助料を請求したると否に拘らず）第一順位者失權の時から七年内に（第三順位者以下も同じ）請求すれば扶助料を給せられる。

(ロ) 退職後五年内に不具癡疾になり第四六條第二項に該當し公務員又は準公務員が増加恩給及普通恩給を請求中又は請求せざる内に死亡した場合でも退職後五年内に遺族（其の順位及請求時効の關係等總てイに同じ）が扶助料を請求すれば客觀的に其の公務員又は準公務員の症狀が不具癡疾の程度に達した時に普通恩給權が生じたものとしてイと同様に解する。

(ハ) 前號の場合に遺族（其の順位及請求時効の關係等總てイに同じ）の請求が五年經過後になると（即公務員又は準公務員が増加恩給及普通恩給を請求すると第四六條第三項に該當する場合）恩給審査會に付議して公務關係の顯著なることの議決を得た上客觀的に不具癡疾になつたときに普通恩給權が生じたものとしてイと同様に解する（第一〇條(1)(b)參照）。

民法第三〇條の失踪宣告があつた場合には同第三一條に依り死亡したものと看做される結果恩給法上も死亡と看做し取扱ふのであるが此の宣告が取消された場合にどうなるかといふに恩給權者は死亡しなかつたこととして死亡より生ずる恩給法上の効果を無くし又扶助料金の返還に付ては民法第三二條第二項を準用して差支なきものと解し度い。

(4) 即民法第九七〇條の法定家督相続人の順位に従ふのである、即

第九百七十條 被相続人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相続人ト爲ル

- 一 親等ノ異ナリタル者、間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
- 二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス
- 三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス

- 四 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス
- 五 前四號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス
- 第八百三十六條^(a)ノ規定ニ依リ又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シタル者ハ家督相續ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタルモノト看做ス

- (a) (參照) 第八百三十六條 庶子ハ其父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得ス
婚姻中父母カ認知シタル私生子ハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得ス
前二項ノ規定ハ子カ既ニ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス
- (5) 次條説明末尾の順位一覽表參照。
- (6) 例之公務員死亡シ其の娘又は父が扶助料を受けた後間もなく公務員の認知した男の子が出生した場合（民法第八三一條、恩給法第七二條第二項）には娘の失權後に男の子に扶助料を給するが如きである。

第七十四條 (未成年の子、夫、成年の子、養子の扶助料資格)

未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキニ限り之ニ扶助料ヲ給ス⁽¹⁾
夫又ハ成年ノ子ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキニ限り之ニ扶助料ヲ給ス⁽²⁾
養子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相續人タルトキ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其ノ家督相續人タルヘキ者ニ限り之ニ扶助料ヲ給ス⁽³⁾
前項ノ家督相續人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス⁽⁴⁾

(1) 未成年者とは滿二〇年に達せぬ者である（民法第三條）。未成年者と雖も婚姻したときは其の者の社會的生活能力は扶助料を給するを要せざる程度に達せりと看るのである、獨乙でも *Heirat macht mündig*（婚姻は成年を成す）と謂つてゐる。成年の日は出生の日から起算し民法第一四三條を準用して計算する（明治三五年法律第五〇號）、例之昭和一〇年一月一日生の者は同三〇年二月三十一日に成年に達する。

(2) 不具廢疾といふのは必ずしも第四六條の不具廢疾の第六項症以上であればよいといふ意味でもないが要するに生活資料を得ることが出來ぬ程度に心身の永續性を有する障礙があることである。而して扶助料權の順位に當つたとき不具であればよいので公務員死亡當時から不具廢疾たるを要せぬ。
扶養する者とは民法上の扶養義務者といふ意でなく事實上の扶養者である、故に扶養義務者があつて事實上扶養せず又は扶養する力がない場合には扶養する者なく、又扶養義務者でなくとも事實上扶養する者があれば扶養する者があ

るといふことになる。公共團體や慈善團體などが本人の餓死を辛うじて防ぐ爲に扶助をしてゐて扶助料さへ給せられれば當然手を引くやうな關係にあるやうな場合には扶養者ありと解し度くない。

第二項に該當する者「不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ」の要件發生前に婚姻してゐても現に右要件を具備するなら差支ないと解する、權利發生後婚姻すると八〇條に依り失權する。

(3) 従前の規定では養子は家名繼承者に限つて扶助料を給する規定で（官吏遺族扶助法第六條第八條、軍人恩給法第三六條、市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第一一條、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法第一三條等）公務員が非戸主である場合には其の養子には扶助料を給せざる扱であつた。

(4) 臺灣本島人には家督相続に關する成法が存せず慣習に依るのであるが家長（又は家主）相続人とか戸主（又は戸口）相続人といふのが内地の家督相続人に相當するのであつて之を家督相続人に「準スヘキ者」と規定したのである。

以上第七三條第七四條を通じ遺族たる扶助料權の順位及要件を順位の順に左に一覽的に列擧する。

I妻（内縁の妻を含まず）

II未成年の子（未婚なるを要す）

- 1. 嫡出男子
- 2. 庶出男子
- 3. 嫡出女子
- 4. 庶出女子
- 5. 私生男子
- 6. 私生女子

右各號の同號同志の間では年長者を先にする。

先順位の未成年者は成年になつた日順位を失ひ翌日から次位の未成年者が順位者となる。

子が養子なるときは公務員若は準公務員の家督相続人たるとき又は公務員若は準公務員が家督相続人にして之を戸主と看做すときは其の死亡の時に於て其の家督相続人たるべき者に限る、右家督相続人には之に準すべき者を含む。而して養子は縁組に因り養親の家に入り縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得し（民法第八六〇條、第八六一條）、家督相続に付ては嫡出子たる身分を取得した日に生れたものと看做される（民法第九七〇條第二項）から年長の點では事實上の年齢に拘らず養子となる前から養親の家にあつた1の次位（男）又は123の次位（女）といふことになる。

庶子は其の父母の婚姻の時から又私生子は其の父母が婚姻中認知した時から嫡出子たる身分を取得し（民法第八三六條）其の身分取得の時に生れたものと看做される（民法第九七〇條第二項）から婚姻又は認知に因り嫡出子となつた者は事實上の年齢に拘らず其の婚姻又は認知前に生れた1の次位（男）又は123の次位（女）となること養子に同じ。

Ⅲ夫（不具癡疾にして生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者なきときに限る）

IV父、母

- 1. 養父
- 2. 養母
- 3. 實父
- 4. 實母

V成年の子（不具癡疾にして生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者なきときに限る）

數人あるときは其の順位は前述未成年の子の場合に同じ。

養子なるときは前述未成年の養子の場合に付述べたる所に同じ。

VI祖父、祖母

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 養父の養父 | 5. 養母の養父 | 9. 實父の養父 | 13. 實母の養父 |
| 2. 養父の養母 | 6. 養母の養母 | 10. 實父の養母 | 14. 實母の養母 |
| 3. 養父の實父 | 7. 養母の實父 | 11. 實父の實父 | 15. 實母の實父 |
| 4. 養父の實母 | 8. 養母の實母 | 12. 實父の實母 | 16. 實母の實母 |

尙繼父繼母は實父實母に準じ之に包含するものと解せられる。司法省の解釋に従へば父又は繼父の後妻は繼母であり、母又は繼母の後夫は婚養子であつても入夫であつても其の母又は繼母が寡婦であり後夫と戸内婚姻をした場合であつても繼父である。

第七十五條 (扶助料年額、加給扶助料年額)

扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務員ニ因ル傷疾疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ全額⁽²⁾
 - 二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務員ニ因ル傷疾疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額
 - 三 其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額
- 前項第一號又ハ第二號ニ規定スル場合及增加恩給ヲ併給セラルル者ノ死亡シタル場合ニハ其ノ死亡ノ月ノ翌月ヨリ五年間ハ前項ノ規定ニ依ル扶助料ノ年額ニ各其ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ加給ス⁽³⁾

(1) 第四九條参照。

(2) 普通恩給を(増加恩給と共に又は單獨に)受けて後死亡したると受けずして即在職中死亡したるとを問はず死因が戰闘又は戰闘に準すべき公務員に因る傷病であるならば本號を適用される、在職中死亡の場合には第七三條第一項第一號に依り普通恩給額を算出し之を基礎として扶助料額を決定する。以上のことは第二、三號の場合も同様である。

(3) 第二項は公務員傷病に起因して在職中或は退職後死亡した(増加恩給を受け又は受けざる)公務員の遺族又は退職後

増加恩給を受け公務傷病に起因せずして死亡した公務員の遺族には急に公務の爲一家の柱石を失つた損失を緩和し或は増加恩給と普通恩給とを合し受けてゐた多額の恩給額が急激に普通恩給額のみ半分といふ少額に減少するのを緩和する爲公務員死亡の月の翌月から五年間は前項の規定に依り算出した扶助料年額に其の三割を加給したものを扶助料年額として給しようといふのである。給與は月計算（第三條）であるから五年間とは死亡の月の翌月から暦月で數へて六〇暦月の間である。六一暦月からは第一項の規定に依り算出した三割加給をせぬ扶助料年額を給することになる。三割額は錢位迄算出するが之を基本額に加へた金額は扶助料年額であるから第四條に依り圓位未滿は圓位に滿たしめる。

本項に依り加給した扶助料年額は扶助料證書の第一項に依る加給せざる扶助料年額の次に「但シ恩給法第七十五條第二項ニ依り昭和 年 月ヨリ昭和 年 月迄年額金 圓ヲ給ス」の如き記載をして表示するを適當とする。

第二項の改正規定の施行は昭和八年一〇月一日からである（附則第一條）が同日前に第二項に規定するやうな公務員が死亡した場合でも死亡の月の翌月から月計算で數へて昭和八年九月迄に五年を経過してをらぬ場合には其の事實に付て週及適用し唯給與は昭和八年一〇月以後五年に達する月迄加給することの經過的規定がある、詳細は其の規定即附則第一四條参照のこと。

傷兵院法第三條に依り一時扶助料を受けた傷兵親族が後に扶助料を受ける場合の扶助料額に關し七七九頁昭和九年勅令第二五七號参照のこと。

第七十六條（扶助料の失格原因）

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ。

- 一 子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ⁽¹⁾但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ此ノ限ニ在ラス⁽²⁾
- 二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ
- 三 父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ⁽³⁾

(1) 第七四條は未成年の子、夫、成年の子及養子に付て是等の者が具體的に第七三條の順位者に當つた時権利者たり得べき條件を規定したのであるが本條は是等の者及父母祖父母が普通恩給権者死亡後順位に具體的に該當する迄の間の扶助料資格者たる間に其の資格を喪失すべき原因を規定したものである。而して資格の條件は權利者になつた場合にも保有すべき條件であるから資格喪失事由は同時に權利喪失事由である、即本條の事由は悉く第八〇條第一項第一號及第二號に列擧されてゐる。尙本條各號に該當した場合即婚姻し又は去家した場合（子の分家を除く）には單に離婚したり復籍したとて資格は回復せぬ、但し婚姻なり去家なりの行爲に法律上無効原因があつて戸籍が訂正されると一般の法理に従ひ其の行爲なかりしものとして資格を回復すること勿論である。

(2) 普通恩給権者死亡後は婚姻が解消してゐても前に一度婚姻した事實があると資格なきものと解する。（但し七四條一ニ）

家を去るとは公務員又は準公務員の属した戸籍から他の戸籍に入ることから去籍した場合のみならず例へば公務員の遺族が戸主の居住指定に應ぜずして戸主から離籍された場合の如きをも含む。

(3) 但書の主格は子である。

妻の分家に付て第八〇條第一項第一號の如き規定を爲さぬのは妻は公務員の死亡と同時に直に権利者となるのであつて公務員の死亡後單に資格者たるに止まつてゐる期間がないからである。

「伴と」とは必ずしも同時に分家することを要せず相當の日月を経たる後でも伴と解して差支ない。

恩給法施行前の従前の規定では分家すると失格、失權したが恩給法では妻や子の分家は公務員又は準公務員死亡後家庭内の事情（嫁いびり、繼母の子供虐待等）で止むを得ず行はれることが多く之を失格、失權の原因とするは酷なりとして其の原因から除外した次第である、故に止むを得ざるに非ざる場合例へば分家した家から更に分家した場合には失格、失權するものと解すべく分家から元の戸籍に入籍した場合や分家から元の戸籍に入籍して更に分家した場合等には失格、失權せぬと解する。

(4) 父母、祖父母は婚姻に關係がないから例之父母共に存しても母死亡し父が再婚しても父母又は父は資格を有する。

第七十七條（扶助料權の停止）

六年未満

扶助料ヲ受クル者^{六年未満}二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス⁽¹⁾

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス⁽²⁾

(1) 第五八條第一項第二號と全然同趣旨である、六年未満を二年以下に改正したのも同様である、二年を超えると第九條に依り失權する。停止の觀念も第五八條で説明した通りで停止事由が客觀的に生ずると法律上當然停止の效果が生ずるのであつて停止處分を以て停止するのでない、従前の恩給法規では執行猶豫の有無に拘らず停止された、それで恩給法施行前に執行猶豫があつたが停止された者は恩給法施行と同時に停止を解かれるや否やの問題が生ずるが之に付ては消極に解する（第八五條(1)参照）。

停止事由が客觀的に生じたのを知らずして支給廳が支給した場合には其の支給額は誤拂金として被停止者は後に返還を命ぜられる、而して貯金局の實際の取扱は將來の扶助料支給額から五年間位に分割して返還せしめ扶助料權者存せ

ざるに至ると其の遺産相続人に返還を命ずるの例である（別項恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと
甲廿六參照）。扶助料權者執行猶豫の言渡なくして禁錮以上の刑に處せられたとき又は執行猶豫の言渡を取消されたときは其の宣告又は取消を爲した裁判所は速に其の旨を裁定官廳に通知することに恩給給與規則第三一條（昭和八年一月一日勅令第三一一號を以て一部改正同年一〇月一日以後刑に處せられたる場合に付適用）は規定してゐる。

第三十一條 年金タル恩給ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ（恩給法第九條第二項ニ規定スル犯罪以外ノ犯罪ニ付刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク）又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

(2) 扶助料受給資格者が二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられて刑の終らぬ中に扶助料權者になつても第一項に依り停止するといふことである。普通恩給受給資格者は禁錮以上の刑に處せられると第五一條で失格して終ふから其の處刑中の者が普通恩給權者になつた場合の停止規定を第五八條に規定するの要がなかつたが扶助料受給資格者に付ては第七六條に處刑に因る失格を規定しなかつたから本條第二項の規定を爲したのである。

第七十八條（次順位者の申請に基く扶助料の行政處分に依る停止）

扶助料ヲ給セラレヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依り裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得⁽¹⁾

(1) 本條は國家が扶助料給與の目的が權利者の所在不明の爲達せられぬ場合之を達するやうにするのを主眼とするから所在不明といふのは裁定官廳及扶助料受給資格者たる遺族、遺族の後見人等利害關係人が不知なることを要する其の他の者に至つては假に其の所在を知つてゐても之を右利害關係人等に知らしめぬ以上所在不明たるを妨げぬ。又右の立法の趣旨に依れば次順位者所在不明なるときは次々順位者更に此の者所在不明なるときは更に次の順位者が申請し得べきである。

(2) 本條の停止は第五八條や前條の法規上當然の停止と異り次順位者の申請に依り行政處分を以て停止を命じて始めて停止となるのである。本條の停止は要するに(一)裁定官廳の不知(二)利害關係人の不知(三)次順位者の停止申請(四)停止命令の處分が要件である。停止後處分を解くには(三)の要件は必ずしも要せぬが停止の効果は直接には處分に基くのであるから(一)或は(二)又は(一)(二)がなくなつても(四)の處分を解かぬ限り停止の状態は續くものと解すべきである。併し其の間に所在不明者の死亡其の他の失權事由が生ずれば其の生じた時から原權がなくなるから停止もあり得なくなる。停止は次順位者の扶助料の裁定のあつたときからと解すべきである。

第七十九條 (扶助料停止期間中の轉給)

前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

- (1) 第七八條の場合には停止は次順位者の申請に依るから次順位者があるのが當然である。
- (2) 第七八條の場合に権利者の所在が判明しても轉給した期間の扶助料額を其の権利者に給せぬ、停止は基本権に制限を加へて金受給の權をなくする性質上當然のことである。
普通恩給權者所在不明の場合には扶助料受給資格者に轉給する規定がないが扶助料は總て普通恩給を給せられたる又は給せらるべかりし者の死亡を前提としてゐる(第七三條)から生死不明の場合に扶助料を給し得ぬのは止むを得ぬ。前條及本條に依る轉給に就ては恩給給與規則第二二條及第一三條に依り(詳細は別項恩給請求手續問答(九參照)扶助料停止申請書及扶助料轉給請求書に證據書類を添附して爲すべきである。轉給中所在不明の権利者の死亡が確定した場合には更に通常の扶助料請求を爲し扶助料權者となるのである。

第八十條 (扶助料權の喪失原因)

遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ⁽¹⁾

- 一 其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子⁽²⁾ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ此ノ限ニ在ラス⁽³⁾
 - 二 妻、子又ハ夫婦婚姻シタルトキ⁽⁴⁾
 - 三 不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ⁽⁵⁾届出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ入りタリ⁽⁶⁾ト認メラルル遺族ニ付テハ裁定官廳ハ恩給審査會ニ諮問ノ上其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得
- 裁定官廳ハ前項ニ規定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ他ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得⁽⁷⁾

(1) 一般的失權原因は第九條に規定する、又第五條の時効に依て消滅する。此の外未成年の子が成年に達すると失權するのが通常であるが之を規定しなかつたのは成年者になつても第七四條第二項の要件に當嵌るときは扶助料を給せられるのと又餘りに明白であるからであらう。尙婚姻したり又は去家した場合(妻や子の分家を除く)には單に離婚したり復籍したとて權利は回復せぬ、但し婚姻や去家の行爲に法律上無効原因があつて無効の裁判に依り戶籍が訂正

され、一般の法理に従ひ其の行爲なかりしことに扱はれ権利を回復する。

(2) 例之公務員甲の死亡に依り扶助料を受くる妻乙女あり乙女の長女丙女に甲の死亡後丁男を婿養子に迎へても丁男は遺族たる子でないから丁男の分家に伴ひ乙女が其の家にあれば乙女は扶助料権を失ふ。次の妻又ハ子ニシテの子も遺族たる子を指稱すること勿論である。

家を去るの意味につき第七六條説明(2)参照。尙(3)の例説ニ参照。本號の家ヲ去リタルキは第七六條各號の家を去りたる場合に對應する。

(3) 「伴ヒ」とは必ずしも同時たることを要せず相當の日月を経た後でも伴ひ分家する意思ハあれば伴ヒと解して差支ない。但書の「及」までは妻が主格で「及」以下は子が主格である。

〔例説一〕 公務員死亡後妻が公務員の弟との戸内婚姻に依り扶助料権を失つた、公務員の子は右失權後扶助料の轉給を受け右戸内婚姻後公務員の弟の養子となつても家を去らぬから失權しなかつたが其の後養父(公務員の弟)及母の分家に伴ひ分家した爲失權した。
〔例説二〕 家ヲ去リタルトキとは公務員死亡當時に屬した家は其の儘存続するに拘らず遺族が其の家を去つた場合を謂ふものであるから戸主死亡した後家督相續人なき爲公務員死亡當時屬した家が絶家と爲つた爲其の家族たる遺族が民法上(第七六條)當然に一家を創立した場合又は公務員死亡後戸主が廢家した爲其の家族たる遺族が戸主に従つて他家に入つた場合等は家ヲ去リタルの觀念に包含せられぬものと解される。

尙分家に關し第七六條説明(3)参照。

(4) 子の婚姻失權は第七四條第一項及第七六條第一號に夫の婚姻失權は第七六條第二號に對應するもので失格原因

は同時に失權原因たるべきこと當然である。尙養子が第七四條第三項に該當せざるに至つた場合も失權すると解する。本號は戸内婚姻入夫婚姻の如く家を去らぬ場合でも失權せしむること勿論である。又子の内には成年の子をも含むから成年の子が第三號に該當しなくても婚姻すれば失權するものと解する。

(5) 第七四條第二項に對應する。

(6) 戸籍吏に婚姻の届出をすれば入籍して正式結婚となり入籍前戸籍を去り失權するから問題はないが本項は扶助料権の喪失を虞れて婚姻を届出せず入籍せずして事實婚即内縁關係を結びながら扶助料を受けてゐる場合の規定で斯の如き場合に其の事實婚の關係が相當深いときは道德上の問題は全然別であるが扶助料の關係に於ては正式婚姻の場合と同様に扱ふを妥當とするから裁定官廳は處分を以て失權せしめることが出来るのであつて但しそれには恩給審査會(大正一二年勅令第三六八號に依るもの)に諮問し是認の決議があつたことを要件とするのである。本項に依り一度失權すると事實上の婚姻關係が後日に至つて解消しても權利を復活せしめることが出来ぬから其の關係が相當深刻にして扶助料権を奪つても其の爲に事實婚の對手者が離れぬ位のものゝ失權せしめることにするのが妥當ではないかと考へる。失權處分の時期に關しては特別の規定がないが總て決議のあつた月の翌月中に失權處分をすることに扱例を一定するを衡平且便宜として各裁定廳に依て實行されてゐる。

(7) 調査は投書、新聞記事、問込み等に因り、或は自發的に調査するのであり多くの場合に於て警察官署、憲兵隊、自治體、舊本屬廳等の援助を必要とするであらうが人身攻撃の弊に陥らぬやう注意すべきであらう。第九條ノ二の受給權調査の際や扶助料裁定の際に戸籍謄本で私生兒の有無等を調べて調査することも出来る。

第八十一條（兄弟姉妹の一時扶助料）

公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具遺疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合^①ニ限り之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分^②ニ相當スル金額トス

(1) 兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキといふと如何にも兄弟姉妹に年金たる扶助料を給し得るかの如く聞えるが兄弟姉妹に年金たる扶助料を給し得ないことは第七三條に依り明かであるから之は公務員が在職中又は普通恩給を受けて後死亡した場合に第七三條の年金たる扶助料を受くべき遺族が一人も存せず唯兄弟姉妹のみが遺族（第七二條に依り遺族である）として存する場合にはといふ意味である、從て第七三條の遺族が年金たる扶助料を受けた後死亡失權などして年金扶助料權者が無くなつたときに兄弟姉妹があるからとて本條の一時扶助料を給するわけには行かぬのである。

(2) 第七四條第二項の説明参照。

(3) 同様の規定は従前の規定たる官吏遺族扶助法第一一條、市町村立小學校教員退職料及遺族扶助法第一一條、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助法第一三條等にもあつたのであつて本條の實際の扱も従前

の例に依り兄弟姉妹の一人に付一年分宛給與することになつてゐる（例へば弟と妹の二人なら二年分を給するが如く）、唯五人以上あつても五年分より多くは給し得ないのである、兄弟姉妹は大體五人以下が通常であらうから最高限度を五年分と限定したのであらう。一時扶助料であるから一度限り給與すべきものなること論を俟たぬ。

一時扶助料を給せらるべき者數人あるときは其の中一人を總代者として恩給の請求を爲すべきことを恩給給與規則第一九條は規定してゐる。

第十九條 恩給法第八十一條ニ規定スル一時扶助料ヲ給セラルヘキ者數人アルトキ又ハ恩給法施行令第二條第一項

若ハ第二項ノ相續人數人アルトキハ其ノ中一人ヲ總代者トシテ恩給ノ請求又ハ恩給支給ノ請求ヲ爲スヘシ

第八十二條 (一時恩給に相當する一時扶助料)

文官、教育職員又ハ待遇職員在職年^{一年以上十五年未満ニシテ在職中死亡シ}三年以上^{一年以上十年}以上十七年未満、准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未満、下士官タル軍人又ハ警察監獄職員在職年三年以上十二年未満ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族^ニ一時扶助料ヲ給ス^①

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡前^{死亡ノ當時}ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數^②ヲ乗シタル金額トス

(舊第三項、下士以下ノ軍人在職年一年以上十一年未満ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス)

(舊第四項、前項ノ一時扶助料ノ金額ハ死亡者ノ階等及在職年ノ年數ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス)

第五十九條ノ二第五項ノ規定ハ死亡前ノ俸給月額ニ付之ヲ準用ス^③

第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル規定及第七十四條ノ規定ハ第一項ノ扶助料ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス^④

(1) 改正恩給法が年數を變更した理由は第六七條乃至第七一條に付て述べた所に同じである。年數變更に關し附則第一一條、第一二條の如き経過的規定がないから改正恩給法施行前に一年以上の在職があつても施行後に死亡すれば三年以上なくては一時扶助料を給せられぬ。附則第五條、第六條は適用がある。又改正法が下士官たる軍人の一時扶助料に關する舊第三、四項を削つて第一項に入れたのは第五九條ノ二及別表第一

號表で軍人の恩給に付ても基礎俸給を定め舊第四號表の一時恩給金額表を廢したからである。准士官以上の軍人の一時恩給(第六八條)は下士官以上としての在職年一年以上たるを要するに對し本條の一時扶助料は之を要せぬ點に注意すべきである。

(2) 改正恩給法は總て恩給の基礎たる俸給を退職又は死亡前一年間の俸給額を標準とする原則に改めたから「死亡ノ當時」を「死亡前」に改めた(第五九條ノ二參照)。

〔例說〕



の如き場合には文、待を通算して一時扶助料を給すべく別に文に對する一時恩給を給さぬ、之は恩給法改正前も同様であつた。

(3) 改正恩給法は第二八條第二項但書を改めて第八二條の一時扶助料に付ても前に一時恩給の基礎となつた在職年其の他の在職年の年月數を合算せぬことにしたから「公務員ノ在職年ノ年數」とは死亡當時在職した其の在職年のみの年數を指すことになつたが改正前に於ては第二八條第二項但書に斯かる制限規定がなかつたし且つ従前に於ても退官賜金又は退職給與金を受けた年月數を通算して一時扶助料を給與し來つた沿革上前に一時恩給の基礎になつた在職年^⑤をも通算して一時扶助料額算出の基礎にしたのであつて第六七、六九、七〇、七一各條の一時恩給の場合の「在職年ノ年數」と同じ文字を用ひながら内容には差があつたのであつた。

(a) 恩給法改正前は左の如く一時金(給助金)を受けなかつた在職年をも特に通算することにしてゐた。
大正七、一二、一 内地部隊入營

同 八、四、一七 第二〇師團編成の爲朝鮮龍山部隊へ轉出

同一〇、一一、一九 現役満期(實役三年朝鮮服役加算一年三月半あるも砲兵一等卒として退職したるを以て一時恩給を受くるを得ず)

同一三、七、三一 縣屬
昭和三、六、一一 死亡

(文官四年に軍人在職年を合し、八年三月半の一時扶助料を給す)

之は一時扶助料は一時恩給が一在職毎に給否を決するのと異り一生の間の功勞に報ゆるもので扶助料と同様に考ふべきであると解したからであらう、一時扶助料が前述(1)の如く准士官以上の軍人の一時恩給に於ける如く下士官以上としての在職一年以上たるを要せぬのも此の思想の結果であらうか。

(4) 第五九條ノ二第五項を準用するのは同項は第二章第二節にのみ關して規定したから本章(第三章)に付て之を引用する爲には準用の規定を要するからである。

(5) 第四項も改正恩給法で新設された規定で第一項が漫然「遺族」と謂つて第七二條の遺族全體即兄弟姉妹を包含した意味の遺族、又第七四條の要件を要せざる遺族を指すかの如く見えるのを防ぎ其の然らざることを明確にしたのである、實は改正前に於ても第八一條に於ては公務員の兄弟姉妹以外に扶助料を受くべき遺族がない場合に其の兄弟姉妹未成年又は不具癡疾にして生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者なき場合に限り之に一時扶助料を給し而

も其の金額は年金たる扶助料の一年分乃至五年分換言すれば俸給年額の(普通恩給に相當する1/3の1/2即)六分のの一
一倍乃至五倍更に換言すれば俸給月額の二倍乃至一〇倍に限定されてゐるのに本條の一時扶助料は俸給月額の一一倍乃至一六倍に達し得る譯であるから兄弟姉妹に本條の一時扶助料を給すべきでなく又一時扶助料は遺族全體の爲に給するの精神に於て扶助料と異なることなく而して扶助料は給與に順位を定めて最も家族的利害の近いものに給することにしてゐる點から扶助料給與の順位は本條の一時扶助料にも準用すべく更に一時扶助料が遺族を扶助する爲に給せられることは扶助料と何等異らぬから扶助料給與條件としての第七四條の要件は一時扶助料の場合に於ても同様に必要であると解せられてゐた次第であつて改正恩給法は之を規定として明示したものである。

公務員死亡當時之と同一戸籍内にあつた順位者は請求時に戸籍を去つてゐる場合でも公務員死亡後七年間に請求すれば一時扶助料を給する、之は第八一條の一時扶助料や一時恩給に付ても同様で又扶助料に付ても其の去籍前の権利を去籍後と雖も請求せしめ得るのと同様である。

第四項に依れば成年の子は第七四條第二項の條件がある場合に限り一時扶助料を給せられる。

尙本條は公務員が死亡せずに退職したとしたならば一時恩給を給すべき場合の規定であるから普通恩給年限未滿にして在職中死亡した場合でも戦、公務で死亡して第六〇條第六項、第六一條第七項、第六一條ノ二第四項、第六二條第六項、第六三條第四項又は第六四條第三項に依り普通恩給年限未滿なるに拘らず特に普通恩給を給する規定と第七三條第一項第一號の規定とに依り遺族に年金たる扶助料を給せらるべきときには本條の適用がないこと勿論である。

附 則

以下主として新舊法の交渉に關する經過的規定である。

第八十三條 (施行の期日)

本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

從て特別の規定なき限り右期日以後に生じた事實に對しては恩給法が適用されることになる。
恩給法施行令も其の附則中に於て

第三十八條 本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

と規定してゐる。

恩給給與規則、恩給給與細則も附則で

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス(規則)又は

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(細則、公布の日大正一二年一〇月一日)

と規定した。

第八十四條 (恩給法施行の日より廢止された法令)

左ノ法令ハ之ヲ廢止ス (括弧内に法令の名又は法律番號を示すことにする)

- 一 官吏恩給法 (明治二三年法律第四三號)
- 一 官吏遺族扶助法 (明治二三年法律第四四號)
- 一 軍人恩給法 (明治二三年法律四五號)
- 一 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法 (明治二三年法律第九〇號)
- 一 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法 (明治二三年法律第九一號)
- 一 明治二十四年法律第四號 (明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關スル法律)
- 一 明治二十九年法律第十三號 (公立學校職員退職料等ニ關スル法律)
- 一 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則 (明二九年法律第三六號)
- 一 明治二十九年法律第七十八號 (臺灣總督府條例施行前同府所屬雇員ニ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ヲ適用スル法律)
- 一 明治三十三年法律第七十五號 (臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律) (在勤加算の規定である)
- 一 明治三十三年法律第七十六號 (朝鮮臺灣又ハ樺太ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律)
- 一 明治三十三年法律第七十七號 (臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律)